

平成 2 3 年舟形町議会  
第 3 回定例会々議録

舟形町議会

# 平成23年舟形町議会第3回定例会々議録

招集年月日 平成23年9月8日  
招集の場所 舟形町議会議場  
開 会 9月8日 午前10時 議長宣言  
応招議員

1番	佐藤 勇	6番	大場 清之
2番	奥山 謙三	7番	野尻 益夫
3番	斎藤 好彦	8番	叶内 富夫
4番	佐藤 広幸	9番	八 歙 太
5番	加藤 憲彦	10番	信夫 正雄

不応招議員 ナシ  
出席議員 応招議員と同じ  
欠席議員 ナシ

## 地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

町 長	奥山 知雄	まちづくり課長	中山 進
副 町 長	豊岡 信尋	地域整備課長	矢野 正
会計管理者	高橋 明彦	総務課財政管財班長	叶内 範夫
総務課長兼まちづくり課政策推進室長	高橋 剛	教 育 長	伊藤 孟
健康福祉課長	伊藤 廣好	教育委員会次長	伊藤 幸一
産業振興課長	渡辺 晴美		

## 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 松田 清司 主 任 大場 由美子

## 町長提出の議案の題目

No.	件 名
1	議案第39号 平成23年度舟形町一般会計補正予算（第4号）について
2	議会第40号 平成23年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第1号）について
3	議案第41号 平成23年度舟形町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第1号）について
4	議案第42号 平成23年度舟形町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
5	議案第43号 平成23年度舟形町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
6	議案第44号 平成23年度舟形町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
7	議案第45号 舟形町情報公開審査委員会委員の委嘱について
8	報告第4号 平成22年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
9	認定第1号 平成22年度舟形町一般会計歳入歳出決算の認定について
10	認定第2号 平成22年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について

- |    |       |                                     |
|----|-------|-------------------------------------|
| 11 | 認定第3号 | 平成22年度舟形町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について    |
| 12 | 認定第4号 | 平成22年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 13 | 認定第5号 | 平成22年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について  |
| 14 | 認定第6号 | 平成22年度舟形町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について    |
| 15 | 認定第7号 | 平成22年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について  |
| 16 | 認定第8号 | 平成22年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について   |

#### 議員提出の議案の題目

- | No. | 件      | 名                                      |
|-----|--------|--|
| 1   | 発議第7号  | 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について               |
| 2   | 発議第8号  | 県産牛肉風評被害に関する意見書の提出について                 |
| 3   | 発議第9号  | 環太平洋戦略的経済連携協定（T P P）参加反対を求める意見書の提出について |
| 4   | 発議第10号 | 免税軽油制度の継続を求める意見書の提出について                |
| 5   | 発議第11号 | 日本海国土軸の構築と社会資本整備を求める意見書の提出について         |

議 事 日 程 別紙配布のとおり

会議録署名議員の氏名 議長は会議録署名議員に次の者を指名した。

4 番 佐 藤 広 幸      8 番 叶 内 富 夫

平成23年9月8日  
平成23年第3回定例会第1日目  
午前10時02分開議 欠席無し

**議長：** 9月定例会の開催に先立ちまして、舟形町名誉町民の元世田谷区長大場啓二氏が去る9月1日にお亡くなりになりました。議会からも代表致しまして5名が9月4日の密葬並びに9月5日の告別式に参列をして参りました。今まで舟形町に対しまして、多くのご支援を頂きましたことに感謝を申し上げまして、改めて哀悼の意を表し、黙祷を捧げたいと思います。全員ご起立お願いしたいと思います。黙祷。それではご着席下さい。

只今の出席議員数は10名です。定足数に達しております。只今から平成23年第3回定例会を開会致します。尚、9月定例会は全員協議会の申し合わせによりまして上着を脱いでも良いことになっております。ご自由に脱着をお願いを致します。

直ちに会議を開きます。

#### 日程第1

**議長：** 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第118条の規定により、議長が指名を致します。4番佐藤広幸君、8番叶内富夫君の両名を指名します。

#### 日程第2

**議長：** 日程第2 会期の決定についてお諮り致します。

**8番：** 会期の日程は、本日8日から15日までの8日間をお願いしたいと思います。

**議長：** 只今8番議員より、本日9月8日より15日までの8日間との発言がございました。異議ありませんか。

(異議無しの声)

異議無しと認めます。よって会期は8日間とする事に決定致しました。

#### 日程第3

**議長：** 日程第3 諸般の報告については議案書掲載の通りです。朗読は省略致します。

#### 日程第4

**議長：** 日程第4 議員派遣の報告についてはお手元に配布してある通りでございます。

#### 日程第5

**議長：** 日程第5 本期受理の請願、陳情を議題としたいと思います。

請願第2号 生活道路の町道認定及び路線整備についての請願。請願第3号 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出を求める請願。陳情第2号 県産牛肉風評被害に関する意見書の提出を求める陳情。陳情第3号 環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)参加に反対に関する意見書の提出を求める陳情。陳情第4号 免税軽油制度の継続に関する意見書の提出を求める陳情について議題とします。

請願第2号について、紹介議員朗読説明をお願いします。

**3番：** おはようございます。それでは朗読をして説明に代えさせていただきます。

請願受理番号 2番。受付年月日 平成23年8月22日。件名 生活道路の町道認定及び路線整備について。請願者 舟形町舟形586-9 木友町内会 会長 佐藤光晴。紹介議員 斎藤好彦。趣旨 町道宮田木友二号線の舟形町舟形字大堀2080-4から舟形町営住宅木友団地内生活路線の舟形町舟形字大堀2080-1に至るまで、全長約100mの生活路線の設備と町道認定の実現を図られるよう、土地所有者の同意のもと請願します。

理由 この請願路線は地域住民に生活道路として利用されており、利便性も高く、周辺には住宅困窮者の住宅確保に寄与している舟形町営住宅木友団地もあることから、地区内の重要路線として位置づけされております。しかし、現実には整備が行き届かず、冬季間の生活に長年不便をきたしており、緊急時の場合には車両も進入出来ない状況にあります。

つきましては、今後の地域発展には欠かせない道路でありますので、この生活路線の町道認定編入にご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。尚、平成元年9月舟形議会定例議会におきまして、町道及び路線整備についてにおきまして採択された区間を一部含んでいます。上記の通り、地方自治法第124条の規定により請願致します。以上です。

**議長：** 請願第3号について、紹介議員朗読説明をお願いします。

**1番：** それでは請願第3号を朗読にて紹介させていただきます。

請願受理番号 3。受付年月日 平成23年8月26日。件名 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出を求める請願。趣旨 別紙のとおり。請願者 新庄市大手町2-60 連合山形新庄最上地域協議会 議長 和田泰浩 紹介議員 佐藤勇。件名 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出を求める請願。

趣旨 東日本大震災によって、東北・関東では多くの自治体が甚大な被害を受けました。今後は、自治体を中心とした復興が求められます。また、全国の経済状況は依然として停滞しており、地域の雇用確保、社会保障の充実など、地域のセーフティネットとしての地方自治体が果たす役割はますます重要となっています。

とくに、地域経済と雇用対策の活性化が求められるなかで、介護・福祉施策の充実、農林水産業の振興、クリーンエネルギーの開発など、雇用確保と結びつけ、これらの政策分野の充実・強化が求められています。2011年度政府予算では地方交付税について総額17.5兆円を確保しており、2012年度予算においても、震災対策費を確保しつつ、2011年度と同規模の地方財政計画・地方交付税が求められます。

貴議会におかれましては、2012年度の地方財政予算全体の安定確保にむけてご審議頂き、国の関係機関に意見書を提出されることを、地方自治法124条の規定により請願します。

記1 被災自治体に対する復興費については、国の責任において確保し、自治体の財政が悪化しないよう各種施策を十分に講ずること。2 医療、福祉分野の人材確保をはじめとするセーフティネット対策の充実、農林水産業の再興、環境対策など、今後増大する財政需要を的確に取り入れ、2012年度地方財政計画・地方交付税総額を確保すること。3 地方財源の充実・強化をはかるため、国・地方の税収配分5：5を実現する税源移譲と格差是正のための地方交付税確保、地方消費税の充実、国の直轄事業負担金の見直しなど、抜本的な対策を進めること。以上請願の朗読と致します。

**議長：** 陳情第2号、陳情第3号、陳情第4号については事務局が朗読致します。

**事務局：** それでは朗読致します。

陳情受理番号第2号。受付年月日 平成23年8月1日。件名 県産牛肉風評被害に関する意見書の提出を求める陳情。陳情者 舟形町舟形273-1 新庄もがみ農業協同組合 代表理事組合長 安食賢一。新庄もがみ農業協同組合 農政対策本部 本部長 安食賢一。

趣旨 東京電力福島第一原子力発電所の事故により、日本の食の安全・安心が大きく損なわれ、国産農畜産物に対する国民の不安の増大と信頼の低下は、日本農業にとって、これまでの経験したことのない危機的状況を招いています。

このたび、本県においても、宮城県内から購入した稲わらに含まれる放射性物質の測定を行ったところ、暫定許容値を超える値が検出され、その稲わらが県産牛に与えられていたという事態は誠に残念でなりません。食肉市場においては、マスコミ報道による「汚染疑い牛」の風評が広がり、関東・東北産の牛肉価格は他産地に比べ3分の1程度のかつてない安値を記録し、まだ先が見えない状態にあります。

こうした状況を踏まえ、本県JAグループは、国民の食の安全・安心の確保を図るとともに「山形牛」ブランドを確実に守っていくため、牛肉の検査を確実に実施し、安全性が確認されたものだけが流通するよう、万全を期すことが必要かつ唯一の方法と考えます。

つきましては、下記の事項について、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を、政府及び関係機関に提出して下さるよう陳情致します。

記 1 国主導による風評被害防止対策等を実施すること。国民が安全性を理解するにあたり、誤解を招くことのないよう、正確かつ適切な情報発信を行うこと。また、マスコミ報道による「汚染疑い牛」の風評が広がり、暫定基準値を下回る牛肉でも市場流通が極めて困難な状況にある。消費者の安心を確保するためには、これらの牛を市場から完全に隔離することが必須であり、そのための市場出荷停止措置を講じること。

2 当面の農家経営に関すること。(1) 安全な稲わら及び代替飼料の確保対策の実施。このたびの稲わらの放射性物質高濃度汚染発生により、肥育農家において給与する稲わらの不足が懸念されているため、安全な稲わらの全国的な需給調整や代替飼料の確保により、粗飼料に不足が生じることのないよう、万全の措置を講じること。(2) 高濃度汚染稲わらの管理・処分方法に係る指導の実施。国は高濃度汚染稲わらと判明した場合、使用を自粛し他の飼料と区別して保管するよう指導を行っているところであるが、こ

れらについての管理・処分方法について、早急に明確な方針を示すとともに、再利用が困難となる高濃度汚染稲わらの処分費用についても財政措置を講じること。(3) 高濃度汚染稲わらを給与された牛の糞尿の処理。高濃度汚染稲わらを給与された牛の糞尿から製造される堆肥の利用などにより二次被害が懸念されることから、糞尿の取扱い及び処分方法に係る指針を早急に策定するとともに、その処分費用についても財政措置を講じること。

3 今後の農家経営に関すること。(1) 被害農家の資金繰りに配慮した融資制度の拡充。農家に対する無利子融資制度を創設し、農業経営の資金繰りへの支援を拡充すること。(2) 風評被害を含めた損害に対する賠償。市場出荷停止措置の対象牛については、国が全頭買い上げること。また、風評被害による取引価格下落加額および高濃度汚染稲わら等購入粗飼料代金や飼養期間延長に係るコスト増嵩等による損害額について、「原子力損害の範囲の判定等に関する指針」の対象に盛り込むなど万全な賠償を行う事。

4 全頭検査に係る体制設備および財政措置を講ずること。国民の不安を払拭し、安全・安心を確保する上で必須となる全頭検査のための分析機器の整備や人員の確保など体制整備を図るとともに、十分な財政措置を講じること。

続きまして、陳情 受理番号 3 受付年月日 平成23年8月25日 件名 環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)参加反対に関する意見書の提出を求める陳情 陳情者 山形市大字門伝字裏城1番地 農民運動山形県連合会 会長 花鳥賊義廣。

趣旨 アメリカ、オーストラリアなどを含めた9カ国による環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)は、自由化の例外をいっさい認めず、関税の完全撤廃を参加国に迫るものです。日本が参加すれば、アメリカなど農業大国からの輸入も完全自由化されるのは避けられません。

このTPPについて政府は、当初2011年の6月にTPP参加についての判断を行うと声明していましたが、東日本大震災の発生により、当面凍結されています。一部には、東日本大震災を理由にTPPへの参加を求める動きもありますが、震災や凶作の心配があるからこそ国民の食糧は基本的には国内で責任を持って生産が継続できるようすべてきであり、「震災」を理由にTPP推進を主張するなど言語道断と言わざるを得ません。

また、米国大気研究センターが2010年10月10日付で発表した地球温暖化による世界的な干ばつ予測では、2030年までに米中西部の多くで深刻な干ばつに見舞われ、今世紀末には中国、東南アジア、アフリカ、南米、オーストラリアの大部分が深刻な干ばつに見舞われる可能性があるとしています。TPP加盟で日本の食料の自給ができなくなれば、この予測のように世界的な干ばつに見舞われた場合や輸出国で大きな災害が起きた場合、日本は真っ先に飢餓に追い込まれます。

また、国内総生産の1.5%しか占めない第一次産業(農林水産業)が他の98.5%の産業を犠牲にしているという議論がありますが、第一次産業は他の産業と密接に結びついて関連産業、雇用を含めて国内総生産の中で大きな役割を果たしています。また、環境保全や生物多様性の保全など国土を維持する貢献も大きいものがあり、農業が持つ多面的機能を無視することはできません。日本経団連は「貿易自由化に乗り遅れるな」とTPP参加を強く求めています。輸出大企業のもうけのために国民の食料を犠牲にし、農業と農村を切り捨てることは絶対に許せません。

世界は「食料は自由に輸入できる」時代ではありません。自由化一本やりでなく、食料主権を確立し、農業の多面的発展に力を注ぐべきです。環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)加盟は日本の農林水産業を破滅に導き、地球温暖化による地球規模の大干ばつや大災害がもたらす食料危機から日本国民を守れないものであり、同協定への参加は認められません。

以上の趣旨から、下記の事項について地方自治法第99条の規定にもとづく意見書を、政府及び関係機関に提出して下さるよう、陳情致します。記1 日本の農林水産業を破滅に導く環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)に参加しないこと。

陳情 受理番号 4 受付年月日 平成23年8月25日 件名 免税軽油制度の継続に関する意見書の提出を求める陳情 陳情者 山形市大字門伝字裏城1番地 農民運動山形県連合会 会長 花鳥賊義廣。

趣旨 これまで農家の経営に貢献してきた免税軽油制度が、地方税法の改正によって、このままでは2012年(平成24年)3月末で廃止される状況にあります。免税軽油とは、道路を走らない機械に使う軽油については軽油取引税(1ℓあたり32円10銭)を免税する制度で、農業用の機械(耕運機、トラクター、コンバイン、栽培管理用機械、畜産用機械など)や船舶、倉庫で使うフォークリフト、重機など、道路を

使用しない機械燃料の軽油は、申請すれば免税が認められてきました。このたびの地方税法の改正により軽油取引税が道路特定財源から一般財源に変わったことを理由に免税軽油制度を廃止することは容認できません。道路財源として使用しないのであれば、ただちに軽油取引税自体を廃止すべきであり、一般財源化したから免税が出来ないというのはあまりに一方向的で、農業、漁業、鉄道、建設業にだけ負担増になる方法は採用すべきではありません。また、現状は、ともに一般財源である消費税と軽油取引税との2重課税であり、この状態の是正こそが必要です。さらに、一般財源化したとはいえ、実際には引き続き特定財源的な使われ方をしており、結果的に一般財源化に名を借りた単なる増税になることは明白です。各産業に重大な影響を与える安易な増税ではなく、慎重に制度的検討を行うべきであり、激変緩和措置を含め、当面は免税を続けるべきです。

免税軽油制度がなくなれば、今でさえ困難な農業経営への負担は避けられず、軽油を大量に使う畜産農家や野菜・園芸農家をはじめ、農業経営への影響は深刻です。制度の継続は、地域農業の振興と食糧自給率を向上させる観点からも有効であり、その継続が強く望まれています。

以上の趣旨から、下記の事項について地方自治法第99条の規定にもとづく意見書を、政府および関係機関に提出して下さるよう、陳情致します。記1 免税軽油の制度を継続して頂くこと。以上です。

**議長：** 審査の方法についてお伺い致します。

**8番：** 請願第2号、請願第3号並びに陳情第2号、陳情第3号、陳情第4号については総務振興定規委員会に付託し、会期中に審査されることを提案いたします。

**議長：** 請願第2号、請願第3号並びに陳情第2号、陳情第3号、陳情第4号については総務振興定規委員会に付託し、今、会期中に審査して頂くとの発言がありました。そのようにすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって請願並びに陳情については総務振興定規委員会に付託し、今会期中に審査することに決定致しました。

## 日程第6

**議長：** 日程第6 町長挨拶並びに行政報告を受けます。

**町長：** 今日は平成23年第3回の9月定例会に召集しましたところ、何かと公私共にご多忙のおり全議員の出席を賜りまして、まずもって御礼を申し上げたいと思います。まず最初に先程の議会の冒頭に、黙祷の儀礼がありましたが、この突然の訃報についてまずご報告申し上げたいと思います。9月1日に長沢出身の世田谷区長を7期28年勤められました、大場啓二さんが亡くなられたとの連絡が入りました。享年88歳であります。折に触れ、ふるさと舟形町に対し、産業の振興、文化教育活動の面におきまして、多大なご支援を賜りました。舟形町の名誉町民でもあります故大場啓二様に町民の皆さまとともに心からご冥福をお祈り申し上げたいと思います。尚、去る5日に世田谷区内でとり行いました葬儀、告別式には町と議会と教育委員会の代表9名で参列をさせて頂きました。舟形町民を代表して弔辞を奉読させて頂きました事も合わせてご報告させて頂きます。

今年は、豪雪の影響により融雪の遅れによる春先の農作物の生育が心配されましたが7月以降の天候の回復よりまして、順調に推移したようであります。町の特産品でありますニラにつきましては春先から販売価格が例年より高値で推移し、順調に販売額を伸ばしているようであります。町で特に力を入れて取り組んでおりますネギの収穫時期をこれから本格的に迎えますが、台風や大雨により品質の低下を招かないように万全の指導体制で臨んで頂きたいと思います。水稻の生育状況につきましては、東北農生協山形農政事務所で水稻の作柄について発表しております。山形県全体としては平年並みのようですが、田植え後の低温や日照不足による初期生育の遅れがあったものの、7月以降の天候の回復により、概ね順調に進んだとのことであります。最上地方においては、融雪の遅れが原因となって、やや不良となっているようであります。これから台風の被害も心配されますが、晴天の日が続くことを期待したいと思います。

秋の収穫時期を迎え、福島原発事故による国民の主食である稲作への放射能汚染への影響について国民的な関心が高まっております。現在予備調査として平成の合併の前の旧44市町村単位で収穫前の放射性物質検査のサンプル調査を実施しております。今回の予備調査で国の基準値ある、玄米1kgあたり200ベクレルを超す放射性セシウムが検出されれば、本調査の時に重点的に調べられる事になるようであります。予備調査の結果は今月中旬に公表されます。収穫後の本調査は今月中旬に行われることになっており

ます。町内で生産された米から、放射性物質が基準値を超えて検出されることは絶対にはないと確信しておりますが、予備調査、或いは本調査の結果を生産者の皆さんと共に一緒に見守って参りたいと思います。

3月11日の東日本大震災から間もなく6ヵ月が経過しようとしています。津波被害が広範囲に及んだことや福島第一原子力発電所の前代未聞の事故が併発したり、市町村の行政機能が消失するなど地方自治体の機能そのものが著しく低下し、復旧作業や復興計画が思うように進展しない状況にあるのではないかと思います。町の対応として、これからもボランティアの皆さんの協力を得て、被災地の復旧活動の支援を続けてまいりたいと考えております。また、被災者の受け入れにつきましても、現在7家族28人の方が町営住宅やコテージで避難生活を送っております。一番多い時60名の方が舟形町で生活を送っていました。引き続き被災避難者の皆さんの生活支援に取り組んで参りたいと思います。町内の放射線量の調査も、4つの小学校の協力を頂きながら月2回、グラウンドでの放射線量測定を実施しておりますが、測定の結果として毎回0.05マイクロシーベルト前後の数値となっております。全く環境に影響を与える数値ではなく毎回学校関係者も安堵しております。調査結果は新聞でも発表されております。町の広報や、お知らせ版でも町民の皆さんに周知を図っております。放射線量の調査は当分の間継続していくことにしております。

9月に入り猛暑も一段落した感じがありますが、今年の夏は原発事故に伴う電力不足の対応が国民的な課題となり、国をあげて節電への取り組みを実施をしたところ、一度も計画停電を行う事もなく無事に夏場を乗り越えられることができました。企業や各家庭での節電への協力を改めて感謝を申し上げます。これから電気需要が拡大する冬場へ向かうこととなりますが、今回の節電の経験を生かしながら日頃から節電に努めてまいりたいと思います。3月11日以降も毎日のように余震が続いております。ここにきて更に地震発生を予測するような発表が文部科学省の地震調査委員会からありました。新庄盆地断層帯における大規模な地震が30年以内に5%の確率で発生すると予測しております。直下型の地震で震度6弱と予測しております。私たちにとりましては大変ショッキングな公表であります。いつ地震が発生しても安全に避難ができるように一人一人が防災の意識を持ち、日頃から防災訓練に努めることが大切なことだと思います。町としても町内会長さんと連携をし、地域の防災対策に重点的に取り組み、安心安全な街づくりに努めて参りたいと思います。

ここにきて政局が一気に動き出しました。8月29日の民主党代表選において、決選投票の結果、野田財務大臣が党代表に選出され、翌30日衆参両院本会議第95代首相に選出されました。そして3日後の9月2日に野田内閣が誕生しました。震災の復興や原発事故の収束、円高対策、社会保障と税の一体改革に伴う消費税の引き上げなど、緊急の課題が山積みではありますが、衆参のねじれ現象は続いており、野党との性質な対応によりまして、スピード感に溢れた国民本意の政治運営を期待したいと思います。再任されました本県出身の鹿野農林水産大臣の更なる御活躍を大いに期待したいと思います。

ここで、定例会に提案致します案件に先立ちまして、6月定例町議会以降の主な行事について行政報告を申し上げます。一つが第5期の糖尿病予防検診であります。山形大学医学部内科と眼科による糖尿病予防検診が6月12日、19日の両日、堀内富長地区の40歳以上を対象に、堀内小学校を会場に実施されております。2日間で468名の方々から受診をして頂きました。検診率は男性が35.1%、女性は40.4%、糖尿病有病率として、男性が9.4%、女性が8.1%でありました。また、検診結果の報告会を8月22日に開催し、今後の健康管理についての講話と個別相談会を開催致します。今後、糖尿病検診有所見者に対し、健康教室や家庭訪問等を実施し、適正な治療や進行防止のための知識の復旧啓発に努めてまいりたいと思います。尚、眼科検診で2次検診が必要な方、134名については眼科の協力によりまして10月2日に無料検診を予定しております。

2つ目が農業舟形町農林漁業体験実習館の指定管理者の調印式であります。6月28日山形市のパレスグランデールにおいてNPO法人東北エコリサイクルネットワーク研究会と舟形町農林漁業体験実習館の管理運営について協定書の調印式を行いました。調印式には、同研究会から理事長の笹島洋二氏をはじめ、副理事長と理事2名が同席し、和やかな雰囲気の中で調印が行われました。今後は民間の統合的な活力が期待でき、企業研修を受け入れ、自然体験学習、PDFバイオディーゼル燃料などの企画を始め、創造性に溢れた活動を展開して頂きたいと思っております。

3番目がネギ選果施設の起工式であります。7月1日建設途中の長者原字七折沢地内におきまして、JA新庄もがみ、ねぎ選果施設の起工式が行われました。ネギはニラに続く作物として昨年からは本格的に栽培され、販売額が3,200万円を超える作物になりました。現在ネギ生産組合が25名、作付け面積が6.8haと



なっておりますが、将来的には9.5ha、8,700万円を目標に取り込んでいる作物であります。施設整備費は1億3,500万円となっておりますが、県の創意工夫プロジェクトや園芸支援事業を活用しております。新たな産地作物を知る大いに期待しているところであります。9月10日から本格的に稼働し1日700箱の出荷が予定されております。

4番目と致しまして第47回献血運動推進全国大会であります。7月14日日本赤十字社名誉副総裁皇太子殿下の御臨席を仰ぎ第47回献血運動推進全国大会が山形市のビッグウィングで開催され、全国から1500名が参加されました。町からは信夫議長をはじめ、献血協力事業所、日石舟形町分区奉仕団、個人など関係者12名が参加しました。式典の中で、献血活動継続20年以上の献血団体に贈られる日本赤十字社金色有功章を障害者支援施設光生園が受賞されました。今後とも献血推進運動に取り組んで参りたいと思います。

5番目が叙勲伝達についてであります。春の叙勲において、舟形第2の伊藤俊作さんが端宝単光章を受賞されました。昭和33年から51年間に渡り、国勢調査9回を始め、合計91回の各種統計調査に従事されており、その間平成13年から8年間、舟形町統計調査員協議会会長として組織の強化と統計の資質の向上に尽力された功績等が高く評価されたものと思われまふ。7月15日、自宅を訪問し信夫議長と角田県統計企画課長の同席のもとで、伝達させて頂きました。統計調査に従事されている皆様と共に、栄えある受章を喜び合いたいと思います。

最後に最上地域ふるさと連合会の舟形町訪問であります。第8回最上市町村長と最上地域ふるさと連合会の懇談会が8月26日舟形町を会場に開催されました。最上地域の8市町村で構成されております、ふるさと連合会（会長が庄司永建氏）の役員が、出身地である最上地方を訪問し、8市町村長と懇談会を行うものであります。当日はマイクロバスで直売所まんさくや猿羽根山公園、マッシュルーム生産施設、長沢和紙工房等を見学しました。その後、中央公民館で市町村長との意見交換会を行い、終了後は舟形町若あゆ温泉に会場を移し、一年振りの再開による懇親会は、大変有意義な交流の場となりました。以上6件についてご報告を申し上げます。

さて、本日本会議に提案申しあげます案件は、平成23年度一般会計並びに特別会計補正予算6件、報告案件1件、平成22年度一般会計、特別会計決算認定が8件、人事案件1件。以上16件をご提案申しあげますので、慎重審議の上満場一致を持ちましてご決議賜りますように宜しく申し上げたいと思います。尚、6月定例町議会以降の主要行事につきましては、次頁に記載のとおりでありますので、説明は省略させて頂き、挨拶並びに行政報告とさせて頂きます。宜しくお願いします。

## 日程第7

**議長：** 日程第7 一般質問を行います。順次発言を許します。

**2番：** それでは私の方から一般質問をさせて頂きたいと思います。まず最初に水田畑地化事業について。町では農業所得の増加を進めるために、多くの施策を実施しております。特に畑作振興については特段の配慮がなされております。ニラ販売高が1億円を超えましたが、まだまだ少ない状況です。拡大しない理由に転作田に作った場合、湿害による減収で当初の所得が得られないということが多くあります。このことが生産者のやる気を削いでいる原因になっていると考えております。そういったことで是非、当町におきましても水田畑地化整備事業を進めて頂きたいと要望します。今回の町のお知らせ板に掲載されておりましたが、その内容は県が6割、町が1.5割、個人が2.5割負担割合でありましたが、是非ここは当町の対象作物としまして、町戦略品目を対象にして是非、県6割、町3割、個人負担1割ということをお願いしたいということでもあります。概算工事金額としましては40万円程度でございますので、是非町負担の上積みをお願いしたいと思います。

その次が地域活性化の推進方策についてであります。現在、アドバイザー（外部専門家）として高崎経済大学の櫻井先生より協力を頂き地域づくりを進めておりますが、これがまだまだ周知していない現状にあります。そういった中で国で進めております「地域おこし協力隊」「集落支援員」制度を活用して、より密着した活動の強化を図り、自立できる集落づくりを進めることが肝要であると考えます。「地域おこし協力隊」「集落支援員」の設置について町の考えをお伺いします。

3つ目が女性の社会参画の促進について「舟形町総合発展計画」の頁62に、男女共同参画についてあります。男女共同参画社会の実現の②女性の社会参画の促進「地域や町の各種審議会・委員会などへの女性の積極的な登用を推進する体制を整え、各種女性関連施策を総合的・体系的に促進します。」とありますが、男女共同参画社会推進計画に基づき、明確に目標とする登用率を数値で示すとともに、女性の登用を

積極的に進めるべきと考えますが、今後、町はどのように進める考えなのか伺います。以上3つについて、今回の一般質問の中で質問させて頂きたいと思っております。以上です。

**町長：** それでは2番奥山謙三議員のご質問にお答え致します。

まず、最初の一番目の水田畑地化事業についてお答えします。最上管内の水田畑地化事業は平成13年度から本格的にスタートを致しまして、平成23年度実施予定も含めまして、8市町村で38地区、175.85haとなっております。舟形町では、平成15年に原田山地区20.6haを対象に農地の高度利用として本暗渠、並びに補助暗渠工事を行っております。今現在、原田山転作管理組合を組織し、そば、ニラ、アスパラガス、タラの芽などを栽培しております。また、福寿野地区でも平成21年度の県営ほ場整備の上乗せ事業として4.3haを畑地化し、ニラ、トウモロコシ、そば、うるいを中心に作付けを行っております。ここで近年の最上管内の水田畑地化について申し上げたいと思っておりますが、8市町村の中で特出しているのが最上町の取り組みであります。平成15年度から毎年事業を実施しており、管内38地区のうち17地区、80.3haを占めております。最上町の取り組みはご案内のとおり、アスパラガス産地化の取り組みの中で転作田への作付けや規模拡大に伴い、必要な対策として取り組まれたものであります。この事例は、山形県でも先進的に取り組む事例として評価されており、見習うべきものがあります。

昨年、舟形町でもニラの販売高が1億円を突破し、年間285トン、1億1,240万円となりました。町でも農協とともに、園芸関連予算を確保しながら、結束機や管理機、予冷庫、マニアスプレッダなどの機械導入の支援、或いはエコファーマーなどの環境保全型農業の取り組みを支援してきたところであります。勿論、福寿野地区を中心とした取り組みは、生産者の熱意や高齢者労働者の活用、或いは機械による作業の効率化はありますが、その中で特筆すべき事項としまして、耕種農家と畜産農家が連携するいわゆる耕畜連携による土づくりを積極的に取り組んできたことであります。大量の堆肥を投入した土作りが、結果として湿害対策となるため新たに暗渠工事を行う必要はありませんでしたが、やはりこの事例からしても土づくりと湿害対策としての暗渠の施工は必要不可欠であるだろうと思っております。このニラに続く作物として、昨年100トン、3,243万2千円の販売額となったねぎの産地づくりであります。先駆的に取り組んでおりますねぎ生産者をモデル農家として位置づけ、更に技術指導や普及のための営農指導員を配置し、或いは種子助成や機械の導入の支援、現在着工中の共同選果場の整備支援も併せ行なってきたところであります。雇用も含め大いに期待しているところであります。

今後とも可能な限り支援を行って参りたいと思っておりますが、やはりその一步は所得拡大を目指す農業者の自助努力と熱意だと考えております。

この度のねぎの産地づくりは、最上町のアスパラガスの産地づくりと同じように多くの農家が参加し、定時、定量、定品質の「ふながたのねぎ」として新たな産地品になるように念願しているところであります。その一環として、水田畑地化事業の取りまとめを行っております。具体的には8月26日付の広報のお知らせ版の内容になりますが、園芸用ハウス、機械導入支援募集とともに、小規模基盤整備として所要調査を行いながら、ニラやねぎの産地づくりのために力を傾注しているところであります。10a当たりの事業費を40万円程度に試算し、補助率を県60%、町15%、受益者25%として設定していますが、この補助率は、町の土地改良事業の補助率を用いております。議員指摘のとおり転作を利用した土地利用型農業には排水対策、湿地対策が必要不可欠でありますので、是非ともこの取り組みを進めてまいりたいと考えております。尚、ご質問の町の負担割合を3割という提案ですが、今後、事業の取り組みまとめとともに検討事項として参りたいと思っております。

次に、2件目の「地域活性化の推進方策について」のご質問にお答え致します。町では、21年度から本格的に地域づくりを進めておりますが、地域づくりの一番大切なことは、住民自らが地域の課題を洗い出し、その解決方法を探っていく、少子高齢化の中で「この地域には何が必要なのか、或いはそのために自分たちは何をしなければならないのか、或いは何が出来るのか」といった住民自治意識の向上と醸成を目的に「話し合い」をすること、その「プロセス」が大事であると言われております。つまり、この話し合いによりまして、住民同士の友好・友情関係が改めて生まれ、強固な地域の絆が創出されていくということで、地域の課題の解決もさることながら、これが地域づくりの目指すところでもあります。実際、東日本大震災におきまして、地域づくりが盛んな所ほど、安否確認や避難所生活において助け合いなどが出来ているとの論評がマスコミ等で報道されておりますが、地域の絆が構築されている証であり、地域づくりの目標が達成されている事例と言えらると思っております。現在、町では櫻井先生から「話し合い」の進め方や解決

手法の研修、そして先行している太折町内会や木友町内会の事例発表会などを行い、地域づくりの喚起を促しているところです。地域によっては、地域協働事業での農道改修や倒木の除去などが一番の課題であるという地域もありますし、子供たちの遊び場の確保が大事であるというところもあります。避難訓練の実施や防災備品の整備豪雨や地震などで避難場所が違うため、それらのマップ整備などを考えているところもあります。或いは祭り用品をそろえて、祭りで活性化しようとしている地域もあります。いずれにしても、地域づくりには話し合いとそのプロセスが必要でありますから、時間がかかるという事をご理解頂きたいと思っております。

さて、地域おこし協力隊、集落支援員の設置についてのご質問でございますが、まず、地域おこし協力隊の要件としましては3大都市圏をはじめとする都市圏住民が、概ね1年以上3年程度、住民票を移動した上で地域で生活し、農林業の応援や水源の保全・監視活動、地域おこしの支援をすることなどを目的に制度化されております。22年度は全国で90団体、257人が隊員として地域で活動しております。その財源は、地方自治体が地域おこし協力隊推進要綱を定めて実施する場合、隊員1人当たり350万円を上限に特別交付税で措置されることになっております。県内では村山市が4人、尾花沢市が1人、小国町が2人、朝日町が1人、最上町が2人、遊佐町が3人が活動されております。ここで問題なのが、ホームページなどで募集する方法はあると思いますが、原則3大都市圏で募集をしなければならないこと。また、その隊員の住居の手当てをしなければならないこと。どのような業務をさせるのかということが問題になります。例えば、地域づくりの担当になったとしても、都会で生活しておりますので、集落の位置関係や地域の方々の風習などが分からない中で、役場職員としての身分となることから、職員としても動かなければならず、最低3～6ヵ月程度は職員と一緒に仕事をしながら教えていかなければならないという事があります。次に集落支援員ですが、集落支援員は地方自治体から委嘱を受け、市町村職員とも連携をしながら、集落への目配りとして、集落巡回、状況把握を行い「人口や世帯数の動向」「通院・買い物・共同作業の状況、農地の状況」などの集落点検の実施、住民と住民・住民と市町村との間での話し合いを促進するため、そのアドバイザーやコーディネーターとなることなど、市町村職員や集落住民と共に、集落対策を推進することを目的としております。財源はこちらも特別交付税で、専任の集落支援員の場合、220万円を限度として措置されます。こちらの問題点は、地域の実情に詳しい身近な人材で、集落の点検や実施の話し合いといった集落対策の推進に対し、ノウハウ、知見を有した人材を採用するという要件があり、総額220万円という単価の問題もあります。22年度は、全国で専任の集落支援員は500名、自治会会長などの兼務の集落支援数は約3600名、委嘱を受けているようであり県内では白鷹町で1名が委嘱されております。この他に、国の制度として、国の緑のふるさと協力隊という制度があります。緑のふるさと協力隊はNPO法人地域緑化センターが若者を原則1年間農山村に派遣し、そこで農山村が必要としている様々な分野において仕事を手伝い、汗を流し、住民との暮らしを通じて、自分の人間力を高めようとする制度で、平成6年にスタートし、昨年まで519人の若者が派遣されております。活動内容は、農作業の補助から観光PR、観光施設の運営補助、畜産や酪農の世話、特産品づくり、まちおこしイベントや地域行事への参加など、農山村地域全てが活動フィールドとなります。但し、この事業に対する財源はなく、地域緑化センターに派遣申請をし、町が130万円程度を負担しなければならない事業となります。この事業についても、地域おこし協力隊同様、住宅の世話や活動プログラムを策定しなければならないこととなっております。昨年度県内では、尾花沢市と小国町が取り組み、今年度は小国町2人、飯豊町2人、大江町、川西町それぞれ各1人が活動されております。町では、現在これからの中から当面取り組める事業として、地域づくり、地域の活性化に寄与させ、隊員等の人間力を高めるためのプログラムはどうか、或いは空き家が乏しい中で住まいをどうするのか、募集要項をどうするのかなど検討しており、24年度には取り組みたいと考えております。具体的には、農作業の手伝いや耕作放棄地等を活用した菜の花プロジェクトなどの低炭素社会の構築、地域づくりの手助けや商品開発などに取り組みたいと考えているところです。

3点目の「女性の社会参画の促進について」であります。国では、男女共同参画社会の実現に向けて平成11年に男女共同参画社会基本法の制定に伴い、男女共同参画会議の設置など国内本部機構の充実・強化、男女共同参画基本計画に基づく取り組み等を推進して参りましたが、なかなか進まない状況から、政府は平成22年12月17日に男女共同参画基本計画の見直しを行い、閣議決定をしております。この基本計画は3部構成となっており、第1部の基本的な方針では「男女共同参画社会の実現は、女性にとっても男性にとっても生きやすい社会を作ることであり、政府一体となって取り組むべき重要課題であります。その

目指すべきは、1つは固定的性別役割分担意識をなくした男女平等社会。2つ目が男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会。3つ目が男女が個性と能力を発揮することによる、多様性に富んだ活力のある社会。4つ目が男女共同参画に関して国際的な評価を得られる社会。」との方針が示され、1つ目が女性の活躍による経済社会の活性化。2番目が男性、子供にとっての男性共同参画。3番目が様々な困難な状況に置かれている人々への対応。4番目が女性に対するあらゆる暴力の根絶。5番目は地域における身近な男女共同参画推進をこの基本計画に置いてとくに強調されております。

第2部では、施策の基本的方向と具体的施策として、第1分野「施策・方針決定過程への女性の参画の拡大」から第15分野「国際規範の尊重と国際社会の平等・開発・平和」への貢献」が示されています。

そして第3部では、推進体制として、国の施策のみならず、地方公共団体、民間団体等が連携して国民全体で取り組みを推進していく推進体制の強化を図るとしてあります。

さて、本町における男女共同参画事業については、まちづくり課西南部班で担当しており、昨年8月、町の男女共同参画社会基本計画を策定しております。最上管内における男女共同参画社会基本計画の策定は、法律で義務付けられていないこともあり、今現在、新庄市と舟形町以外では策定されていないようでありまして、県内においては約3分の2程度の市町村で策定されている状況であります。町の計画の内容については、各種団体への女性委員登用の推進、男女共同参画社会の推進のための啓発や情報の提供、父親の育児参画の推進、農商工における女性企業家の推進及び研修会の実施等を定めている内容となっており、アクションプランの策定のまだしていない状況で、さらに昨年12月17日に政府が見直しを行い閣議決定した男女共同参画基本計画では、答弁しましたとおり、多種多様な計画となっており、国の基本計画と整合性も図られていないことから、数値目標も含めて今後計画の見直しを進め、アクションプランについては数値目標も定めて参りたいと思います。

各種委員の登用や男女共同参画の普及啓蒙など行政として取り組める部分は別としまして、地域や家庭で取り組むべきものについては、地域づくり同様、地域も家庭においても自覚と自らの取り組み、行動が必要となります。女性が社会に出やすい環境をどのように作り上げていくべきか、女性に対する暴力の根絶など、国の15分野における施策の反映をどうしていくのか、改めて勉強し、計画の見直し、アクションプランの策定に向け、町における課題の優先度を勘案しながら検討して参りたいと考えております。

ちなみに本庁の23年度当初における各種審議会、協議会及び委員会における女性の登用状況は、一般特別会計883人の委員中、女性が63人、7.1%となっております。国の目標とする2020年度までに30%以上をクリアするよう努力して参りたいと考えておりますので、議員各位に置かれましてもご理解とご協力を宜しくお願い申し上げます。以上であります。

**2番：** 最初の畑地化につきましては、前向きな回答を頂きまして感謝を申し上げます。

答弁の中にも回答の中にもありましたけども、最上町におけるアスパラガスの成功の裏には、やはり水田畑地化整備事業が後押しをしたという事があったということは間違いないだろうと考えております。今後最上全体地域の農業発展に舟形町農業が寄与して行くためには、やはり畑作というもののが是非必要ではないのかなと考えております。そういった中で今現在農協では25年4月に向けての合併についての話合いが進められております。JA新庄市は入りませんが、あとの4農協が合併するという事になれば自ずと生産物は新庄最上全体の生産物と変わってくる訳であります。そういったことを考えていきますと、最上全体の農業をどうするのかということ視野に入れながら是非とも町の3割負担を検討して頂きたいと思っております。

その次の地域活性化推進方策についてでありますけども、回答の中に3大都市圏でしか募集できない様な話がありましたが、ちなみに3大都市圏という該当先につきましては、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、及び奈良県の区域全部と、都市地域等につきましては過疎、山村、離れ島、半島との地域に該当しない市町村が入ってくるとありますので、募集範囲につきましてはかなり広いという事をご理解をお願いしたいと思っております。

また、回答の中にもありましたが、やはり地域おこし協力隊については都会からの呼び込みというところで、やはり地域の中での認知ということを考えますと、3年間という期間の中で非常に時間的な面で厳しいと感じますが、これが外部専門員なり、各町の協力を頂きながら推進を行っていけば効果が出てくるのではないかと思います。

あと、集落支援員につきましては、やはり集落を知っている方ということで、この方も集落で認知して

頂かないと機能発揮できない、当然回答にもありましたが地域おこし協力隊、集落支援の業務についての住み分けと協力が非常に重要になってくると思います。

そういった中でこれと、私のイメージの中では、25年4月に小学校が3校閉校になる訳ですが、小学校がなくなるという事を考えていきますとその地域のシンボルが消えるということであります。そういったことになりますと、その地域の活力が削がれると感じます。そういったことで、今後地域おこし協力隊、集落支援委員をはじめとすることも含めて結構でありますけども、小学校閉校後の学校跡地の活用を始めとする地域のコミュニティーの確立ということについてやはり町全体で対応していなければ、25年4月に間に合わなくなってしまうことが懸念されます。そういった中で今後町ではその該当地域との話し合いを進める考えなのかお伺いしたいと思います。

**町長：** この地域おこし協力隊、或いは集落支援員というのは、都会から若い方々を地方の方に3年間を限度としてその中で地域づくりなり、或いは産業農業振興というものに務めていくという国の施策でありますけども、今年度冒頭で町づくりの方にその意向を24年度以降に取り組めるようにまず指示をしております。これが地域おこし協力隊でいいのか、或いは集落支援員でいいのか、もう一つの農林サイドでいいのかということで、3つのものがありますので、地域づくりを今21年度からやっていますけども、そこにリンクをしながら煮詰めていけばもっとも価値観が出てくるのかなと思います。今日の新聞に鮭川村さんでも3人雇用しているとありますけども、これも大都市の方の民間企業に勤めた方を採用していると考えますと、目的というものがうなずける面があるだろうと思います。先程の畑地化の問題でもありましたけども、今現実に農業に取り組む方々は非常に後継者問題も含めて困難な状況にありますので、そういう勇気的な若者の協力隊というものが農業であり、或いは林業であり取り組めるものがあると思えばいいのかと思います。それから跡地の利用については前も議会でお話ししましたが、なんらかの跡地利用検討委員会というものをそれぞれ作りながらワークショップを図りながら地域づくりの一環として町づくり、或いは教育委員会、総務課、この3つの課が連携して跡地利用を町民の皆さんからご意見を賜ってどういう施設の利用方法がいいのかこれを検討させるように指示をしております。以上です。

**2番：** 地域のコミュニティーでありますけども、これから限界集落の人数が減ってきた場合に色々な活動が制約されてくるということを考えていきますと、もう少し大きい枠での集落活動というものは是非検討して頂きたいなと思います。そういった中で先進事例として酒田市に合併しました八幡町、平田町、松山町において、酒田市から指定管理を受けた地域活動をしておりますので、是非とも併合を参考にして、今後舟形町でも地域コミュニティーというものに邁進して頂きたいと思います。

女性の社会参画の促進についてでありますけども、2020年まで30%にするという回答でありますけども、現在7.1%という登用率を考えていきますと、やはり毎年の目標ではないにしても、3年後となりの具体的な数値目標を設定したらいいのではないのかなと考えますが、どうでしょうか。

**町長：** 一番最後に冒頭申し上げましたこの883人の委員中には、消防団員も含んでおりますのでご理解願いたいと思います。団員の中にもビーナスの方も23人おりますので、今、奥山議員がおっしゃったように若い方々、或いは女性の視野に立った意見というものは非常に重要であろうと私も認識をしておりますので、目標の主旨というご質問であります。十分検討して向上を図っていきたく思っております。

**2番：** 前向きな回答を頂きましたので、このことについては早急に前に進むのではないのかなということで、期待を申し上げたいと思います。さて、議員の登用についてでありますけども、質問の中では女性の登用ということで話をしましたけども、一般の町の審議会など様々な委員の登用の件でございますけども、登用についての年齢制限ということで、札幌市では70歳までと具体的な年齢まで決めて委員に登用しているところもあるようではありますが、当町においては、この委員登用についての年齢制限等についての考えとやはり若いうちから育てていくという環境作りも必要ではないのかなと考えております。そういったことで、この辺についてどのように考えているのかお聞きしたいと思います。

**町長：** 市議会の委員については具体的に年齢制限というのは設けておりません。ただ、個別に申し上げますと、やはりこの高齢者といえども、人生80年とありますので定年退職が60歳といってもまだ働けるよしというものは15年、75歳までは十分に働ける能力もあるし、力もあるだろうと今の社会では。ですから、高齢者と言えども、これまで培ってきた経験なり、そういう力などを発揮する場もあってもいいのではないかなと思いますので、若い人と高齢者の方がミックスするような市議会でもいいたろうし、或いは女性と男性が半分半分ということでもいいたろうし、その辺は応用の面で検討してみたいと思っております。

**2番：** 敢えて今回女性の社会参画の促進と質問したのは、やはりこの町議会議員の中に女性の方が一人もいないことについて、やはり一人ぐらいいは居てもいいのではないのかなと考えたものですから、質問をさせて頂いたことであります。あとは若干、この一般質問からは外れますけども、町長も出席して頂いておりますのでご感想をお聞きしたいなと思います。結城登美雄先生の講演会が中央公民館であった訳であります。町長も最後まで配置をしていたようでもありますけどもその募集の中に100人までということで限定があったということで、私個人的には、あの会場はもう一杯になって入りきれないだろうなと思い参加した訳であります。ところがいざ行ってみると、参加者が30名しかいなかったと。せっかくの良い話が30名しか聞けなかったということで、非常に残念に思った訳であります。そういったことで、まずこのことについて町長はどう感じたのかお聞きしたいなと思います。

**町長：** お説のとおり私も公民館も満員になるのかなと思って実はご期待を申し上げながら入場したのですが、30数人程度ということで大変残念だなと思います。それだけにPRというのもそうでしょうけども、やはりこの里地里山という園芸という取り組みがまだまだこのPRするなり、或いは所得の向上という良い面はあるんだということをしてPRしなければならぬのかと。3月に園芸作物のフェアということのを計画しましたが、あれも県の合庁から体験発表ということをしてしながらやりましたが、いずれにしても、米+αということで園芸作物の方に主観を置いていかなければならぬかな所得の増には難しい昨今でありますので、これからもこういう里山、第2弾としてもありますので、数多くの方が参加できるようなシステム作りを考えていきたいなと思います。

**2番：** 最後でありますけども、やはり10月30日にもう一回結城さんの講演会があります。その際には是非とも会場が一杯になるように集めて頂きたいなと思います。私が質問しました3つのことについて非常に前向きな回答を頂きましたので是非実現に向けてお願いをしながら私の一般質問を閉じたいなと思います。ありがとうございました。

**議長：** 以上を持って、奥山謙三君の一般質問を終結致します。

続きまして5番、加藤憲彦君。

**5番：** 本定例会において一般質問をさせて頂きたいなと思います。

質問の主題「3月11日の大震災のその後について」ということでご質問させて頂きます。3月11日、未曾有の大震災が発生しました。マグニチュード9予想もしない大津波が東日本を襲いました。我が舟形町でも、震度5強という非常に強い揺れに驚きながらじっと揺れが収まるのを待ちました。早半年がたとうとしております。喉元過ぎれば熱さを忘れるということがあるが、まさに原発の問題が大きく報道される中、だんだん地震の事は薄れていくような感じがするのは私一人でしょうか。あの阪神淡路大震災から16年がたちました。いろいろな教訓を残しながらも関係者は忘れることが出来ません。我々一般人にとっては、だんだん記憶が薄れていきます。東日本大震災について、町ではどのような反省やら今後の取り組みについてお考えをお伺い致します。

**町長：** それでは5番加藤憲彦議員のご質問にお答えします。戦後最大の被害をもたらしました、東日本大震災が発生してから、この11日で半年が経過しようとしております。被災地では、全国の支援を受け行政と地域住民が力を合わせて、再建に向け全力で取り組んでおります。地震の規模がマグニチュード9というこれまでに経験のしたことのない巨大地震が大津波を発生させ岩手県、宮城県、福島県などの沿岸地方を一瞬にして巻き込み、2万人以上の尊い命を奪い去ってしまいました。これらの沿岸地方は地震が頻繁に発生し、その都度津波警報が出されていたようですが、避難警報が頻繁に発令されるため、防災無線による避難警報に慣れ、避難しなかった人が数多く犠牲になられたとも聞いております。その数日前にも規模の大きな地震が発生し、津波による避難警告が出されたようですが、実際には津波の発生がなかったことなども、心の中に油断があったのではないかと思います。避難警報に従い、事前に沿岸から離れていれば、人的な被害を少なくすることが出来たのではないかと悔やまれてなりません。死亡された方の92%以上が水死が原因であったようです。いかに津波の被害が大きかったかを物語っていると思います。年代別にみますと、60歳以上の方が7,241人亡くなっており、死亡者全体に占める割合が65%以上となっております。いかに高齢者が災害時の弱者であるかが伺えます。災害対策として、高齢者や乳幼児等の安全対策を最優先的に考えて対応していかなければならないことを教訓としたいなと思います。平成7年1月17日、早朝午前5時46分に発生した阪神淡路大震災から早いもので16年が経過しました。マグニチュード7.3の直下型地震は震度7を記録し、兵庫県の南部地方の大都市を襲いました。当時、戦後史上最大の被害を蒙

り、6000人以上の死者と、10万戸以上の住宅が全壊するなど甚大な被害をもたらしました。高速道路が無残にも倒れ道路が分断され、大きなビルが道路をふさぎ、いたる所から火の手が拳がっている様子を、テレビで伝えていたのがつい昨日のように思い出します。行政機能も被災により麻痺し、電気や水道などのライフラインが止まる中、地域住民が焚き火をして、体を寄せ合いながら暖を取り、お互い励まし合い協力し合い、復興に向けて力強く困難に立ち向かっていく被災者の姿に感動したことも懐かしく思い出されます。

しかし、舟形町から兵庫県までは遠く、テレビの情報が頼りであり、被災地の実態を正確に受け止めるまでにはいかなかったようにも思います。見事に復興を成し遂げた被災地からも多くを学び、教訓として町の防災計画に反省して行くことも大切だと思います。今から88年前の大正12年9月1日、午前11時58分日本の災害史上最大級の被害を及ぼした関東大震災が発生しています。マグニチュード7.9、10万人以上が死亡し、190万人以上が被災したと言われています。大地震により被害総額は当時の国家予算の1年分以上に達したとのことであります。それでも日本人は壊滅的な状況から力を合わせて災害を乗り越え、再び災害に強い新しい東京を中心とした都市を築いてきました。日本列島は地震多発地帯でもあります。いつ、大きな地震が発生してもおかしくありません。いつ地震が発生しても安全に避難できるように、日頃からの訓練が、益々重要になって参ります。

マスコミでも既に発表しておりますが、文部科学省の地震調査研究推進本部地震調査委員会から、新庄盆地断層帯の長期評価に伴う、将来における地震発生確率が示されました。新庄市から舟形町まで約22kmに亘る新庄盆地断層帯東部の今後30年以内に地震が発生する確率が5%以下。予測マグニチュードが7.1程度。震度が6弱と公表されました。5%の発生確率は専門家の指摘では決して低い数値ではないとの警戒を強めています。直下型地震は阪神淡路大震災に見られるように限定された狭い地域にも関わらず、大きな被害を発生させるのが、直下型地震の特徴でもあります。備えあれば憂いなし、言いつくされた教訓ではありますが、今こそ自分の命を守る備え、家屋などの財産を守る備えが求められていると思います。

東日本大震災に伴う町内会長さん方との意見交換会での席上で、1つ目が町内の安否確認の体制作りを進める必要があるのではないかと。2つ目が各集落の避難個所を地域住民に周知させるべきだ。3つ目が高齢者の安否確認の方法を検討するべきだ。4つ目が避難場所の公民館に発電装置やストーブを配置して欲しい。等々の意見や要望が多く出されています。これからも協議を重ねながら、舟形方式の防災対策の確立に向け、検討して参りたいと考えています。町政座談会においても出席者からは防災に関する意見や要望が沢山出されております。特に、夜間の地震発生に伴う停電への対応について、公民館等の避難個所に発電機を設置して欲しいとの要望が多数ありましたので、学校等の公共施設への配置も含めて、発電機の購入予算を計上させて頂きました。身近なところから、或いは出来ることから防災の強化と防災意識の向上を図って参りたいと思います。

地域の防災意識の高まりにより、町内会が主体となり、地域の安全を守るため、自主的に防災訓練を実施している集落もあります。各町内単位で防災訓練が実施できるようになるまで、町としても関係機関と協力して、全体的に支援して参りたいと考えています。今回の巨大地震の津波により、原発施設が破壊され、放射能汚染地域が拡大し、周辺住民が避難を余儀なくされ、県を越えた避難者の受け入れ状況が発生するなど、これまでのマニュアルでは対応が難しいことから、国と県では防災計画の見直しに着手しております。町でも、国や県の見直しを受けて、地域防災計画の見直しを行うことにしております。町消防団をはじめ、関係団体のご助言を頂きながら、防災計画の策定に向け取り組んで参りたいと思います。被災地ではまだまだ大変な思いをして生活をしている方々がたくさんおられます。町としても、ボランティアの協力を得ながら、被災地の1日も早い復旧、復興に向けた支援活動をこれからも継続して展開していきたいと考えています。一人でも多くの方の防災意識が高まることを念じながら、これからも広報・啓発活動に取り組み、災害に強い安全で安心して暮らせる舟形町を目指して参りたいと思います。

**5番：** まさに異常気象と申しますか、つい先日は台風の影響で和歌山、奈良、非常に雨による災害が発生しております。大きな地震の後にまた大きな台風が日本災害をもたらしております。私が前に質問致しました、海面の水温が1度高くなれば地球全体の流れが変わってくる、ゲリラ豪雨台風等、まさに異常な感じさえします。舟形町においては津波等はございません。しかし大きな土砂災害等が懸念されます。この舟形町にも多くの地滑り地帯があります。そんなところから町長に、そういう風な対応がどうしたら出来るのかお考えがあれば、まずお伺いしたいと思います。

**町長：** 土砂災害につきましては町の防災計画ということで今載っておりますけれども、危険箇所の把握はしておりますけれども、いざ地滑りになった場合の対応については町の方では具体的に持っておりませんが、災害が起きるといふ事を想定した防災計画の中で計画を作っていかなければいけないだろうと思っております。ちなみに、土砂ではありませんけれども今回の地震ということで実は、前にこの舟形町で防災ガイドを発行しましたけれども、今回9月号で今載っているのは確率5%ということで、この防災マップにかなり突っ込んだ内容で今回町民の方に情報を提供したいと思っております。これは、ちょっと長くなるかもしれませんが、舟形町の防災計画で被害想定というものがあります。この中には山形県の地震対策基礎調査、これは平成10年3月に想定された被害想定であります。この中には、例えば新庄盆地断層帯でマグニチュード7.0が発生した場合町民がどうするか、或いは町がどうするか、被害がどのようになるかなどの想定があるんです。この場合想定される被害量というものがあります。冬の夕方、冬の早朝、夏の昼間とこの3つがありまして、今回、町報9月号に掲載するのは夏の昼間に、7.0の地震が起きた場合どうするか、この場合例えばライフライン、水道の断水が100%無くなり、断水状態になる、或いは死亡者数が夏の昼間の場合は3人が亡くなるであろうと、重症者が10人、負傷者が97名、被災者が660名。或いは避難所生活者が272名というふうに、夏の昼間を想定したような地震が起こった場合にこういう被害、或いは建物崩壊があるだろうと言われております。この中でこの災害本部の対策の在り方、或いは安否確認の方法、或いは高齢者障害者の支援、もう一つは小学校、保育園などの対応。これは授業中の場合、登校前の場合など詳しく載せております。或いは消防団の姿勢、考え方。消防団の行動。消防団につきましても自分自身の安全を確認して消防団の業務についてもらう、或いは農業商業工業の施設の対応。それから避難の警告なり指示の在り方。さらにそれぞれの家の耐震診断、耐震工事というふうな効用をしてくださいますというものであります。さらに家族での確認。或いは家庭で準備しておくものということで、この防災マップというガイドを更に補完したような形で、赤裸々に情報を提示してみたいと思っております。その中で、土砂災害というものも当然ながら防災計画が出てくるだろうと思っておりますので、箇所を再確認しながら、土砂崩れ等の箇所につきましては、安全対策を県、国、或いは町単独というものもあるだろうと思っておりますけれども、対応してみたいと思っております。

**5番：** はい、町としての舟形方式ということで、今町長が説明したことがそうではないのかなと思っております。また、町内会長さん等の意見交換会で発電機等を整備するというところをご報告頂きましたが、その発電機等による使用範囲と申しますか、例えばその地域内のお祭り行事に使うとか、どんな考えを持っているのか、考え方をお聞きしたいと思います。

**総務課長：** 先程町長の方からも答弁がございましたけれども、今回9月の定例予算の方に発電機の予算を計上させて頂いております。これは今回の町内会長さんの方からもそういったご意見が沢山出ておりますし、また、集落の座談会の折にも発電機等設置して頂きたいという要望が沢山ございましたので、まず出来るところからということで、今回計上させて頂きました。基本的には各公民館に一台ずつ、それから二次避難場所と言いますか、公共的な施設、小学校等にもなりますので、電気の容量に応じまして、今回すべての施設に計上させて頂きました。そして議員さんの方からご質問ありましたように各町内会の方でも使用についてでありますけれども、これから内部でも検討していきますけれども、私達が考えておりますのは、機械類でありますのでいざという時にエンジンがかからないとか、そういったこともございますので、それは各町内会の中の行事でありますとか、必要に応じてそういった物のスイッチを入れて実際に稼働して頂くと、そういったことは是非して頂きたいと思っておりますし、これからは町の方でも細部にわたりましてその使用について検討させて頂きたいと思っております。

**5番：** 3月11日の大震災後の反省が発電機等を確保するというところではないのかなと感じております。3月11日あの大きな地震があってそして1か月もたたない4月7日に大きな余震が来てる訳であります。11日の場合はまだ明るかった訳であります。4月の大きな余震は夜中であつた訳です。そんなところで町の防災関係等どんな対応で、どんな反省点があってどんなふうに進んだのか。一ヶ月間いろいろな燃料等とライフライン、その他いろいろなことで反省してそれに備えるというようなことは、恐らく時間が足りなかったのではないかなという感じもしますけれども、その辺もあわせてどうしたらいいのかなという考え方、まず今一点、発電機を購入するということが分かりましたけれども、その他に例えば防災センターを作るとか、また非常食を整備するとかそういう考えはございませんでしょうか。ちなみに、4、5年なるのか5、6年なるのか総務課長は知っているとありますが、コカ・コーラの会社さんから飲料水等が舟形町



の方に非常水ということで寄付されております。その辺も併せてどんな考えかお伺いしたいと思います。

**町長：** 今の11日以降は4月7日の余震ということで、課長会議でもそれぞれの反省や評価などを洗い出して全体的に出してくださいと総務課長を中心にして、今計画を練っておりますので、その前にこの夜間に地震があった場合3月11日、或いは4月7日の大きな反省としまして停電というようなもの、これはどうにもならない。役場にしても停電ということになりますと、加藤議員さんも災害は忘れる頃やってくるというように阪神淡路の経験もあるという質問もありましたので、とにかく明るくないとどうしようもないということで、まず発電機だけ今回計上するというので指示をして計上させておりますので、その後の経過につきましては総務課長の方からお願いします。

**総務課長：** 反省と致しましては、町長からもございましたけども、やはり山形県、特に舟形町そうですけども、土偶が発掘されたときも自然災害が少ないからそのような形で発掘されたと私たちも聞いておりました、どこか心の隅に山形県は非常に災害は起こりづらい安全な地域なのだということを今回の3月11日、それから4月7日の2つの大きな地震でその辺りを根本的に変えていかないと、1つの反省をさせて頂きました。もう1つが防災センターの話がございましたけども、本来であれば防災センターに町長中心として対策本部の皆さんが集まりまして、業務の指示系統を出すべきではありますけどもこれはまた後の質問でも出ておりますけども、今役場の庁舎の3階が対策本部の設置場所に計画では指定されておりますので、そういったことも含めてこれからは大いに対策を解消に向けてしていかなければならない大きな課題があると思います。それから町の方でも、少ない予算ではありますけども役場や環境改善センターや学習センターの町の施設の一部にヘルメットや担架、一部の飲料水を含めて整備やストーブも含めましておりますけども、それも国、県の方からある程度指摘されてしているような感じがしないでもありませんので、これからは具体的に各町内会が希望しないと防災の計画が進行しないと思いますので、役場でも町内会長さん方と協議して、そして一次避難場所であります公民館、それから二次避難場所の学校等も含めて、もう一回必要なものきっちり予算も議員の皆さんと相談しながら設備を配置しまして、町民の皆さんにもいざという時に町で対応して安全安心を町で全力で対応します。といった姿勢をこれから示していけないといけないと思います。町の防災計画も国、県と指導を受けながらこれから見直しをしていきますし、また新庄最上地域でも担当の課長会議、これから開催される予定がございますので総合支庁長と連携を取りながら舟形町の防災計画について第一歩から見直しをかけて参りたいと思いますので、どうぞよろしくお伺いしたいと思います。

**議長：** コカ・コーラさんの水の件が答弁なっていないようですけれども、いいですか。

**5番：** 今、議長さんが言ってくれたのですが、コカ・コーラから頂いた水はもう飲めなくなっていますね。そんな関係でやはり、カット非常食も備えなければならぬと思います。今、防災センター云々ということで、役場庁舎の3階ということで課長から答弁を頂いたのですが、役場そのものが耐震で今検査をしているということで、果たして3階でいいものやら。三陸の方で防災センターに地震が来たので、町長はじめ皆センターへ入ったのを大きな津波で町長以下大変多くの方々の方が亡くなっておりますけども、もし舟形に作る場合は先程申し上げたように土砂災害が起きない様な、舟形町は場所等が沢山あると思いますけども、そういうものを計画することも一つの考え方であって、それをやるのは今ではないのかなと感じもします。国、県、やはり助成、交付金の中にもそういうものに対しては非常に柔らかくなっていると申し上げますと変ではございますが、大いに協力を得るのではないのかなと感じております。是非、前向きにそういう一朝有事の際、停電でロウソクを立てて役場のロビーに集合するというのではなく、是非前向きに考えて、今でなければ出来ないのだ、そういう時期があります。それを一つ考えてやって頂きたいと思います。災害に対してなのですが、放射能関係です。この放射能の今農協さんの方でも坪刈り程度に第一回の検査を行っております。それから2回目の検査を12日に一筆ごとに稲そのものがいなくなるとも、堀内村、舟形村というようなことで刈って20日に舟形の米は大丈夫だという検査報告がされてから農家の方々が稲刈りをするという話を聞いております。そのようなことで、この大震災に伴った福島原発、その放射能を測定する装置等、たとえば町で買うということでもいいのですが、この間支部の防災訓練等で放射能を測定する機械が25万円くらいで売っていたんです。ということは、50cmくらいの高さで測る。そして人体に近づけて測る。そういう代物であったのですが、こういうものを購入する考えをお聞きしたいと思います。

**町長：** 購入予算は実は6月で3月11日では間に合わないの、まず急いで購入して必ずそういう地震が

来るからということで指示しておりますけども、その辺は総務課長。

**総務課長**： 補正予算の方でも予算を確保しまして一台、発注しております。こういった事態で全国の方で発注が相次いでおりますので生産が間に合わないということで、まだ手元には届いておりません。月に2回、各小学校で放射能の測定をしておりますけども、それも山形県の総合支庁に一台ございますので、それをお借りして県の職員も一緒に来て、町の職員も立合い、そして3人で同じ場所、同じ高さで測定していますので、県で持っている同じ機械を使う予定であります。ただ、議員さんがおっしゃったように金額の安いものがございますけども、どうしても単位の変動がすごく多いということで、県の方と相談致しましても、これからは使わないことにしたことはないのですが、正確に測定するのであれば、県と同等な物がいいのではないかとということで、県の指導を受けながら同じものを購入の発注しております。あと一ヵ月くらいはかかると思いますけども、町の方にこれから届くことになっておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

**5番**： 県と同じような機械を購入するということで、確かに今注文しても、すぐ来るような物ではないのは重々分かっております。私が申し上げたのは、値段云々ではなくてそういう機材を防災関係の店舗等で販売しているということでもあります。最上の町長さんも不思議して私と一緒にそれを見たのですが、数は5、6台しかないの、早く注文してくださいという考えもあったのですが、やはりそういうものを備えるということが、反省ではないのかなと感じさせます。やはり、先程町長が言ったように、その5%というのが我々100%の5%だから大したことないんだということがありますけども、その5%というのがすごい数字なのです。いつきてもおかしくないんです。是非早めに対応して頂きたいという考えを持っております。時間もないので、最後に一つだけご質問したいと思います。町内会長等の考え方で色々な物をするというのではなく、是非町の考えということで、こういうようにやっていく。というリーダーシップと言いますか、それを一つ、町長から強く意見を伺って私の質問を終わりたいと思います。

**町長**： 先程も言いましたが、この発電機にしてもそうではありますが、町内会長さんの意見もありましたように、これも先程も答弁したように暗い所ではどうしようもないという意識は私もあったものですから、まずハードな面での備えは発電機だろうということでこれを購入する予算を計上したと。ですから、これから今言った通りに食事の問題もあるだろうし、色々町民の方々も備えあれば憂いなし。というように備えも必要でありますけども、町としてハード面で出来ることは発電機から目標を定めながら取り組んで参りたいと思います。

**議長**： それでは以上を持って加藤憲彦君の一般質問を終決致します。それでは午後1時まで休憩を致します。(12:00)

**議長**： それでは休憩前に復し、一般質問を再開致します。3番斎藤好彦君。(13:00)

**3番**： それでは私の方から2点についてご質問させていただきます。

まず1点目でございますが、舟形町方式エコ対策と題しまして質問させていただきます。悪夢とも言うべきあの震災から半年を迎えようとしておりますが、未だに被災された方々は、以前の生活に戻れず、不自由な毎日を送っている状況にあります。また、福島県における原子力発電所事故の収束の目途も立たない状況の中、放射能汚染による農畜産物への影響が深刻な問題に発展し、さらには電力不足により全国民が節電を意識した生活を強いられているところであります。

このような状況の中、国におきましても再生可能エネルギー法案が成立し、各方面におきまして、新エネルギーの活用について取り上げられ研究されております。私が調査致しました風車の町で知られている庄内町では、新エネルギー総合利用計画を掲げ、風力エネルギーを始めとして、太陽光エネルギー、太陽熱エネルギー、バイオマスエネルギー、雪氷熱エネルギーなど10項目のエネルギーについて導入の可能性などの研究を致しております。

庄内町では既に風力エネルギー活用の実績があり、近年では太陽光発電システムの公共施設への導入や住宅用太陽光発電システムの設置を支援する補助金制度の創設などを行っております。また、町の種苗センターに木質系バイオマスの活用によるボイラーを設置するなど、様々なエネルギーの活用に取り組んでおりました。その他にも、町民が意識的に節電に心がけ、目標を決めて節電しようとする町民参加型の節電事業を行っております。庄内町町民節電所というユニークな名称をつけ、町内に在住・在勤の方は、どなたでも参加でき、チャレンジ期間7月から8月の2ヶ月間の電気使用について電気の検針票により結果報告をするだけのシステムです。検針票で前年度との比較をすることにより節電の度合いを判断し、町内

で使える商品券の贈呈や、節電最優秀世帯の表彰、さらには参加者の中から抽選で様々な商品を贈呈するなど、町民が楽しみながら節電に取り組める事業であり、わが町でも工夫をしながら舟形町方式の節電対策として取り組んでみてはどうでしょうか。

舟形町では20数年前に利雪農業舟形方式の研究に取り組まれており、平成元年には雪氷室の建設による農産物の長期貯蔵に雪が大きく貢献した実績もあります。その後、平成6年には世界初の空気と雪の直接熱交換による雪冷房システムを公共施設に導入しております。この雪冷房システムの効用は雪の国際会議で発表され、国連の国際環境技術センターを通じて、世界の国連加盟国に紹介されたことは、舟形町の名誉であると言っても過言ではないと思います。電力不足が騒がれている今こそバイオニアの事業を舟形町方式としてより広く積極的に活用すべきであると考えます。現在、雪冷房システムの活用は公共施設で一棟、冷房と食料品等の低温貯蔵庫を併設した民間住宅と町営住宅で各々一棟、農業施設におきましては、生産された米などの付加価値を高めるために、低温貯蔵で保管し高品質の状態を維持しながら、通年での安定供給による有利販売に努めている実績がありますが、それぞれの住宅や施設についての稼働状況のデータなど情報を公開し、次の世代に引き継いでいく必要があると考えます。舟形町総合発展計画におきまして、新エネルギーによる取り組みとして、バイオマス利活用推進事業、大地熱を利用した融消雪事業、新エネルギー利用の住宅設備事業、利雪環境住宅推進事業など7項目の事業が掲げられておりますが、舟形町の新エネルギーについては、実績もある雪エネルギーシステムを基本とした事業を積極的に推進すべきであると考えます。当面の取り組みと致しまして、新舟形小学校と隣接するほほえみ保育園の2箇所への雪冷房システムの導入について、取り組むべきであると考えますが、いかがでしょうか。

また、利雪、克雪は舟形町方式の原点でもあり、増床計画にある「ほなみ」への雪冷房システムの導入は、通常の冷房システムと違い、入所者の健康管理を考える上でも非常に効果的であり、是非、町の施策として取り組むべきであると考えます。町の施設や農業施設への導入は、多くの町民の方々の利雪、克雪に対するご理解を得ることになり、次の段階と致しまして各家庭への普及推進にも繋がっていくものと考えます。町長のお考えをお伺い致します。

次にLED電球の利用についてご質問させていただきます。今回の電力不足により、注目されているのがLED（発光ダイオード）証明であり、従来の白熱電球との大きな違いは、消費電力が少なく長寿命であることはご存じのとおりであります。消費電力については同条件での比較が難しいところではありますが、白熱電球を一とすると、蛍光ランプは約4分の1、LED電球は約10分の1が目安と言われております。

またLED電球の寿命は使用状況や種類ごとに違いはありますが、目安として白熱電球で1,000～2,000時間、蛍光ランプで6,000～7,000時間、LED電球はなんと20,000～40,000時間と言われております。寿命4万時間とは、仮に1日8時間使用しても14年間は電球の取り換えが必要ない計算にもなります。さらには環境への負担が少なく応答性の面で優れていることなど、多くの利点があることは、既にご案内のとおりであります。町の公共施設での利用はどのような状況になっているのでしょうか。

私が確認した限りでは、町の施設を始め保育園、小中学校でのLED電球の普及率は非常に低い状況にありました。確かにインシヤルコストが多額ではあるものの、長いスパンで考えれば効率的であることは実証されております。全てを一挙に切り替えることは費用の面からしても課題があると思われまますので、白熱電球の更新時や増床計画にある「ほなみ」など、新規の施設などへの導入を検討すべきであると考えます。先程の雪冷房システムと併せて予算の追加をしてまでも、取り組むべきであると考えますが、いかがでしょうか。公共施設でのLED電球への切り替えが、町民一人一人の節電に対する意識付けとなり、山形方式節電県民運動への町民の総体的な参加へと繋がります。また、舟形町が福祉の町を宣言して久しくなりますが、高齢者と子供を大切にす舟形町のイメージアップにも繋がるものと確信致しております。町長のお考えをお伺い致します。

**町長：** それでは、3番の斎藤好彦議員の一番目の質問にお答えします。

3月11日東北地方太平洋沖地震に伴う大津波の発生におきまして福島第一原子力発電所の施設が大きな被害を受けました。海水の浸入により施設内の電気系統が大きな被害を受け、外部電源が喪失し、非常用のディーゼル発電機の稼働が不可能となり、原子炉の圧力容器を冷却するための水を送水することが出来なくなるなどの非常事態が発生しました。原子炉内部は冷却することが困難な状況に陥り、高温の限界を超え、水素爆発が起り、建屋が破壊され、大量の放射性物質が一気に大気中に排出されるという前代未聞の原発事故が発生してしまいました。原発の安全神話が崩れ去った瞬間でもありました。福島第一原子

力発電所の事故の収束には、これから長い年月を要すると言われております。多くの国民にも、原発の安全性に対する不安が広がっており、脱原発への方向に向かって大きく動き出したようにも感じられます。

今年の夏は原発の事故等で電力の安定供給が不安視されていましたが、国を挙げての節電対策が功を奏し、計画停電に陥ることはありませんでした。これからの残暑や、電力の消費が拡大する冬場に向け、引き続き節電対策を推進していくことが肝要ではないのかと思います。先程、事例として庄内町の節電対策の取り組みを紹介して頂きましたが、今後の推進に向け大いに参考にしていきたいと思います。先の国会において、太陽光発電などの電力を電力会社に取り買いを義務付ける再生エネルギー特別措置法が参議院本会議において全員一致で可決、成立したことによりまして、脱原発の流れが一層加速するのではないかと思います。

電力の買い取り対象のエネルギーは、太陽光、風力、小規模水力、地熱、バイオマス等を媒体にして発生した電力となっているようです。国内における自然エネルギーの活用は全体の1%にも満たない。正にこれからの新しいエネルギー分野であります。自然エネルギーのコストは、既存の電力供給に対して、コスト高となっており、今後のコスト軽減や、安定的な電力供給のための技術開発が早急に求められるものと思います。低炭素化社会の実現を目指すことが世界の共通課題となっている昨今、原子力発電や火力発電から徐々に地球環境に負担を与えない再生可能な自然エネルギーへの切り替えは、日本にとってもこれまで蓄積した環境技術や省エネ技術を存分に発揮する大きなチャンスとして捉え、産業界の活性化に繋いでいってほしいと思います。舟形町では、昭和63年から利雪農業に取り組み、雪氷室による農産物の低温貯蔵施設や雪冷房の研究開発に取り組んできました。雪を利用して電力を発生させることはできませんが、雪を利用することにより、電力の消費を抑制することが可能になります。1トンの雪を利用することで、電力に換算すると、102kwを節電したことになります。また雪1トンを利用することで、CO<sub>2</sub>を30kg削減する効果があります。

平成20年に環境をテーマとして開催された洞爺湖サミットでは、海外の取材陣のための国際メディアセンターに7000トンの雪を貯蔵して、雪冷房システムを導入し、爽やかな環境を作り出し、各国から高い評価を得た実績があります。平成6年度に国土庁の特別豪雪地帯対策モデル事業として農業体験学習館に導入した雪冷房システムの貯雪量60トンの約120倍の雪を使用していますが、雪冷房システムの原理原則は全く同じであります。電気に頼らなくても、雪の持つ冷熱エネルギーをそのまま活用することで清浄な冷風により快適な環境を作り出すことが可能となります。雪を利用した農産物の貯蔵や、人に優しい雪冷房などの雪利用が全国の降雪地帯に広がっており、全国で125箇所以上の施設に導入されています。県内でも雪室施設が17箇所、雪冷房の施設が6箇所と、この20年間で雪をエネルギーとした施設が23箇所誕生しております。平成6年に導入した雪冷房システムについては、専門業者によりデータの収集を行いました。その後は実施しておりません。平成14年に雪・雪氷が新しいエネルギーとして認定されたことによりまして、雪利用が広く普及する要因になったものと思います。舟形小学校や、ほほえみ保育園への雪冷房導入の提案であります。舟形小学校については、職員室・校長室・コンピューター室・保健室に冷房装置が設置されています。来年予定の校舎の増築工事に伴い、各教室への冷房装置の導入については、既に県との協議が進行しています。ほほえみ保育園については、全室に冷房装置が取り付けられています。事業主体が社会福祉法人舟和会のほなみの増床工事につきましては、既に発注し工事に着手している状況にあります。これまでの町の利雪への取り組みの経過を振り返り、新しい自然エネルギーへの期待が高まっていることを踏まえながら、今後、雪冷房の導入への可能性があれば、計画の段階から導入について検討してみたいと思います。

次に、2点目のLED電球の利用についてお答えします。町の節電への取り組みにつきましては、昨年末までは夏のエコオフィス運動として1つが冷房の設定温度28℃。2つ目がOA機器の節電。3つ目がノー残業デーとして毎週水曜日を設定した定時退庁などの取り組みを行ってきました。震災以降は、昨年同期比の15%の電力削減を目標とした、山形県式節電県民運動が6月1日から9月30日までの間、県下一斉に取り組みされており、一定の成果を上げております。停電を回避するために町民の方々にもご理解とご協力をお願いしてきたところでもあります。また町内企業におきましても、勤務日を変更して、平日の木曜日と金曜日を休業し、土曜日と日曜日の操業を余儀なくされた一部企業もあります。町におきましてもライフスタイルの見直しによる家族団欒による絆を呼び掛け、公共施設の夜間使用については、従来午後10時までを震災当時は午後8時までとし、その後午後9時までとして、ご理解を頂いております。また国もア

スデーにちなみまして、7月7日には舟形町N0テレビダーの取り組みを全世帯で呼びかけております。これは教育委員会がビーナスプラン2011アクションとして取り組んでいるものです。さて、町の公共施設においてのLED電球利用についてであります。舟形ほほえみ保育園建築の段階では未だLEDの機器は発売されておりませんでしたので、設計には残念ながら盛り込めず、今現在設置している施設はないと思います。地域密着型介護老人福祉施設ほなみの増築や新規施設での導入を検討すべきとのことですが、今の介護老人福祉施設ほなみの19床増床工事については設計に盛り込んでおります。①天井埋め込みのダウンライト②壁用外灯③誘導灯④ベッド枕元の照明など全体の約50%に導入する設計となっております。LED電球の寿命はたしかに10年持つと言われておりますが、光が蛍光灯のように広がりがなく、リビングなど広い部屋では電球個数を多くしなければならなくなり、逆に蛍光灯より電気量が高くなると言われております。

今後の新規施設での導入については、用途によって出来る限り検討していきたいと考えております。また白熱電球の更新時導入については、電球だけでなく器具などの更新となりますので、可能なものなど費用対効果を見て検討して参りたいと考えます。尚、庁舎の蛍光灯についてはLEDではありませんが、昨年度の地球温暖化対策の全額補助事業により120台を省エネタイプに変更し、年間1.7トンの二酸化炭素を削減、温室ガスの抑制と省エネに取り組んでおります。また、同時に庁舎西側・南側の窓に省エネフィルムを約143㎡貼付しており2トンの二酸化炭素削減、実施後は全体で、平成22年10月から23年3月までの平均で電力使用量は前年対比で13%削減となっていることを申し添えたいと思います。以上であります。

**3番：** ご答弁ありがとうございました。2、3点再質問させていただきます。

まず一番目でございますが、ご答弁の中で平成6年度に導入した雪冷房システムについてはデータの収集は行なったがその後は実施していないということでございますが、各施設との設置するにつきましては補助金が投入されていると思います。補助事業であれば、稼働実績などによる情報収集・公開は必須条件だと考えますが、どうでしょうか。

**町長：** 雪冷房につきましては、斎藤議員もご承知の通りに世界初めての創始者が総務課長でございますので総務課長から答弁をお願いします。

**総務課長：** 先程斎藤議員さんの方から質問がございましたけども、平成6年の時に国のモデル事業と致しまして、特別降雪対策モデル事業と致しまして、当時の国土庁の補助金を頂いた訳であります。それまでに国の方で雪を利用する、利雪という発想がありませんでしたので、まず雪を利用することに対して国の方から補助金が出るというところが一切ありませんでした。克雪対策ということで、たとえば流雪溝を作ったり、除雪するための機械であれば補助金はできますけども、雪を利用するという事は出来ないと言われておまして、始めから出来ないものに対して町の方で舟形町は積雪地帯でもありますし、1年のうち半分は雪に埋もれますのでその雪をなんとか、農業の分野でありますとか、または産業の分野で、または生活の分野で利用することができないかと手探りの状態で進めた経過がございましたので、全ての補助金は無いという前提でスタート致しまして、そしてこの事業に辿り着くまでも何回も挫折した結果があった訳ですけども、最終的には国土庁の方でモデル事業として、日本で初めて雪を一つのエネルギーとして利用することに対して補助金を頂きました。その事業費で2,600万円、そのうちの2分の1が国土庁の方から1,030万頂きまして山形県の方でも要項がないということで義務的な加算25%だったのでですけどそれも当初予算、また6月の補正でもなくて9月の補正で山形県で嵩上げをして頂きまして、それで初めてこの事業が成り立ちました。町も同じ25%負担ですので500万円でしたけども舟形町は過疎地域に指定されておりますのでその事業費の8割は国税と言いますか、過疎債を7割は次の年に還元され、最終的には町の方で持ちだしたお金が150万になっております。そしてモデル事業でありましたけども、当然データ等も必要となる訳でありますけど、既存の販売されております冷房施設で部屋を冷やした場合と、雪を使って冷やした場合のコスト比較。それが雪の方が勝っているというデータがないとたとえモデル事業としましても国の方でも一切それを認めないので、当初の計画の段階からそういったデータを作っておましてそれが本当にその通りにいっているかどうかということに対しても当時データを求められました。そして実際に雪冷房稼働しましてから、部屋の温度が30℃あったとしまして、それを25℃や20℃に雪の持っている力でアンモニアガスや二酸化炭素を吸収するであろうということには分かっておりましたけども実証データがありませんでしたので、東京の専門業者の方に委託しまして、そこで3日くらいかけて部屋の中に二酸化炭素を注入して雪の中に通すと何%削減できるとか、アンモニアガスとか、二酸化炭素ガスとか、

そういったものをとった経過がございます。そういったものは国の方にも報告しまして、それから先程議員の方から指摘もございましたように雪の国際会議も沢山ありますので、その中で共同開発しました大学の方でそのデータをもとにして発表させて頂いた経過がございます。ただ平成6年の事業でしたのでその後もずっと経過しておりますので、その後は町の方でデータ等をとった経過はありませんが、そのデータがいろんなところで公表されてきたのではないのかなと思います。

**3番：** ありがとうございます。

当時の経過はわかりましたが、その後に民間住宅なり町営住宅なり雪冷房システムを投入してございますが、その点に関しましては補助金は投入されていないのですか。

**総務課長：** その後につきましては民間住宅にも導入しておりますけれども、山形県でも当時、自然エネルギーを活用していくのがまだ緒についた段階でございましたので、山形県内の方でも推進する委員会を作りまして、当時の私の上司の前の企画課長がその委員会の委員に選定されたという経過がございます。そのときにはいろんな経過があったのですが、たまたま自分の家の改築時期に来ておりましたので、その前の担当課長が新たに作る時に町の方でもそういった自然エネルギーを導入するという事で民間住宅、自分の家を新築する時に、そこに小さい雪冷房と農産物の貯蔵施設、雪が20トンくらいの小さな施設なのですがそれに対して当時町の方では町独自として100万円を限度として補助金という形で予算化した経過がございます。100万円を支出していると思います。国県のお金を頂いておりませんので、町単独として新たに設置した時に町の方から支出しております。

**3番：** はい、分かりました。100万円であっても補助金と言いますか、町の税金を投入している訳でありますので、その後のデータの収集、その後の効果を整備しておく必要があるかと考えます。そういうことを受けまして、過去のデータを元にしまして、こういうパイオニア的な事業でございますので次世代に伝達していく必要があるかと思えます。せっかくここまで手掛けてこられた画期的な事業でございますので、活用されていないのが特に残念に感じているところであります。今こそ自然エネルギーを考えるべきであり、このように画期的な事業を町民も期待しているはずだと感じております。また、町民にも利用したいと思っている方も数多くいると思いますが、そのあたり町長はどう感じていらっしゃいますか。

**町長：** 今、国でも再生エネルギー特別措置法案というものが国会で成立しまして、県の方でも吉村知事が国エネルギーの投入ということで大分力を入れているようであります。今、県のデータを持っておりますが、今、現実問題として山形県のクリーンエネルギーの資源の採取量ですけれども実際にこのエネルギーを使う量、山形県全体で7,865万9千ギガジュールという量であるそうなのですが、今現在山形県に風力、太陽光、バイオマス、県内で利用可能なこのクリーンエネルギー、この量を全部積み上げますと7,885万4千ギガジュールということで十分に満たすという統計があるのだそうです。従いまして、今、知事の方でも先程のご質問ありましたが庄内町の風力発電を見聞したり、或いはバイオマス、或いは太陽光という今視察を積み重ねて今月中にクリーンエネルギーの山形県版の検討委員会と申しましょうか、それを立ち上げるという方向でおります。従って、国も動く、或いは県も動くということになりますと、当然先程のご質問の雪というのも当然入ってくる訳でありますので、これから平成6年度以降、若干中断は致しましたが今、佐藤勇議員の雪氷室もありますが、若干中断した経過もありますので、少し総務課長を中心としながら、総務課長はその道の日本でも指折りの創始者でもありますので、総務課長を中心として雪のエネルギーというものを第2段階の中で十分検討してみたいと思っております。以上であります。

**3番：** はい、ありがとうございます。今、町長からもありましたように折角手掛けました総務課長もいらっしゃるということでありますので、舟形町の事業として積極的に取り組んで頂きたいと思っております。宜しく願います。

ちょっと質問を変えたいと思えます。ご答弁の中に小学校につきましては県と協議が進んでいるから、ほなみは工事に着手しているから出来ないというご答弁がございましたが、出来ないのではなくて今この時期だからこそ、計画を変更してまでも計画を実施すると私は思いますが、その辺は町長どうでしょうか。

**町長：** 今実際に学校関係のほなみの増床関係につきましても設計段階も皆終わっております。今発注もしておりますのでなかなか難しいであろうと思えます。小学校については、冷房装置の導入について教育委員会の方でも考えておりますので、これも県との協議も完了しているとお聞きしておりますので、これからの導入というのはなかなか難しいのではないかと感じておりますので、どうぞご理解をお願いしたいと思います。

**3番：** はい、難しいのは私も分かるのでありますが、私が申し上げたいのは職員室や校長室に冷房をつけてくださいと言っているのではなくて、舟形町の利雪事業をもっと活用すべきであると申し上げたいのであります。先程申し上げましたが、雪冷房システムは通常の冷房と違いまして、健康的であり子供高齢者に最適であると考えております。平成4年に福祉施設に雪冷房システムの導入を提案し、実現しなかった経緯もありますが当時とは環境も考え方も違っております。今だからこそ実現すべきであると考えますがどうでしょうか。

**町長：** これから設計の段階で変更が可能だとすれば実施しますが、中々難しいとお聞きしておりますのでその辺も一つご理解して頂きたいと思えます。

**3番：** 前向きにご検討宜しくお願ひしたいと思えます。

さらに私が見た限りでは、保育園と小学校の二カ所兼用の貯雪層、及び機械室の建設スペースは十分に確保できると判断しております。駐車場の除雪・排雪時に貯蔵することが可能でありまして、また保育園や小学校に設置するという事で雪エネルギーについての学習にも活用できるのではないかと考えておりますがこの点も含めてご検討頂きたいと思えます。

**町長：** その件は教育委員会と十分協議をして参りたいと思えます。

**3番：** 宜しくお願ひします。

それで、舟形方式ということで先程ありましたが、総務課長が中心になりまして前にサミットで話し合いも持ったようでございますが、舟形町方式を全国にPRしまして、他県の雪に対する取り組みなどの情報交換会を今後も舟形町を会場に開催するなど、より多くの方々が舟形町を訪れることにより、交流人口の増加へと繋げていくことが大切であると考えております。単に利雪事業を推進しているのではなく、他でやらないことを舟形がやって舟形町に人が来るような施策が必要と考えますが、どうでしょうか。

**町長：** 大変良いご質問であろうと思えます。初めて雪冷房システムを導入した舟形町でありますのでそういう面での交流ということも、最も大事な要素であろうと思えますので、その辺も十二分に練っておきながら取り組んで参りたいと思えます。

**3番：** 冷房関係でもう一点だけ。先日隣の真室川町役場の壁面に太陽光発電パネルの設置の報道がありましたが、私も見て参りましたが、積雪対策ということで屋根の上ではなく壁面に設置してありました。最上地方の課題である冬季間の発電量を計測し、町民に公表して普及拡大を図るということでありました。また併せまして、真室川町では家庭用の太陽光発電装置の普及拡大に向けまして町が工事費の一部を助成する制度も作っていたようであります。舟形町でもこの様な取り組みをしてみてもどうでしょうか。

町長お考えがあればお願ひします。

**町長：** この前、山形新聞の方にクリーンエネルギーの道というようなことで9回ほどの連載の記事が載っておりましたけども、その一つに太陽光発電というようなものがありました。私も太陽光発電というものは雪国に非常に向かないのではないかと感じておりましたけども、この新聞記事を見まして雪国でも十分実験化が可能であるという新聞でありまして、なるほどということでその証明がこの真室川の側面の庁舎の側面の太陽光と、なるほどと思いましたので、これなども十分に参考にしながら雪国でも十分に出来るというような太陽光でありますので、太陽光は風力とは違って無尽蔵に対応があるというようなことがありますので、一番初めに組みめる一番大きなエネルギーの取り組みの一つではないかなと思っております。十分検討して参りたいと思えます。

**3番：** 十分に検討宜しくお願ひしたいと思えます。

質問を変えまして、LED電気についてご質問させていただきます。ご存じのとおりLED電球は白熱球に対しまして高いという事でございますが、データがございまして、電気代を1kwあたり22円として1日8時間利用した場合、電気代と電球購入価格を単純に比較しましても、15か月後には逆転してLED電球の方がお得になる結果があるようでございます。確かに先程申し上げましたが、初期投資はかかりますが、今後の取り組みとしまして町の公共施設で常時点灯しているような箇所から切り替えについて取り組まれて頂きたいとお願ひでございます。もう1点でございますが、先日、ある町内会の役員の方に外灯の消耗が激しく電球の取り換えを頻繁にしなくてはいけなく、労力と費用の面で苦勞しているという話を伺いました。町内会の外灯の取り換え時にLED電球に切り替えできるようにコストの面での支援制度を検討すべきであると考えますが、ご検討頂きたいと思えますが、町長の回答お願ひします。

**町長：** その点については外灯については十分これから検討して参りたいと思えます。以上です。

**3番：** 前向きに検討をお願いします。もう一点だけ、最後にさつき町長の方からバイオマスのご話をしましたので、先程の質問の中で、私も申し上げましたが、当町の発展計画の中にもバイオマスの研究を取り組むということがございました。バイオマス利活用推進事業ということで、取り組んでいるという事でございますが、現在の進捗状況をお伺いしたいと思います。

**議長：** 時間がないので後ほど質疑の中で質問をお願いします。これをもって、3番斎藤好彦君の一般質問を終わります。

続きまして、6番大場清之君。

**6番：** 私からは前に通告した通り国宝税について、あと庁舎の耐震診断結果の2点をご質問致します。

1、国宝税について。昨年までは保険税の最高額は73万円と今年77万円と一挙に4万円も上がり、納税者は戸惑いと困惑をしている状態です。なぜ今まで値上げしないで急に値上げしたのか、その理由をお聞きしたい。また、昨年度まで保険税の滞納も現年度分82件795万円、滞納繰越分2,756万円と毎年多くなっており、仕事、所得の向上が見込めない時、町として税の徴収をいかにして回収するのかをお聞きします。

2、庁舎の耐震診断の結果は。町長の昨年庁舎の耐震診断を業者に委託する結果は3月末頃まで結果が出ると言われていましたが6月議会までには報告があると思っておりましたが、その報告もないまま9月議会になりました。その結果はどうでしたか。また、3月11日の東日本大震災から6ヵ月を経過しましたが、あのマグニチュード9.0の地震が我が町を襲ったらどうなるだろうと思う時、背筋が寒くなります。我が町の危機管理状況をどう対応するのかをお聞きします。

**町長：** 6番大場清之議員のご質問にお答え致します。

国宝税の限度額を今まで値上げしないで、なぜ今年度73万円から77万円に値上げしたのかというご質問でございますが、5月2日の臨時議会時に承認第9号として限度額改正の国民健康保険税の一部を改正する条例の専決処分を上程させて頂きました。この値上げの改正は、地方税法施行令の一部を改正する政令が3月30日に閣議決定され、同日公布されたことによるものであり、町が単独で決めたものではないことをご理解頂きたいと思っております。尚、今回の改正により限度額に達した方は、22年度の4世帯から9世帯に増えております。また、今回の改正の国の説明では、国宝税は総額を納税義務者で按分する税ですので、課税限度額が引き上がれば高所得者の負担が増となり、その分、中低所得者の負担が軽減されるということになります。また、協会健保の上限額がおおよそ108万円ということで、厚生労働省としては、このギャップを小さくしていきたいとの説明もありましたので申し添えます。

但し、国宝税の限度額以外の医療分や後期高齢者支援分、介護分の税率については、大場議員が言われているように毎年医療費等の歳出見込みを勘案しながら、被保険者を代償する委員3人、国保医及び薬剤師を代表する委員3人、公益を代表する委員3人からなる国保運営委員会に諮問し、町長がその答申を受け、内容を精査した上で、税率等を改正する必要がある場合、議会に諮り、議決を受けて執行をしているものであります。この国宝税の税率の経緯ですが、平成20年の医療制度改革により後期高齢者支援分が新たに国宝税で対処することとなったことにより、医療分の所得割を7.2%から5.8%へ、資産割を37%から34%へ、均等割を22,000円から21,000円へ引き下げ、新たに支援分として所得割2%、資産割8%、均等割6,800円、平均割8,000円が加算されました。その後の国保の運営については基金を取り崩して対応してきたことや21年度は税収が伸びたこともあり、今回の改正は平成20年以来の改正となります。今回、限度額以外の税率改正をしなければならない理由としましては、医療費等の伸びから国宝税に求めなければならない不足分は、町民税の申請が終わった時点での試算で3千万円でありました。これは当初予算で計上している22年度末現在7,549万3千円の基金からの2,500万円の取り崩し、繰越金4,484万8千円から1,851万5千円分除いた額であります。この不足する3千万円については繰越金から充当し、残りの2千万円について改正を行ったもので、医療分の調定額1億2,055万円、支援分の調定額3,466万円、介護分の調定額1,920万円をクリアするために、医療費分については所得割を1.6%、均等割を3,500円、支援分については所得割を0.2%、資産割を0.5%、均等割を400円、介護分については所得割を0.5%、資産割を2.4%、均等割を400円、国保運営協議会に諮問し、意見を伺って改正することとしたものであります。また税収等の落ち込みの原因としましては、被保険者が58人の減、国保世帯の給与所得額が6,090万円の減、譲渡所得が570万円の減、農業所得は8,752万円の大減によるものであります。特に農業所得におきましては、21年度のはえぬきは1俵当たり12,300円で、10月頃の米の出荷時までには米の収入がありましたが、22年度12月までの米1俵当たりの農家



所得は10,500円で、1俵当たり1,500円分が減収となっております。今年になってから交付された1500円分は23年度中の所得になるため22年の農業所得に反映されず、加えて農薬や肥料の価格上昇により大きく農業所得が落ち込んだものと理解しているところです。

次に22年度の未収額が現年度課税で82件795万6千円、滞納繰越分で95件2,756万7千円に及び、それらの徴収をどのようにするのかとのご質問でございますが、国保税が滞納となった場合、22年度までは被保険者弁明書審査委員会をこれまで年1回でありましたが、被保険者証一斉更新時に開催し、世帯状況や徴収状況などを滞納整理の訪問時に得た情報等をもとに弁明書等の分析をし、短期保険証とするべきか、資格証明書にするべきかを決定しています。今年からは、この委員会をこれまでの年1回から年4回に開催し、細やかに判断することとしております。この制度によりまして、納税者も医療機関にかかったときの支払に困るため、幾分滞納の整理に寄与しているところでもあります。但し、22年度7月からは18歳に達した年度の年度末までの者については、法律により6ヵ月の短期保険証を与えなければならないこととなっており、また、今年の7月からは町の施策として中学生までの医療費が無料となりますので、子供達については医療機関にかかれぬという事はありませんが、医療費が伸びるのではないかと危惧しているところでもあります。国保税の滞納状況を見ますと、失業や病気入院などによる生活困窮によるものがほとんどで、仕事がしたくとも勤め先が無かったり、高齢のため雇用して頂けなかったりしているのが現状であります。また、それが数年間続くと滞納額は増えていき、納付できない状況に陥ってしまっている状況もあります。更に、近年の雇用情勢から失業され、国保に加入するケースが多くなり、これによる滞納額も増えてきている状況となっております。町としましては新たな滞納者を作らないよう、年度中に完納するように頻りに訪問するとともに、分納についてもお願いして行くこととしております。滞納整理は今まで通り、銀行預金の差押え、農業補助金からの徴収、各種補助金の差押え、年金払い日に向けた徴収、町外転出者に対しては直接訪問するなどして徴収に努めたいと考えております。現在、他市町村では差押え品のネットオークションによる滞納整理が行われております。最低落札価格を決めてオークションにかけることもできますが、価値があるものが低価格で落札される場合もあり、入札までの手間や落札品の送付等の管理やYahoo等への加入など、差押えられる物品との関係もあります。効果があるか、勉強していきたいと考えております。

次に2番目の質問であります庁舎の耐震診断の結果についてお答えします。昨年度の事業で実施しました、舟形町庁舎耐震診断調査委託業務の報告書の説明を委託業者から担当課が受けております。県内での耐震診断業務量の件数が多く、社団法人・山形県建築士事務所協会の耐震診断判定委員会からの耐震診断判定の報告が予定していた期日より多少遅れた経緯があるようであります。役場庁舎は、昭和42年に建築し、今年で築44年が経過しております。地下部分の機械室、トイレ箇所にも大きなクラックが生じておりまして、屋上階の外壁も風雨に晒され、コンクリート破片の落下物も見受けられます。年々、庁舎の老朽化に伴う補修箇所も多く発生している状況にあります。昭和56年以前に建築された庁舎でありますので、耐震基準を満たさないことは当然予測できましたが、大変厳しい診断結果となりました。

その結果につきましては、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は倒壊する危険性があると判断されまして、補強の必要性を指摘されております。尚庁舎の地盤は比較的安定しておりまして、地震の揺れは、周辺の建物に比べて多少、小さくなるということです。最低限の耐震補強工事の必要箇所と致しましては、まず1つは地下ピロティの基礎支柱の補強。2つ目は1階健康福祉課室の耐震壁の増設。3つ目は1階、2階、3階のブレースの増設。4つ目は屋上階の煙突上部の撤去。5つ目が屋上階のペントハウスの撤去。等について指摘されております。現在詳細に亙り、補強箇所について今現在委託業者と協議を重ねているところでもあります。これまでも町として、国に対し、庁舎の耐震化には膨大な費用を必要とするため補強工事に着手することが難しく、災害対策本部を庁舎内に設置しなければならないなど、防災上の観点からも対策を講じる必要があるため、早急に庁舎の耐震化、防災対策を図るための補強制度と、過疎債の適用が可能となるような制度の改善を強く要望してきた経過がありますが、実現はなかなか難しい状況のようでもあります。役場庁舎は勤務している職員は勿論、毎日多くの町民の方が訪れる場所でもありますので、一日も早い安全な庁舎管理を目指して参りたいと思います。3月11日に発生しました東日本大震災から早くも6ヵ月が経過しました。3月11日以降も頻りに余震が続いており、また大きな地震が襲ってくるのではないかと心理的な不安を抱えている町民の方も沢山いるのではないかと思います。文部科学省の地震調査研究推進本部地震調査委員会が、新庄市から舟形町への連なる長さ約22kmの新庄盆地断層帯東部の地震

発生率が今後30年以内に5%以下の確率で発生する。との予測を公表しています。地震の規模として、マグニチュード7.1程度。震度6弱の直下型地震と予測しています。

天災は忘れたころにやってくると云われておりますが、国内で毎日のように地震が発生しており、いつまた大きな地震が来ても不思議ではない状況であります。町でも、町内会長さんとの意見交換会を通して、地域の防災対策のあり方を真剣に議論しております。引き続き大規模地震の発生に備え、被害の最小化を図るため、家屋の耐震化や自主防災組織の育成強化、災害時の要援助者対策の推進など、出来るところから着実に実行して参りたいと思います。今回の地震の教訓から、夜間の地震発生に対応するため、発電機の設置を強く望む声がたくさん出されております。避難所となる全ての公民館や学校等に、発電機を設置したいと考えております。出来ることから防災の強化と、防災意識の更なる向上に努めて参りたいと考えております。同時に昨年秋に、太折町内会が主体となり、防災訓練を実施しております。地域住民が役割を分担して、実戦さながらの訓練を行い、防災意識の向上と地域の連帯意識を強めるなど、大きな成果を上げております。地域住民の防災意識が高まっている今こそ、全地域で自主的な防災訓練が実施できるよう、関係機関と協力して、支援して参りたいと考えております。町と町内会との連携を図り、災害に強い町づくりを目指して参りたいと思います。以上であります。

**6番：** どうも色々詳しく説明して頂きましてありがとうございます。

今答弁の中にもありましたように、この保険税のことは国で決まっているから、市町村でいくら直そうとしてもできないんだという答えも入ってございました。その通りの一面はあると思いますが、今少子高齢化がますます高齢化率が多くなっている中でその負担増をこれ以上に負担した場合に町の対応としてどういう姿の中で対応があるのかなと、我々いくら考えても一般財源からの繰り出しというものがある初めて保険税も値上げしないである程度で持つて行くのかなと感じますが、今でも一般会計から持ち出しが、名前は違っても色々な姿で保険税に対して援助が出来ると思うのですが、その辺の額が分かればその辺からお聞きしたいと思います。

**町長：** 詳しい件についてはまちづくり課長からお話ししますが、基本的には国保税ということで、先程限度額についてはこれは国の法律で決まっているものでありますので、この件については国に準拠することになるかと思えます。ただ税率の改正なり国保の在り方については基本的には半分半分という事になるかと思えます。国が半分、町と保険税なり町民の方々の方が半分となりますので、その額の件については中山課長から一つ答弁させていただきます。

**まちづくり課長：** 22年度の決算書の方に22年度分について記載されておりますけども、一般会計の方の79頁になりますけど、所々に22年度中に国民健康保険税会計の方に繰り出している金額が記載されております。3,897万6千円という金額が繰り出されておりますけども、これはルール分に基づいている分に加えまして事務費分ということで、はっきりとした数字は手元にはございませんが、600万円だと思います。それ以外については基本的には国の方から来る分、そのルール分と保険税の方から税金として課税されたものによって、独立会計として賄う事になっておりますので、一般会計から不足分を税金を上げないでそのまま出すというルールになってございませぬので、そのようにご理解頂きたいと思えます。

**6番：** 今のお話のように、我々としては一般会計からの持ち出しが保険税に無いとすれば、やはり町民の今の値上げの幅の大きさからみても町民一人一人の負担がこれで限度ではないかを感じるんです。そういう姿を改正するにはやはり持ち出しが今でもやっているという姿の中で、どうしても国から県からの補助を貰うためにはいろんな負担もあるということですが、ただ、これ以上の負担増は果たして舟形町の医療の分、これは全町的な問題であると思えますが、これ以上に値上げは厳しいんじゃないかと思う時に国と県にその辺の一つの姿を要望するというか、陳情するような姿がどうしても必要になってくるのではないかと思う訳です。今でも国からも相当の大分の補助金は来て、保険会計がなっているのはわかるんですが、ただこれ以上値上げとなると大変だなという感じがします。その辺の今後の在り方としてこれ以上の負担増がなる可能性があった場合に町としてどういう対応をとるのか、その辺をお聞きしたいと思えます。

**町長：** ここに22年度分の山形県の各町村の保険税の表があります。舟形町は14番目に位置しております。いわゆる保険税の一人当たりの税であります。それからもう一つは医療費、かかった分ではありますがこれも舟形町は26番目、この数字を見ますと医療費の給付額、或いは保険税の一人当たりの額。舟形町半分、中間ぐらいにいますけども、町村では高いランクでもないような気もしますが、私も医療費とそれから保険税の相関関係、今中山課長が言いましたけども、基本的には半分半分という応能、応益とありますけど

もなぜこんなに高いのかということ、企業を通じて、もう少し細分化してみてくださいと申し上げてみます。後段のこれからの対応ということではありますが、今現在の国民健康保険を県でやって欲しいということを要望しております。2、3年になりますけども国の方の国保の医療制度の在り方の答申を見ましても、県の方で一本化するという方向でもあるようですが、なかなか県の方でも「うん」ともいわないということもありますので、この国民健康保険の在り方を見ますと、だいたい平成29年から30年度に移行するというお話を聞いておりますので、もっと早くしてもらえば大変ありがたいと思いますが、なかなかこの市町村の保険税率の在り方というようなものを整理もあろうかと思いますが、今担当課の方、或いは各市町村の方でも早く国民健康保険の方を県の方に移行して頂きたいという事を今要望しているということをお願いしたいと思います。

**6番：** 町長の答弁ありがとうございました。今町長が言われたように、前向きな姿でないと、今国会で決議すれば、何でもまかり通る、逆に言えば、本来であれば日本の国を前向きに考えて、100年の大計になって100年後のことを見通した政治が必要なんです。ただ今、老人医療の問題でだけでなく、年金の問題も今の時代を予測する人はいなかったかなというような我々は不思議でなりません。急に老人が増えた訳じゃないし、やはり少子高齢化になったのも確かです。たしかに医療費は高齢者がいれば特に医療費がかかるのは当然ですし、その辺は国が責任を半分負担しているので、後あなた方が何とかしなさい。ではちょっと私はおかしいのではないかと、そういう姿も今後の課題じゃないかなと思うんです。今町長が言われたように、県が1本になって、その保険税をいかにして医療費の対策を講ずるかということ、まずよろしくご検討願いたいと思います。

続きまして、2番目の庁舎の耐震の件ですが、今庁舎を新築するとどれくらいかかるのかなということが時々出ます。最低でも20億円、下手すると30億円くらいの資金が必要ではないかという話が出ます。そうすると、先程も町長の答弁の中でもありましたように、過疎債なり辺地債なり、色々なものがあればいいんですが、そういう過疎債が適用になれば、確かに戻って来る訳ですから、簡単にある程度出来ると思うんです。それを見込めない中で、20億円以上の金をするという事は、舟形町で建て替えると言うのはまず不可能ではないかという感じる訳です。そうすると、今先程耐震の診断結果が話になりました通り、それでも1億5,000万円、約2億円とか言う話もあります。その姿が、今基金の状態をみますと、5千何百万円しかない、後の基金は学校建築とか色んなものがあるんですが、特に舟形町は持っていないという姿の中で、今早急に耐震工事をするための考えとして、町長はどう今から考えているのか、その辺をお聞きしたいと思います。

**町長：** まず最初に、役場庁舎関係で3月11日震災がありましたけども、あの時にふと思ったのは、加藤議員も先程質問しましたけども、阪神淡路の直下型地震の時に国の補正予算も三次補正までどんどんと補正をよこした経緯があります。そのときも消防車も大分購入致しましたので、これはやはり阪神淡路のようなということで、大分お金を食うような予測はしましたけども、ただ、阪神淡路とちがって津波の被害ということで、未曾有の津波被害ということになりましたので、あっちの復興財源に回ってこの日本海沿いになかなか来ないだろうというようなことで、その後も、国県などでアンテナを張っていましたが、なかなか補助事業というか或いは起債事業がなかなか見つからないということで、現実問題町単でやらざるを得ないというのがありますので、今大場さんが言った通りに、庁舎の建設費が5,300万円しかありませんので、まず、積み立てをやっていながら、ある程度の財源を確保しながら、町単でもこの耐震に耐えられるような構造に改修していくのがいいのではないかなと。確かに新築であれば20億～30億くらいかかるだろうと予想されますので、昭和42年、43年の建物でありますけども地盤も大分弱いかなと実は思っていましたけども、地盤の方はそうでもないということでありましたので、そういう面では先程の五つの部面ありましたが、まず当屋の方のいらぬ部分、或いはまず最初に撤去するというふうな、順次計画を立てながら補修、或いは修繕、或いは耐震化にむけて取り組んでいきたいなど、その中に国や県の方で補助事業があるとすればその補助に乗っかることも一考ではないかと思っておりますけども、今はそれはこちらの方に置きながら、まずは単独でやっていくしかないかなと考えております。

**6番：** 今、積み立てをしながら、耐震化の工事をしたいという町長の話でございますが、ただこれもいつまた震度6強の地震がくるかわからない、そうした中で、いつまでも野放し状態で免震計画を立てたとしてもその間に来た場合どうなるのかなと逆に心配があります。こういう災害が頻繁に続くような時期ですから、逆にいえば早急に対策を講ずる必要があるのではないかと。あと先程危機管理センター防災センタ

一を5番の加藤さんから質問されましたが、その辺もかねあいながら、あともう一点は今役場の重要書類、保存する書類が庄内の方に預っているという話を聞きます。その辺のどこに頼んでいるのか、或いはその維持管理の書庫の使用量がどれくらいかかっているのか、その辺をお聞きしたいと思います。

**町長：** 庁舎の耐震化改修、或いは先程の加藤議員の防火センターというのも2つの案があるであろうと思いますけども、この辺も内部で少し検討しながら、するにしても10年か5年かという問題ではないだろうと私は思っておりますのでその辺はご理解願いたいと思います。尚、書庫関係については総務課長の方から。

**総務課長：** 今の情報管理の方ですけども、町の方でも全部データ関係は窓口等を使っておりますけども、同じデータを議員さんが心配されますように地震等で破壊された場合に、全てなくなってしまいますのでクラウドというやり方をしております、庄内の方にあります日情システムソリューションという会社の方で業務提携しておりますので会社の方に町の方で安全をバックデータとしてそちらの方で管理して頂いてもらっております。

**6番：** 金額は幾ら位か。維持管理費の。

**総務課長：** 管理部門毎に数が結構多くなっておりますが、その管理部門だけということですよ。管理だけでどの位か。後程ちょっと調べて回答させて頂きたいと思います。

**6番：** 時間も迫ったので、はしょってお願いしたいと思います。

先程、どうして危機管理、文書類の大事な書庫というか、それとこの度の地震の災害の地震の診断の結果で補強工事をした場合にそれだけの工事期間もあるだろうし、金もかかる訳です。どうせならば危機管理センターなり、書庫類も、逆にいえば数千万かかると私はちょっと感じております。その庄内の方の業者に任せても。そういうものを考えた場合に町独自として書庫類を永久的に保存するようなものを併用しながらこれから考えるべきではないかなと、これも色々な考え方がと思うのですが、外注の他に、庄内だって大丈夫とは言えません。言われると思います。ですからこの場合は、ある程度、自分らが金庫類みたいなものを逆に耐震装置と共に危機管理センターも含めて、その辺も検討して早急に対応した方が、外注して金を出すよりもその方が長い目を見た場合、私は町の為になるんじゃないかなと感じがします。その辺も含めて時間もありませんから簡単をお願いします。

**町長：** この前の新聞ですと、寒河江庁舎が非常に特殊な建物だそうで即急に今年度から着工して来年度再来年度、3年間で完成したいということが載っておりますけども、寒河江の方も、うちの方と同じように昭和40何年当時に建築された建物であるということを伺っておりますので、その辺も参考にしながら防火センター、書庫等の管理費。そのようなものも併願するとすればそういうものも検討しながら業務の庁舎の耐震した業者とも相談しながら或いは内部で検討しながら取り組んで参りたいと思います。

**6番：** 我々も考えてみますと、外注して金を出すよりも、逆に言えば自分の近くに金庫類を置いた方が出す時も簡単だし、維持管理費用も少ないんじゃないかなと私なりに考えた訳なんですけども、その辺も色々検討して頂きたいと思いました。また、耐震工事をした場合に何カ月くらいの期間がかかるんでしょうか。

**町長：** まず、耐震工事をした場合の額はまだ決まっていません。私も、いくらかかるかわかりませんが、それも含めて、業者とどのくらいかかるのか含めて先程の防火センターなり或いは書庫の在り方というようなものも、考えていかなければならないのではないかなと今感じたところです。

**6番：** 私は後手、後手に回っているのではないかなと、あれから大分経過しているのですが、その結果が出た時点の中で庁舎の工事が始まれば庁舎内は賑やかに、騒音だらけだと思うんです。そうすると庁舎の事務も今の敷地内では取れないという課題も残ってくると思うんです。その辺で先々と検討を早めて、やはり庁舎は舟形町の中心の中であるんだという姿を考えながら素早い行動が必要ではないのかなと感じます。そういった中で工事期間が何カ月かかるかわからないという答弁もございましたが、その辺も宜しくをお願いします。

**議長：** 以上を持ちまして、大場清之くんの一般質問を終了致します。

続きまして、4番佐藤広幸君。

**4番：** 豪雪に備え、地域グループ除雪を実現せよという問題で質問させていただきます。

現在、町の高齢化と家族化が進み、高齢者の独り暮らしや高齢者同士の世帯が多くなっています。これは全国的に同じ傾向にあり今後も増える一方だと想像できます。この様な現在に近年自然の猛威ともいう

べき豪雨、豪雪、猛暑という地球気候の変動を実感させられる気象が日常化しています。今年は昨年末より続いた豪雪により町で一月に豪雪対策本部が設置されました。連日昼夜を問わずの除雪作業に当たられた方々に感謝申し上げます。この豪雪により県内でも多数の人的被害が出ています。山形県の報告によれば県内の昨年12月25日から今年の3月10日までの死傷者の数は225名で50歳代以下が92名、60歳以上が133名と報告されています。これは、近年では平成17年の豪雪時の283名に次ぐ数で、いずれもその半数以上は60歳代以上の方の死傷者となっています。この結果をみると、豪雪時において高齢者世帯への注意や呼びかけが重要になっていると言えます。私自身も本町町内を見回してみると、やはり高齢者の方が屋根の雪下ろしをされているのを見かけます。また、町が除雪に来るところから自宅までの距離があるが体の不自由等の問題でなかなか思うように除雪ができないという方も少なからずおられます。このような状況の中で緊急の事態が発生した場合対応が出来るのか疑問に思います。そこで、更に進む見込みの高齢化社会の中で、どのような除雪体制を築いていくのかを伺います。私の提案として地域の中のもっと小さな単位の地区に少人数のグループを作ってもらい、軽トラックで運搬できるサイズの除雪機を預け管理して頂き、町道といわず私道といわず行政の手の届かないところの除雪をそのグループに手助けして頂くという方法です。このような考えについて町の意見を伺います。

**町長：** 4番佐藤広幸議員の質問にお答えします。

町の65歳以上の高齢者数は4月1日現在で1,961人、高齢化は31.5%、その内一人暮らしの高齢者数は128人、高齢者のみで構成される世帯は157世帯あります。一人暮らしの高齢者等の除雪につきましては担当地区民生児童委員の方々に見守りをお願いし、安全確保に努めております。さて、町高齢者世帯の除雪サービス事業についてであります。対象者は65歳以上の高齢者、又は心身障害のある方だけで構成されている世帯で、かつ世帯全員が所得税非課税の世帯になります。さらに子供や兄弟などの親戚からの支援を受けられない世帯に限定されております。

助成内容については、有償ボランティアの協力員による除雪に対し助成しております。具体的には屋根の雪下ろしについては1日あたり8千円を平年は年2回、豪雪対策本部設置の年については2倍の年4回に拡充しております。また玄関前の除雪については、10センチ以上の積雪で除雪車が出動した時、1回500円を助成しております。助成金額については平成19年までは屋根の雪下ろしは5千円、玄関前300円の単価で除雪費用の1割を自己負担して頂いておりましたが、平成20年度からは屋根の雪下ろし単価を3千円引き上げ8千円に、また玄関前除雪単価については200円引き上げ、500円に改正し、これまで1割の自己負担をなくし、負担軽減をしてきた経緯があります。高齢者の除雪については同居していなくとも家族の努力、親戚や隣近所の見守りや協力で支援の手がある方も多い現状です。しかし、事情はあるかと思いますが、近年県内に親族等が住んでいても無関心で町や民生児童委員から連絡しても対応してくれない世帯、行政に頼るケースなど、除雪のみならず高齢者の住みなれた地域で暮らすことに必要な根本的な心支えがないと思われる心配な世帯が増加し、憂慮すべき事態となっております。他市町村から毎週のようにこまめに舟形町を訪れて、両親宅の除雪に励み、住宅を守り、年老いた親の安全安心を守っておられる方と、連絡しても対応してくれない世代のギャップがあり、対応に苦慮しているところであります。

民生児童委員が窓口となり除雪サービスの申請は昨年度、屋根、玄関前の除雪33世帯となっておりますが、町的要綱に基づき、所得非課税世帯で親族から支援を受けられない世帯が対象となっていることをご理解して頂きたいと考えます。除雪単価についても、有償ボランティアの協力員によるものであり、住宅の出入り口、窓、家屋の倒壊防止など日常生活に支障がない程度の除雪を想定しているものであります。今年の記録的豪雪では特に民生児童委員の皆さんにはご苦勞をおかけしましたが、除雪サービスの実績検討会を2月25日開催の民生児童委員協議会2月定例会の中で検討しました。これまで受け付けの窓口となっている民生児童委員の検討会なども行っており、今年度は単価の改定など制度を見直したいと考えております。基本的には地域で可能な範囲を支えて頂き、親族等の支援を受けて自立した生活を願いたいと考えております。ただし、所得が少なく、身寄りのない方については今後も民生児童委員・町内会長等の協力を頂きながら、町で支援していかなければならないと考えております。通年の地域高齢者支援につきましては、平成20年10月から町内会長・民生児童委員・町内女性代表を対象にした防災対策講演会および、合同会議を開催し、高齢者の日頃の見守りや声掛けをはじめ、冬季間の安全確保、そして災害時において一人で避難できない要援護者で、登録を希望された方については、民生児童委員が中心となり、災害時の避難対応について、隣近所の方2名ずつの支援者を配置し、その体制構築を最上管内市町村に先駆

け平成21年12月に体制の整備を行ってきました。

平成22年10月24日にはこれらの活動が契機となりまして、太折町内において、町内初の防災時要援護者の自主避難訓練が実施されました。3月11日の東日本大震災発生時には町内会長・民生児童委員が全世帯を訪問し、安否確認を行っております。また、長尾町内会においては、平成20年度から高齢者世代の除雪ボランティア活動を実施し、平成22年度からは高齢者対策の話合い活動をしており、東日本大震災時には町内会役員が当日に高齢者安否の確認を、翌日には全世帯を訪問しております。さらに平成22年7月には木友町内会においても自主防災組織を立ち上げ、世帯の安否確認を行い、町内会長に報告などのシステム構築した活動がありました。長者原町内会においても公民館除雪等に町内会と消防団が2回を限度に一人暮らし高齢者世帯をボランティア除雪を行っております。洲崎消防団でも同様の活動があると伺っております。このように地域で高齢者を支えて体制は年々広がっております。さらなる波及を期待しているところでもあります。豪雪時においても、このように各町内で高齢者を見守り、地域の安全確保するため、自主防災組織を作り、隣組の機能を充実させることが大切であります。今後町でも各町内会へ組織化を推進して参りたいと考えております。舟形第4町内会さんでは、衛生ステーションやリサイクルステーションの除雪を町内会で実施していると伺っております。素晴らしい活動であり、その絆を共助の力で是非、高齢者世帯の除雪にも拡大して頂きたいものだと考えております。議員提案の地域グループでの除雪体制についてであります。現在町では生活道路の除雪基準は3戸以上で舗装になっている場所を実施しております。町高齢者世帯の除雪サービス事業要綱の見直しを今後行い、町内会など団体が高齢者宅をボランティアで除雪する場合にも燃料代、重機代等の助成を検討しております。佐藤議員の提案は範囲が広いようで、町道、私道問わずの除雪は難しいと思われま。町社会福祉協議会のスノーバスター事業に団体が登録高齢者等の住宅周辺や避難口の除雪をボランティアで行う場合は、除雪機を無償貸出する制度がありますので、活用して頂きたいと思ひます。是非地域高齢者等を共助で支援をお願いしたいと思っております。以上です。

**4番：** ご答弁ありがとうございます。まず、舟形町の除雪体制については、舟形町の所有するロータリー車やブルドーザー等の除雪は他の町村に比べて非常にいいのではないかなど、私は感じております。そういう点では素晴らしいと思っております。一方で、やはり今回質問にありますように、ならそれよりもうちちょっと我々の生活区域の中に入り込んだ私道や、或いはちょっとした小道、そういった所の除雪に対しての苦情が多少ではなく、大分聞こえてくるというところがあります。例えば、ある町内会で除雪車が来る前に家の前の雪を道路に押し出す、全部を押し出すものだから、もしこの時に救急車等が来るところを通れるのだろうかというような声も聞かれます。また、ある一方ではそうやって自分の家の前の道路に雪を押し出す、そこを通勤していかなければならない。通勤していかなければならないけれども、車の腹がつかえてしまい中々出にくいと、いうようなところで気が揉むという声も私のところには聞こえております。町長いかがでしょうか。こういった声を聞かれたことございますか。あるかないか、ちょっとそこのところだけ聞かせて頂きたいと思ひます。

**町長：** 具体的には私は聞いておりません。

**4番：** はい、聞いていないという事ですけども、私のところには何件か聞こえております。だとするとやはり町長のところまでいくそういった声が、非常に届きにくい行政体質にもなっていると言えないかと思ひます。或いは、行政に話が来ていないとすれば町民が行政の方にそういった話をするのを思い留まっている。そういう体制であるというようにも思ひます。ここは、少し考えて頂かなくてはならないと思ひます。私はそういう声を聞いて、今回こういった地域の中にそういった困った人が居るのならば、そこでグループを作って頂いて、その方に除雪機を貸し与えて、そういう山になったところの頂上のところだけでも一回掃けば、車でも救急車でも何とか通れるぐらいにはまではしていけると、そういう風に私は思っているのです。或いはそれで余った時間で高齢者のなかなか自分では除雪が出来ない玄関先のところまで、一回歩いてあげるとそのぐらいのことは出来るのではないかなどと思っております。こういったことが一つ、町民に対して優しい、或いは町民のことを考えた除雪体制というのを町が打ち出していける一つの方策と私は考えているんです。はっきり申し上げまして、町が今やっている施策、玄関の前の雪かきを300円から500円にした。或いは屋根の雪下ろしを5千円から8千円にした。これ値段をちょっと上げたんですけども、一体誰が使うのでしょうか。33世代というご報告がありましたけども、私はこういった制度はほとんど評価しておりません。なぜ評価していないかといいますと、制度がありすぎると思ひます。

所得非課税の世帯だったらどうか、或いは町にある除雪車を借りたいのなら社会福祉協議会のボランティアに登録した団体であるとか、家族の支援を受けられない方に限るとか。それでは頼む時点でもう行政に声をかけなくてもいいやと。そういう気持ちにさせてしまっている制度だということなのです。これは私が切実に思う事です。ここを見る限り、町は規制をして制限をして除雪を手伝いますよという考えなのか、なるべく多くの方にこの制度を利用して頂きたいと考えているのか分からない訳です。町長どっちなのですか。多くの方に、こういう制度を利用して頂きたいからこういう制度を作っているのですか。それともある程度利用を制限してしまわないとダメだからこういう非課税とか、団体に所属しないと行けないとか、応援してくれる家族がいない方に限るとか、そういう制度をもっているのですか。どちらでしょう。

**町長：** この高齢者サービス事業というものは平成16年からやっております。今、佐藤議員がおっしゃるのは、町道私道問わず、これからの高齢化社会に向けて除雪の体制を抜本と見直そうという意見だと思います。この高齢者サービスというもの、確かにそういった面で限られた住民を対象としているのは否めないだろうと思います。これは一人暮らし、或いは夫婦老人世帯、身体障害者の世帯ということで限定しております。福祉のサイドという面からする事業でありますので、そういうご理解をお願いしたいと、これはその当時の云々は別にしまして、やはり民生児童委員の皆さんがこれを中心となってやっているということは事実であります。従って一人暮らし、二人暮らし、身体障害者の方々をどう支援していけるかということでもありますので、民生児童委員さんがたとえば先程の答弁にもありますけども、こういう該当者の皆さんであっても家族の方々が今でも一週間に一回、或いは二週間に一回というようなことで来る方もいらっしゃるし、或いは毎日のように来る方もいるとお聞きしております。ただし、それが出来ない部分については隣近所の協助というのものもあるだろうし、或いは町内会でしているところもあるだろうし、これは一つの良い点というものはボランティアだと思います。ボランティア無くして町づくりは如何なものかと思えますけど、やはりそれぞれの町内会でお互いに支え合うというようなものはやはり消してはならないだろうと思います。従って、今の質問の内容については、これは町道私道を問わず各町内会でやるグループ体を作ってそれをやったらいいのではないかなというご質問もありますけど、これは別の面での考えではないかなと思います。除雪の体制というものを抜本的に見直さないと、この問題はクリアできないのではないかなと思っております。当然ながらこのサービスというものは住民に対するサービスであると考えております。以上です。

**4番：** 住民に対してのサービスであるというはっきりとした認識があるのならばやはり、もう少し或いは、この条件を撤廃すべきだと思います。或いはもう少し緩くするべきだと思います。借りたくてもこれでは借りられない。それが借りたい人の現実の意見だと思います。そして、この私道、町道を問わずということをお申し上げしましたが、今後の社会というのは、今町が行っている除雪区間は町がすべきだという認識が非常に強い。つまり、そこ以外のところはボランティアで皆さん何とかしてくださいよという意識が強いと私が思います。しかし、私の考えでは除雪機を与えて頂ければ、町道であってもちょっとした区間なら除雪は出来ると思うんです。そういうことが広がっていけば町が本来すべき道路を大型の除雪機が入れなくてもいいということになるかもしれません、或いはそういうことで取り組んでいる市があったんです。それで、ちょっと紹介をさせていただきますけども、その前に除雪機の購入に関して、いろいろ補助をだしている市町村というのは結構多いのです。長野が一番多かったですね。長野、新潟、富山、個人個人が買う除雪機に対して2分の1の補助とか、或いは大江町ですと上限10万円以内の4分の1の除雪機購入補助なんてものを作っていますけど、私の考えに近いものを紹介させていただきますけれど、新潟県の上越市でロータリー除雪機に対して補助を出しているのです。その補助の内容と言いますのが、私道、或いは市長が必要と認める私道を5軒の家以上で行う団体に対して新品の小型除雪機13馬力以上、購入費の40%以上を1台80万円までを上限として補助しますよと、これを私は市に電話して聞いてみました。どういう所で使っていますか。どういうケースが多いですかと問いましたところ、高齢者の家先までいく道路に使うケースが多いようです。という返答でした。これは非常に私に近い考えだなと思ってご紹介させていただきますけども、平成20年度は4団体、平成21年度も4団体、平成22年度は6団体の申請がありまして、22年度は250万円ほどの費用がかかったということでもあります。こういうふうに、こういうグループ或いは町内会のそういう団体に対して補助して手の届かないところを除雪しているという上越市の例があります。そして、もう一つもっと私の考えに近いことをやっている実例があったのです。これは中国地方の広

島県庄原市という所なのですけども、除雪機は町が買いましょと、2年で149台を配備したそうです。豪雪地帯だそうなのですが、149台は市の持ち物、これを5年間自治振興区、舟形町で言う町内会に5年間貸し与えましょと。そしてそれを利用しているのが88の自治区があつて、その中で149台ある訳ですが、1自治区で最高4台くらいまで貸して頂いているそういう自治区もあります。そういった中で、なんとか今住んでいる住民の方々の除雪体制をより良いものにして行政側と或いは住んでいる町民が共同でそういう除雪体制をもっとより良くしようと努力している自治体がある訳です。こういうものがこれから必要になるのではないかなと思つてます。今、舟形町の高齢化の状況を見たときに、これはやはり町長に道路の家の前の雪を道路に出した時に、通れませんかという声がなかなか上がらない、上がつてこないという現実を踏まえればどのくらい住民の方々が雪に対して、或いは高齢化していく自分の除雪能力に対して不安を抱えているか、というのは非常に分かりにくいのではないかなと思つてます。これをやはり私は意欲のあるグループに除雪機を貸し与えてそして、その地域の道路だけでも除雪を頂くという方が非常に望ましいと私は思うのです。町長いかがですか。

**町長：** 新潟県、広島県、そういうユニークな取り組みをやっていると思つてすけども、それはそれとしてこれからこの町道、或いは私道というものを区別無くやっていくのはちょっとわかりませんが、その辺の先進地の事例というものをまず勉強してみたいと思つてます。

**4番：** 是非勉強して頂きたいと思つてます。町長いつも申し上げておりますが、出会い・触れあい・支え合い・新たな結の創造、町長があんまりいろんなところで言うものですから私も見ないで言えるほど暗記させて頂きました。ここに町の総合発展計画の30頁、克雪の町づくり、こういう事が書いているのですよね。除雪体制の充実をこれからやっていきますと。生活や、勤労形態の多様化から除雪に対する量的、質的なニーズが高まっています。本当に高まっていると思つてます。すべての重要に答える体制づくりに限度がある中、町民で共同して効率的な除雪体制を作り、より快適な雪国での生活実現を努めます。と書かれている訳です。町が行うべき除雪に対しては限度があると認めている訳です。さらに、町民に協力を呼び掛けている訳です。ならば道具くらいは町で用意して頂きたいという訳なのです。あとは我々グループなり住民が自分たちが生活する上での支障がない程度に除雪をさせて頂きましょと。こういう事なのです。全て小型ロータリー除雪車を配備したから、それを動かす人まで準備してくださいと言っている訳ではないのです。それを動かす人はその住民の方々、そういうことなんです町長。これこそ協働の町づくりだと思いますよ。まさに今の現実の高齢者への除雪体制、或いは行政のロータリー車の行き届かないところの除雪体制の不備とまでは言いませんが、そういったところにまで手を伸ばしてほしいという住民の意見に答えられる、そういったロータリー除雪車をグループに貸し与える、こういう方法だと私は思つてます。これは強く要望、要請しておきたいと思つてます。よく町長は民生員の方に見て回つて頂いているとか、いろんな方々に高齢者を見てもらつてますと言つてますが、現実に雪払いをするのは誰なのですかということも抜けていますよね。それは町内会の有志、或いは消防団でやってください。或いはボランティアでやってください。ちょっとそこが他人事と言つてますか、投げやりと言つてますか、そう感じるのです。我々ができることはやりますし、やろうと努力します。けれども、それをやろうとする人にも仕事があつたり、通勤しなければならぬということがあつたり、一遍に雪が降る、その所だけ降るという事では無くて一度にそういう事態が起きてくるということでは、少ない人数で多くの場所を対応できるものではないのです。ここのところをしっかりと考えて頂きたいと思つてます。私はそう思つてますよ、町長。すこし投げやりなところ、町はもうここからここまでしかやらないけども、後はボランティア、町内会、どここの団体、そういうのが非常にあるなと思つておりますけど、町長そういう風に思いませんか。

**町長：** 私は町内会でボランティアというようなものを行っている町内会もありますけども、これは昔から自意識的にやっている町内会もあるだろうと思つてます。長尾町内会のようにこうしなければならないんじゃないかという話合いの中で、ではやりましょという町内会もあるかもしれませんが、ただ今昔と違って大きく変化しているということは高齢化社会であるという事がやっぱり昔と違うのかなと思つてます。昔は子供も沢山いるだろうし、或いは隣近所の除雪の出来る方も居たようですけども、少子高齢化というような中で町内会の中でも昔と同じようにボランティアと共助という形でやろうじゃないか、という町内会もあるのではないかなと思つてます。決して私は投げやりとか、そういう考え方で行政をしている訳ではありませんので、ただもう一つは除雪機械を与えるというよりも町が借りるということも一考ではないかなと、今は話を聞いて思つてました。雪国に住んでいてやはりこの一番のネックというものは雪だろうと



私も思っています。佐藤議員の新潟県なり広島県での、そういったハードな面でのやつも少し研究をしてみたいと思いますけども、ソフトな面でのお互いの支え合うという面はやはり残しておいてもいいのではないかと私は思います。それがハードソフト両面で出会い触れあい支え合い新たな結の創造というもの、ハードな面あるだろうしソフトな面もあるだろうということだけご理解願いたいと思います。

**4番：** 町長、私思っているのですが、町はこういった除雪体制のソフトの面はかなり力を入れているなど、そこは評価するのです。むしろハードの面が少ないと思っているんです。町内会でやってほしい、或いはボランティア団体でやってほしい、民生員が居てほしい、その方々から波及して行ってほしい。要するにソフトの面ですね。ではどうやってそれを具現化して何を使ってやるのですかというところが無いんです。では借りましょうかと言ったって、除雪機自体貸してくださいと言ったときに、福祉協議団体の方に登録してからでないかと貸せません。では家族はどうなるのですか。今すぐ下ろしたいんですが、業者に頼んでも一週間も来られないと言うし、或いは我々もいろいろ事情があって来られないと言うし。という中でこの様に即効性を高くして、即できるような状態にするためにはどうしたらいいかということを考えてハードの面、つまり除雪機、或いは道具、そういったものの充実を図っていくべきことだと思って今回一般質問をした訳です。難しいというのであれば、せめて沢山あるこの条件を取っ払って、少しでも多くの方に使って頂く制度にしたらどうですか。値段を上げることよりも、この条件を取っ払う事の方が私は重要だと思いますよ。所得のある方はプラスして除雪課の方にやってください、無い方は町はもう少し考えますよと、それでいいのだと思います。ここまで条件を付けられたら使いたくてもなかなか使えませんよ。町長どうですか、この条件。

**町長：** これは一人暮らし二人暮らしのための除雪の要項ですから。ただその中でも所得税云々というものはありますので、その辺は検討してみたいと思います。

**4番：** 是非検討して、いつやってくるかわからない豪雪に備えて頂きたいと思います。以上を持ちまして、一般質問を終わらせて頂きたいと思います。

**議長：** 以上を持って、佐藤広幸君の一般質問を終結致します。以上をもって本日の日程は全部終了致しました。本日はこれで散会致します。(15:03)

明日は午前10時より再開を致します。15分前までご集合お願い致します。ご苦勞様でした。

平成23年9月9日（金）  
平成23年第3回定例会第2日目  
午前10時01分開議 欠席無し

議長： おはようございます。

只今の出席議員数は10名です。定足数に達しております。只今から定例会2日目の会議を開きます。

日程第1

議長： 日程第1 一般質問を行います。順次発言を許します。9番八鍬太君。

9番： おはようございます。

それでは私から通告のとおり協働のまちづくりを問うという主題で質問させて戴きます。舟形町にとっては第6次の10ヶ年構想となる総合発展計画が昨年策定され基本計画に基づいて各分野での施策事業がスタートしました。安心して暮らせる住みよい街づくりの実現に向けてどれも重要な課題であり、その成果に是非とも期待をしているところです。

大綱の一つに互助共有自立による協働のまちづくりが唱われておりますが、住民と行政が協働できる仕組みづくりを進める必要があると考えます。町長は各町内会に出向いて精力的に調整座談会を開催し町民との意見交換に頑張っております。地域課題の主役の上からも重要な事であると考えますが、一方では積極的に住民が参画しての協働のまちづくりを進めるには、更なる情報の開示や公開が必要であり、お互いに共有し活用する事が効果的な事業手法を生み出すことに繋がると思います。

東日本大震災の発生を受けて町の防災体制も大幅に見直しがなされていると思いますが、被害の程度や種別はそれぞれ地域によっても違います。町内ごとの防災体制を整備する事は要支援者、要介護者の情報などに基づく細かな行動計画を必要とします。そのためには、地域住民の協力が不可欠でありまさに互助のまちづくりです。町民は単なる行政サービスの相手ではありません。自治体の主権者でありある意味では投資者であるといえます。行政執行の説明責任を果たし真に協働のまちづくりを目指すのであれば、きちんと住民の参画を規定した自治基本条例などの条例制定も考えるべきではないでしょうか。透明に近い事務事業の情報開示と積極的な町民の参画体制の整備こそが自立できる協働のまちづくりを生み出すものと考えます。

改めて町長の言う町民の目線に立ったまちづくり、実践の手法について伺います。

町長： おはようございます。9番八鍬太議員の質問にお答え致します。

舟形町では平成17年3月の定例議会に舟形町まちづくり審議会条例を提案しております。この条例の目的は町民と町が協力して住める協働のまちづくりにおいて、情報の共有と町民の行政参画を狙いとして、町民の公有化した政策推進を図る為に設置しておることはご承知のとおりであります。まちづくり審議会の所掌事項は町長の諮問に応じ調査審議し建議する事になっておりまして、一つは町の振興計画等の策定並びに変更に関する事、2つ目は行政施策の運営状況の審査及び評価に関する事、3つ目が行政施策の決定過程における優先事業の選考に関する事、4つ目がその他まちづくりの推進に関する事となっております。平成23年度からは12名の委員をもって組織されております。活動は原則毎月一回夜間の会議開催を基本と致しまして色々な意見提言をうけて町の行政に反映させているところであります。又、町では地域づくり支援事業、地域協働事業を創設して実施しておりますが、基本的には八鍬議員が言われる様に住民と行政が協働できる仕組みづくりも取り組んでおります。

さらに情報の開示という点では地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行によりまして、19年度決算分から実質赤字比率或いは、連結実質赤字比率、さらに実質の公債費の比率、将来負担比率、資金不足の比率の項指標について、監査員の審査をうけながら議会に報告する事となっております。夕張市で問題となりました第三セクターによる借り入れなどの所謂隠れ借金。或いは舟形町におきましては、光生園建築時の舟和会借り入れ分の債務負担行為を含めた債務の諸事項、或いは特別会計の起債の条項、そして退職手当組合或いは最上広域市町村圏事務組合における舟形町分の債務などあらゆる分野の債務というもの預貯金状況を整理して町の財務状況を公表しており、所謂ガラス張りになっている訳です。また、その他行政が持っている情報について、住民が知りたい情報が欲しい場合情報公開条例により個人に関わる情報以外はいつでも公開できるように積極的に取り組んでいるところであります。

加えて毎年、全町内会を対象にまちづくり意見交換会を実施しており、細やかな問題から行政に対する

色々な意見提言を頂きまして、スピード感をもって対処してきております。また敬老会、夏祭りなど色々な会合にも積極的に参加をして色々な方々とお話をし、色々な意見な意見も伺いながら、それに対処しております。住民目線に立った行政執行の礎にしております。また、少ない職員の中から政策推進の専任の担当をおき、色々な行政ニーズにも即応出来る体制を整えております。しかしながら現在の町の仕組みや取り組みがベストであるというふうには考えておりません。八畝議員が言われる自治基本条例の制定、或いはその条例施工に伴う政策形成過程における情報提供の仕方、或いは住民との合意形成の為の話し合いや会議の持ち方なども変えていく必要がある為これらについて先般、岐阜県の多治見市に自治基本条例等の先進地研修を職員にさせております。職員の復命を見ますと岐阜県の多治見市の自治基本条例は地域や町の課題を解決していくまちづくりを進めていく上で基本となるルール、つまり原理原則を定めたもので2004年に施行された地方分権一括法に伴う地方分権の進展と少子高齢化などの社会環境の変化により、自分たちの町の事は、自分たちで責任を持ち自分たちで決めていく事が求められ、どの様な考えでどの様なまちづくりを進めていくのかを明らかにして、その為のルールを条例という形で市民、自治の確立を図ることを目的として平成18年9月に議決された様であります。

今時代は地域主権、緑の分権改革が叫ばれている中、地方自治、住民自治の発展というものが求められております。今日、地方自治制度が国民に定着致して地方公共団体は幅広い事務を処理、或いは人口減少、少子高齢化社会の到来、家族やコミュニティの機能の変容をはじめとする今の時代の潮流の中で住民に身近な行政の果たすべき役割というものは、従来にも増して大きくなる事が見込まれるにもかかわらず現実問題として地方公共団体の行政運営に対する地域住民の関心というものが、都市部を中心と致しまして低下しているようであります。このような状況を克服し自らの暮らす地域のあり方について、地域の住民一人一人が自ら考え主体的に行動し、その行動と選択に責任を負う様にする改革が必要であります。これは一つには、住民に身近な行政は地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担う様にする事であり、もう一つは地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組む事が出来る様にする事と言われております。

さて自治基本条例等は、現在全国で200以上の自治体が制定されております。山形県でも5市町、白鷹町、川西町、長井市、遊佐町、金山町で既に制定されております。この自治基本条例というものは自治体における最高規範、所謂自治体の憲法とも言われ、自治体の条例や計画等は原則としてこの自治基本条例の規定に適合する様、制定或いは策定運用されることとなります。自治基本条例の主な効果としては、一つは住民の自治意識の醸成による行政への参画や行政との協働、自治会やNPOなど住民活動の促進。2つ目が住民参画や住民との協働、住民への説明責任等に関する意識の向上による、住民の視点に立ったサービスの一層の推進などが挙げられております。

加えてこの条例の施行によりまして、一つは協働のまちづくりに向けた住民、行政の意識改革の一層の推進。或いは地域の特徴を最大限に生かした独自のまちづくりをする為の基本ルールの確立。3番目が住民参加を制度化し、まちづくりへの住民の参加の促進。4つ目は住民同士の合意形成の為のトレーニングや地域社会を運営していく為の手法の経験、5つ目が住民首長或いは議会それぞれの権利と責務の明確というものが挙げられております。三位一体の改革以降、機関委任事務制度の廃止。或いはNPOによる市民運動を支援する様になりまして、地方分権推進委員会の勧告では、市町村への思い切った権限移譲や自治体の仕事の基準を法律で定める。法令による義務付け枠付けが廃止され縮小され、地域の実情に合った対応を可能にする方向性が示されました。これは、自治体や住民の工夫で協働の現場が大きく変わるということでもあります。

しかし、自治体の自由度を高め地域に合った対応を可能にする「法令による義務付け格付け」の廃止や縮小される法律は地方分権一括法による一次勧告二次勧告をあわせますと、今現在697件あるようでありまして内、町に關係のある法律が172件、その内条例の改正が必要な物が34件あるようであります。そのような状況も踏まえながら、住民自治基本条例を制定して住民参加型の協働のまちづくりを推進していく為には住民の意見というものを伺いながら、どの様な仕組みで、どういう政策で事業を対象とするのか。まちづくり審議会や議会との関係をどの様にしていくのか。或いは住民に自治能力を付ける為には訓練が必要であるというふうに、櫻井先生も含めて協働のまちづくりを専攻する先生方もおっしゃっておられるようです。従って、この自治基本条例制定については、政策推進室をはじめ職員らで充分検討させ、行政と住民が地域づくりをしていく上で住民の意識を醸成しながら効果的な舟形方式の条例というものを検討して貰いたいと考えております。

**9番：** それでは2、3再質問させていただきますけども、その前に先程の私の質問の中で互助のまちづくりという事で、防災体制の見直しという事を質問させていただきました。この東日本の大震災がおきまして町でも、かなり色々な面で教訓を得たと思うのですが、今の防災体制の見直しの状況を分かる範囲で結構ですのでその辺のところをお話頂きたいと思います。

**町長：** 昨日も色々質問がありましたけども、3月11日、4月7日の地震というものを含めて今、各課で反省というか見直しというか、そういう資料を、今総務課を中心として情報資料を取り寄せております。それを集約するというもので課長会議等でも話題になっておりますけども、全体的に各課の方から全部資料が挙がってきておりませんのでまだ何とも言いようがありませんが、しかしながら昨日も一般質問がありました、とりあえず取り組むというものが発電機或いは投光機なり、そういう物をまずまじょうという事で今回補正予算に挙げておりますけども、拾い上げれば非常に具体的なものがあるだろうと思います。昨日も申し上げましたけども、9月号の町報にある程度赤裸々な表現となるかもしれませんが、この30年間の内に5%の確率で震災が起きるであろうという新庄盆地の地震というもの。まず町民に、こういうスタンスで災害対策本部或いはこの地震が起きた場合は、今はガイドブックがありますけれどもそれに肉付けた様な形で小学校の場合、或いは中学校の場合、或いはライフラインが寸断された場合というふうな所掌事項というものを住民の皆さんにまずお知らせまじょうという事で、9月の町報に大きく町民の方にお知らせするという事で取り組んでおります。具体的には、ライフライン或いは食事の保管というものも課題は勿論ある訳ですけども、その辺を各課から今、資料を集めておりますので、その段階が煮詰まってからお知らせ申し上げたいと。何か総務課長の方で付け加える事があつたら総務課長の方から答弁させます。

**総務課長：** 今、町長の方から話がありましたが、課長と課に付きましても、それぞれ担当する課において対応がそれぞれ違う訳ですので、各課また各班、各係の方で気付いた点とか、そういったものがありましたらということで今、総務課の方では成案をしております。また合わせまして、町内会長さんとか、連合会、町内会の役員の方とか色々な各会の方から意見を聞きながら対応していきたいと思います。行政関係におきましては、まだ案内が正式にきていませんけれども、新庄最上地域の災害の担当課長会も行うと聞いておまして、そこでまたお互いに各市町村の情報を交換しながら、これからの見直しについて検討と言いますか、叩き台も含めて、その課長等会の中でも議論していきたいと考えております。

**9番：** 有難うございました。先程の町長の答弁を聞きますと、冒頭にも出てきましたまちづくり審議会が所謂この協働のまちづくりの代名詞の様に聞こえる感があります。ここに審議会条例がありますが、町長の諮問機関ですから、町長の諮問によって意見を求めるというふうになると思うのです。それが即ち町民の意見だと考えるのは、ちょっと拡大解釈すぎないかなと思いますが、町長いかがですか。

**町長：** その通りだと思います。審議会でありますので、これまでは舟形町の振興審議会という大きなエリアの中で、それぞれの各種団体、或いは各種領域というような長の皆さんが混ざっていた振興審議会から、一步前進をして公募による今の持っている審議会という形態になりましたので、その対応というものは以前の振興審議会と同じじゃないのかなとは思いますが。従って決して自治条例という提案がありますけれども、これとはまた別の問題であろうと私は認識しております。

**9番：** けて審議会が悪いと言っている事ではありません。もし、そういう審議会の位置づけというものを重要視するのであれば、やはり会議そのものを公開にするとか会議録を公表する。そういう手法も考えなければならないと思います。その辺については如何ですか。

**町長：** 今新しく23年の4月1日から12名ですか、女性の方4名新しく登用しました。昨日も奥山謙三議員の方から質問がありましたけど、女性の視点に立ってまちづくり審議会というものをしてほしいという私の願いもありまして、女性の皆さんを登用しました。今まで2名でしたけど、2名補充しまして4名。したがいまして今、八鍬議員が言った通りに非常に会長を中心としまして、毎月のように精力的に夜間やっております。そういう経過と言うもの当然、何らかの形で町報なり町民の皆さんに開示する事も大変良いのではないかと思います。

**9番：** 是非そういう手法を用いまして、住民参画の指導的な役割を果たして頂きたいと思います。

次に情報の開示についてですが、答弁の中身を見ますと確かに町長のガラス張りという行政については、かなり頑張っていると思うのですが、財政の状況と言いますか、そういう公開が大部分だと思います。町民が求めているもの、透明性というものは、はっきり言って我々、議員の活動や報酬も含めます。町の政

策決定までの過程、或いは財産の取得、工事発注、職員採用、所謂行政全般に亘っているのかなと思う訳です。その意味ではもう少し、町長が言う様に財政面の財政状況の開示がガラス張りだと言うのでは、ちょっと偏っているのではと思うのですが如何ですか。

**町長：** 財政という面で今答弁申し上げましたけれども、法的にしなさいよというもので今進んでいる訳です。それから財政的には地方財政法だったと思いますけど、年に一回は町の財政状況を公表しなさい。町長の給料以下、議会議員の給料、或いは職員数などの状況も法的にはあります。ただ、行政運営という面でのものは、これまでは足りなかったのかなと思います。そういう面で例えば、今年の事業計画というもの。町報では今年度の事業というものは載っておりますけれども、どういう形で町民が理解を深めるような情報の開示、それも少し検討しながら、もっと詳しいものが必要であれば、それなりに対応してみたいと思いますので、何も現実問題として情報を拒むという姿勢はなくて、大いに情報を開示して町民からの意見を求めるという方向で取り組んで参りたいと思います。

**9番：** 以前にも何度か質問した経緯があるのですが、一つ例を挙げるのであれば、町の工事入札の件であります。出来れば公平性の面からも一般入札にしてはどうかということ、何度も申し上げてきましたけれども、残念ながら現在でもやはり指名入札が大半であります。それで、指名審査会等のメンバーを見ましても、副町長以下課長があたると。ましてや、入札の調査委員会のメンバーも同一メンバーである。そういう形で、どうしても町民から見ればガラス張りの行政とは見えないのかなと思います。せめてそういった委員会構成の改革等を是非とも考えて頂きたいのですけれども、ここ何年かは何度か申し上げました。その辺についていかがですか、考えは。

**町長：** この件については、前も八鍬議員から提言があった事項でありまして。指名審査委員会の在り方とか、それから入札の制度というものの中で、職員だけではなくて、外部の有識者というものも取り入れたらどうかという御質問もあったように思います。指名審査委員会のトップが副町長でありますので、副町長ともよく協議をしながら八鍬議員の言うこの外部の有識者、例えば監査員でもいいのかなと思いますし、後は行政改革推進委員会のメンバーもありますし、或いはそれ以外の、町以外というか、そういう関係もあるだろうと思いますけど。その辺をまず検討しながら、前向きに取り組んで参りたいと思います。

**9番：** 是非ともそういうふうをお願いしたいと思います。それに付随してもう1点だけ、町長に考えをお伺いしたいのですけれども。今回、社会福祉法人のほなみの増設工事が今度決まりました。色々な関係もあってでしょうけれども、その入札等の代行を町で行っております。舟和会もかなりの規模の法人になっております。役員等もきちんと居る訳でありますので、他の工事については法人独自でそういった執行を行っております。その中で、あまり行政が携わるとするのは賢明ではないのかなと思いますけど、そのへん町長はどの様に考えているのかお伺いします。

**町長：** 今、ほなみさんも第二期工事というふうな、第一期工事の時にも井上理事長さんの方から町の方に業務の入札と執行について、町の方でお願いしたいという意向もありましたので、そういう意向を聞きながら今代行の事務を執行しているということでもあります。大きな法人その他の市町村でもそういうふうなケースが、しているのかどうか私ちょっと分かりませんが、社会法人舟和会も大分大きな法人でありますので、その中でその業務がたゆるであるとすれば、それはそれでいいのではないかと思います。舟和会の側とすれば大きい工事についてはまず町の方でお願いしたいという意向にそって今回執行したという事ですので、このへんは舟和会の意向というのものも、もう一回確認しながら町の方でやれるとすれば、やってもいいのかなと思いますので、今後の検討課題にさせて頂きたいと思います。

**9番：** 先程町長の答弁の中で監査委員という話も出ましたが、民間の法人組合等であれば、今かなり業務監査というものは厳しくなっております、例えば役員会でも理事の発言についてまでも指摘されると、そういう状況にあります。そんな中で、町の行政執行状況というものを監査する機構というものも必要なのかなと思います。町の監査委員の権限というのは、どこまで及ぶのかというのは私もちょっと把握しておりませんが、そういう事を今後は考えていかなければならないのではないかと思います。県あたりでも公示をみますと、色々病院の事務所とか企業管理者等の監査結果を公告しております。そんななかで、これは自治会、議会としてもそういう意味では業務執行の経過についてできるだけ把握しようとはしているのですけども、なかなかしきれない部分というのがあります。そういう意味では、そうした監査機構、そういう機関がもしあるのであれば、こういうものがありますよといった回答を頂ければいいのですが、もしないとすればそういうものも一考して頂きたいと思いますが如何ですか。

**町長：** 今までは別な機構というものは、今考えても舟形町は無い様に思います。今まで監査委員のお二方から財政面、或いは行政面というチェックというもの、いわゆる目標を設定して事業を実施して、評価をして改善するというものの中で、チェック機能というのが監査委員だけではなかったと思います。これも今、行政の機能というものも大分大きくなっておりまして、時代が大きく変化していますので、それなりに行政の事務というものも今の地域主権というなかで397件という条例の改正というのも出てきますので、それを含めながらも内部の方でどういう形で行政機能のチェックというものが良いのか、もう少し検討させてもらいたい。山形県でも事業の評価委員会というものもある訳でありますので、そのへんも参照しながら舟形町に合ったような評価というかチェック機能というあり方、委員会となるか分かりませんが、そういうチェック機能というものを監査委員の皆さんにお願いすれば良いのか、或いは別な機関ですれば良いのかという事も考えてみたい。例えば私は基本財政改革も良いのではないかと、この前ちらっと八鍬議員に申し上げた様な記憶もありますので、その辺も総務課長と協議してみたいと思います。

**9番：** 議会としまして、そういう監視機能の強化ということで議会改革を取り組んでいるところでもありますけども、町の行政の説明、責任を果すという意味でも積極的な取り組みをお願いしたいと思っております。でないと、協働のまちづくりを考えた時にやはり町民がそうした透明性、信頼性を得ないとなかなか積極的、真剣にならないのではないかと思います。町長の答弁にありましたように、意識の状況といいますか、そういうものを植え付ける意味でも是非ともこうした積極的な行動は大切であると思っておりますので、是非宜しくをお願いしたいと思います。

続きましては先程答弁頂きました防災の体制についてですけれども、昨日の一般質問でも地域の除雪の問題が出ました。将来を見据えて互助共有のまちづくり、町長のいう町民の目線に立ったまちづくりを考える場合には、どうしても町内会単位の自治組織の強化というものが必要であると思っております。そんな意味で地域づくりの講演会を色々と実施しているのですけれども、その必要性を感じるような住民の意識改革これは先程も言いました情報開示の積極性等も含めまして、そうした住民の意識改革を図っていく必要があると思っております。そういう意味では今回の震災こんな事をいうと失礼、軽率かもしれませんが、一つの契機と言いますか、見直しのチャンスだと考えております。そんな意味で町民の中にそうした防災への意識があるうちに、ある程度全町に渡った地域防災の整備を進めて頂きたいと思う訳です。そんなことで町長の考え如何ですか。

**町長：** 最終的には町の防災計画見直しというものが、今国の方で秋頃に見直し事項になります。それを受けて県でも今年中になりますか年度内になりますか見直しが出る。それを踏まえて舟形町の防災計画というものを全面的に見直しするという作業に入ってくるだろうと思っております。今八鍬君が言ったとおりに、昨日も加藤5番議員からもお話がありましたけれども、阪神大震災というので非常に忘れがちになってくる、人間というのは非常に忘れる動物でありますので、私も今八鍬さんが言ったとおりに、そういう良い切掛けであろうと思っております。一つの先例としましては、長尾町内会なり木友町内会なり太郎野町内会なり、自主的に、昨年度中にそういう防災の意識というものを組織化しております。これは自主防災という考え方で言いますか、要は地域づくりというものが原点であろうと思っておりますので、郎野さん或いは木友さんの今の自主防災組織というものを先例として、町内会の方に進めて波及効果というのを図っていくのも一考ではないかなと思っております。まず、こういう防災の意識というものは、やっぱり災害は忘れた頃にはなくて今は災害はいつでも起こり得るものだというふうに、消防団の訓示の時、私毎年言っておりますけれどもそういうスタンスでこの太郎野さんなり、長尾さんなり木友さんの先例というものを波及していきたいなと思っております。

**9番：** 町長という立場からすれば、なかなか住民に自主性を持たせとか、或いは協力を求める言い方というのは大変言いつらい事かもしれませんが、やはり協働のまちづくりということを考えた場合には重要な事であると思っております。意見交換会において色々と町民の意見が出されたと思っておりますけど、全町内を回ってみまして町長が一番住民の思いといいますか、中で感じたものというものがあつたら一つお願いします。

**町長：** まず、基本的に一番感じる事は安全、安心のまちづくりというものが一番ではないかなと思っております。これは特に今震災というものがあつたからではなくて、昨日も議員の一般質問ありましたし、或いは3月の一般質問がありましたけれども所謂、雪に対する取り組みというものがやはり住民の方々が懸念される、懸念といいますか、課題にされているのかなど。これは今、少子高齢化が進行をしておりますので高齢化社会というものがどう立ち向かっていくのかという問題が一番大きな要点ではないかなと、そしてそこに

安全安心のまちづくりというものが併合してくるのかなと私は認識しております。

**9番：** 今おっしゃいました安全安心のまちづくりのルールとなるのが自治基本条例かなと思います。そんな意味で職員の方も色々と研修をなされているようですので、是非ともこの素晴らしい条例の策定に期待をしたいのですが、なかなか町の将来を規定するという事にもなるものですから、その策定を誤りますと今後の政策を固定化してしまうといった危険性もあると思います。そんな意味で200ほどの自治体が策定しているという事です。コピーにはならないような、是非とも舟形町独自の条例にして頂きたいと思っております。その点だけ1点お伺いします。

**町長：** 役場というものは、私は定義をいつでも思うのですが、役に立つところ、それから役場というのは役に立つ人が多勢居る所と考えておりますので今八鍬議員が言った考え方を網羅しながら舟形町独自の条例というものが必要であろうと思っております。

**議長：** 以上を以って八鍬太君の一般質問を終結致します。

続きまして7番野尻益夫君。

**7番：** 私の主題は若あゆ温泉の経営状況と施設の整備について質問をさせていただきます。質問の内容は短いのですが、中身は濃いかなと思っております。

若あゆ温泉は3月11日の震災、4月7日の余震による温泉南側の法面崩壊などの影響で営業休止を余儀なくされました。福島県などの避難者のコテージへの受け入れや食事提供などの支援にも取り組まれておりますが、長引く景気の低迷などの状況にもあるが、次の4点についてお伺い致します。

1点目は、災害復旧工事の進行状況と見通しについて。2点目は、営業再開以降の経営状況について。3点目は、障害者の皆さんから若あゆ温泉を利用したいとの要望があるが今後、家族風呂などの施設を整備して、受け入れをする考えはないか。4点目は高齢者や障害者からは玄関から浴室までの移動用シルバーカーの設置を望む声があるが、設置する声はないか。以上4点についてお伺い致します。以上です。

**町長：** 7番野尻益夫議員の質問にお答え致します。

3月11日午後2時46分、宮城県牡鹿半島の東南沖130kmの海底を震源とし発生した東日本大震災は、日本における観測史上最大のマグニチュード9.0を記録し、震源域は岩手県沖から茨城県沖までの南北約500km東西約200kmの広範囲におよび、この地震によりまして大津波が発生し、東北地方と関東地方の太平洋沿岸部に壊滅的な被害をもたらしました。また、大津波以外にも地震の揺れや液状化現象、地盤沈下、ダムの決壊などによって東北、関東の広範囲で被害が発生し、各種ライフラインも寸断されました。地震と津波による被害を受けた東京電力福島第一原子力発電所では全電源を喪失して原子炉を冷却できなくなり、大量の放射性物質の放出に伴う重大な原子力事故に発展し、福島県住民は長期の避難を強いられ、東北と関東は深刻な電力不足に陥りました。舟形町においても3月11日と4月7日午後11時33分の二回の大きな地震によりまして若あゆ温泉の南側法面とテニスコートの西側法面が崩落致しました。これによりまして若あゆ温泉は数日間営業を休止し、町単独工事で仮復旧工事を早急に行ない若あゆ温泉の営業を再開させました。しかしながら、法面は崩落したままの状態である事や、いつまた拡大するか分からない事、工事費が高額な事などから山形県にお願いをして山形県工事として出来ないものかと相談、協議したところ土木サイドと農林サイドで色々検討して頂いた結果、土砂災害対策事業で行なって頂ける事になりました。これは県単独事業で2割の町負担がある事業であります。6月の山形県の定例議会で予算を確保して頂きました。

これの進捗状況ですが今、最上総合支庁河川砂防課において7月末に実施設計を行なう為の調査ボーリングと平面縦横断測量の入札を行ない請け負った業者が今現在、現地の方に入っている状況であります。本工事につきましては、この調査ボーリング等測量関係が終わり次第に工事の工法を検討し、実施設計に入るくんだりですが、早くても今の所11月以降の発注になるようお聞きしております。従いまして工事期間が冬期間にかかる事から、状況によっては繰越事業ということも考えられるのではないかと思います。また、もう一つのテニスコートの災害につきましては、5月に農林サイドの査定を受け崩落した盛土の法面、フェンス、コート1面の復旧を災害査定に基づきまして実施設計を作成し、7月に入札を行ない本工事を発注しております。テニスコートの方は舟形町の発注であります。

2つ目の営業再開以降の経営状況についてお答えします。3月11日と4月7日の大震災その後の余震によりまして休業を余儀なくされていましたが、仮復旧工事が予定より1週間ほど早まりお陰様をもちまして5月1日から営業を再開する事が出来ました。まず5月から7月までの経営状況について申し上げます

と、比較する為に過去5年間の5月6月7月の平均利用人数と売上額を基準として申し上げますと入浴者、コテージ利用者の合計は5ヶ年平均で43,133人に対し今年7,734人少ない35,399人となっているようです。売上料は、逆に242万9千円の増で3,460万4千円となっております。内訳は、入浴者数の方で8,758人と少なく売上げも552万6千円の減収となっております。しかし逆にコテージ利用では、1,024人の増加で売上額も765万5千円となっております。また月毎の温泉利用では5月の入浴者が11,957人売上額は774万3千円、6月が9,638人620万5千円の売上げ、そして7月が10,885人で売上額が731万円となっております。次にコテージを見てみますと、5月の利用者数は930人売上額が413万7千円、同様に6月が867人額にしまして400万5千円となっております。7月は1,122人で売上額が520万2千円となっております。以上が利用人数と売上額ですが、4月10日から4月30日までの21日間の休業でありましたが、この地震では法面の崩落だけではなく若あゆ温泉に対する風評被害も生まれているようです。ご存知の通り大江町の柳川温泉の源泉が枯渇したという報道と、若あゆ温泉の法面崩壊が同じ時期に報道された事によりまして、若あゆ温泉の源泉が枯渇したとか、道路が崩壊したなどという風評被害が出て、利用者に誤った情報をもたらした事も事実であろうと思います。しかし半面災害復旧面では、新聞等での報道が国や山形県に直接に伝わり、結果としてテニスコート法面復旧も含めて、財政支援を頂く事が出来たのも事実であろうと思います。温泉入浴者数が減少したもう一つの要因としましては、今までゴルフ場ではプレイ料金を安くする為にシャワーのみにして、風呂に入りたい方は温泉入浴券、若あゆ温泉を利用して下さいと入浴券を販売しておりましたが、この4月からは入浴券の取り扱いをやめた事も利用者の減少になっているのではないかと思います。しかしコテージではご案内の通りに福島県からの避難者の方々をお引き受けした事が利用拡大に繋がっております。総じて5月から7月までの利用人数では、平均年間利用の約42%、売上額でも65%を占める大きな数値となっております。被災者の受け入れでは、11棟60人がピークでありましたが今現在5棟18名となっております。こうした施設の利用状況ですが、温泉利用も利用拡大にむけて一生懸命取り組んでおります。全戸訪問によるPR活動や芸能歌謡ショーの開催、グランドゴルフ大会やビアガーデン、民話の会などの開催、或いは老人クラブへの入浴セット販売や弁当付入浴券の販売などを行ないながら例年並みの利用数までアップする様に今頑張っているところであります。

次に3つ目の障害者の温泉利用と家族風呂の設置という質問であります。6月の議会でも野尻議員から同様の要望があり7月の取締役会議で議論したという事をお聞きしております。結論から申し上げますと身体に障害のある方が利用する場合は、当然介助者が必要でありまして、入浴する場合は一般の入浴者もいる訳でありますので介助者の水着着用が必要な事。或いは、車椅子で浴室へ乗入れする為、ある程度場所が必要な事。さらに、入浴の為に安全管理が必要になる事などが挙げられているようです。逆に一般入浴者からすれば、気になり心身のリラクゼーションにはならない事。或いは、温泉の方でも障害者等の方々からは、直接の要望は聞いていないということなどから入浴を前提として考えた場合、休館日の入浴とし、しかも決められた時間帯で安全が確保できる介助員が付添う事などが利用する上での条件になるという結論であったようです。確かに若あゆ温泉は町の施設でありまして、ご案内の通り指定管理者として振興公社が利益を目的に経営にあたっている施設で独自の経営を行なっておりますので、取締役会の決定事項については十分尊重して参りたいと考えております。なお具体的に入浴希望者がある場合には、温泉と協議をして頂いて、最良の方法を講じる事が必要であろうと思います。

次に家族風呂の設置であります。温泉旅館には家族風呂がありますが、公共温泉は健常者の日帰り入浴を対象として整備している為事例が少なく、近くでは尾花沢市の徳良湖温泉だけと理解しております。仮に家族風呂を作る場合、限られた敷地内でどこに設置するのか、或いは湯湯が1分間80Lの湯量をどう利用するのか、既存の機械設備で対応できるのか、また整備する為の経費がどれくらいになるのか、或いは利用時間の設定と入浴後の清掃管理体制の問題を明確にしなければならないと思いますが、一番の問題は利用者の問題であり、利用率の問題であろうと思います。公共温泉は先に申し上げました通りに健常者が自力で入浴する事を前提に整備した施設であります。その中でも高齢者の安全を確保するためにバリアフリーや手摺の設置を行なっており、安全な入浴を考慮した施設でもあります。障害のある、なしに関わらず利用できる施設であればいい訳ですが、実際的には解決しなければならない課題というものも多く、現時点では家族風呂の設置については今申し上げました理由によりまして大変難しい問題もあろうと思います。

4つ目のシルバーカーの設置ということですが、10年前から利用者の要望に応じ、今車椅子を2台設置



しております。車椅子は申し込めれば自由に利用できるようになっております。現在提案のシルバーカーの要望は無い様であります、もし要望があれば配置を含め検討する様に申し添えたいと考えております。

**7番：** どうも有難うございます。

最初に1点目と2点目、関連がありますので質問させていただきます。工事期間が11月頃から入るという事ですので、やはり冬期間にかかる訳ですけれども、昨年から今年に掛けてなんですけど紫山から温泉道路を通行止めにして工事にかかった訳ですが、これの今年の予定がどうなるか、あと温泉から亀割バイパス、何回もこれも質問させてもらいますので、今回っておりますが、バイパスの除雪、温泉から内山間の危険箇所があるという事で冬期間通行止めになっているこの除雪の体制、そういうので今年もやっぱり利用者が減少している、冬期間も四本全部にして、一の関から温泉までの道路1本だけです、利用者の拡大も図れるのではないかと思いますのですが、考えはどうですか。

**町長：** 今年の冬の工事の状況なり、除雪の状況については、産業振興課長の方から、矢野課長の方からお願いします。

**地域振興課長：** 野尻議員から言われました紫山内山線の道路改良工事についての通行止めですけれども、今年度の事業については、建物の物件、移転、保障と用地買収しかありません。紫山内山線については、通行止めには今年度はなりません。あと除雪でありますけれども、温泉から内山に抜ける道路については、昨年度も冬期間は通行止めという形をお願いしていた訳ですけれども、やはり道路腹囲が狭くて雪崩つく箇所もあるということで、数年前から前の町内会長さんと協議しながら通行止めらせて頂いた件があります。今年度も同じような形で一の関の幅囲の大きな道路を通して通行して頂けるように、ご協力をお願いしたいと考えております。

**7番：** そうすると紫山温泉間は今年通行止めをしない、内山温泉道路は従来通り通行止めにするという事ですね。そうするとこの危険箇所ということで狭い道路、これは大分なりますね、そうすると内山から見れば結構温泉に行く人が居ると思います。今までのデータはちょっと分かりませんが、その危険箇所を直すというのは考えてないのですか。

**町長：** 矢野課長お願いします。

**地域振興課長：** 危険箇所というのは雪崩つく割山になった箇所で一カ所あります。あとカーブがある箇所、坂になっている箇所、そういう所が2、3箇所ありますので今後そういうような箇所について、検討しながら整備していくという形に考えていきたいと思っております。

**7番：** 温泉から大平まで除雪は、広域道路ですか、なっている訳ですけれども、その先バイパスまで舟形町と新庄市の境、大平から行けば橋の手前で境界になっているのですが、橋を渡ってバイパスまで落ちるまでは200mあるかないかその程度だと思っただけ、前にも質問させてもらいましたが、あの道路は冬期間田町村から来る人が多いと思います。前も答弁は新庄市と協議して話し合いしてという話になっていましたが、今年の場合はまた通行止めになるということですね。

**町長：** 新庄市の協議という事は担当課の方で答弁させますけれども、あそこの交通量の実態というもの、何人ぐらい冬期間走行しているということ、その辺も参考にしないとなかなか難しいのかなと思っておりますけど、まず新庄市の協議の状況をお願いします。

**地域整備課長：** 新庄市との協議ですけれども、新庄市さんでは延長400m位ある訳です、舟形町との境から。それをわざわざ舟形町まで来て除雪するかというと、それは難しいでしょうという形で新庄市さんでは今の所除雪する計画はないということで回答頂いております。やはり大平町内会さんからも、そういうことで何度か言われていますが、大平町内会会長さんにも同じような事で新庄市さんで除雪しない方針だということで伝えております。

**7番：** 温泉の下に果樹園がある訳ですが、今年豪雪の影響で枝が結構折れて議会会報にも写真を出させてもらった経緯があります。今日、どの位リンゴがなっているか、手入れしているかと思って見てきました。そしたら、商品になるようなリンゴはなっていない様です。全然なっていない木もありました。今後私の考えだとあそこのリンゴ園100本近くありますから、リンゴ園でもして1,000円で食べ放題10個以内で持ち帰りとか、そういうのであそこ毎年収穫してもあまり収入は上がってないはずですよ。リンゴ園を様々な補助を貰って或いは、ちょっと残さないと出来ないと言われましてけれども、管理をもっと出来ないものですか。

**町長：** これは渡辺課長の方からさせますけれども、私も度々通りますけれども、雪の関係で大分倒壊し

た様なこともありますし、その辺のこれまでの管理の状況なりこれからの管理状況について産業振興課長の方から取締りですから答弁させます。

**産業振興課長：** 果樹園の管理につきましては、今町長、野尻議員がおっしゃられた通りで冬期間の豪雪によりまして倒木それから枝折れ等ありまして、結果と言うのですか実が結ばないという事もあり苦労しているところです。この事業につきましては、温泉施設の整備ということで農林関係の事業、中山間の農村総合整備事業と構造改善事業といろんな事業あるのですが、ほとんど農林サイドの事業入れましてしたのですが、そのメインはやはり農業そのものを振興するという箇所が、事業が必要な事業であったということで、約3反部位の果樹園を造成した経緯がございます。当初につきましては専門家である果樹農家の方から指導頂いて、管理していた訳でありますけど、いかんせん、なかなか自分の本業も忙しいということで、その管理技術、肥培管理については温泉職員それから近くにいる農家の方に引き継いで管理してきた訳です。当然支配人もそういう管理する為の知識もそういった技術もありますのでやってきたところでございますけれども、先程言いました様に、冬期間の雪がございまして結果的にはそういうふうなことになっております。この目的につきましては野尻議員もおっしゃった様に、もぎ取りとか観光果樹園的なもので広く進めていきたいという趣旨は今持っておりますし、その為の肥培管理につきましては、再度しっかりと農協、復旧課の職員からの指導も頂きながら対応して参りたいと考えているところでございます。

**7番：** 3点目をお願いします。6月議会でも答弁でありましたけど、私質問させて頂きました。その時議会方の答弁では受け入れる場合体制を万全に対応する必要があります。シルバーカーの設置についても、取締役で十分検討していきます。7月で取締役会議を議論された訳ですけれども、その答弁にも様々な答弁なされておりますけれども、ここで振興公社の社長の話をもう少し内容の詳しい事を聞きたいと思っておりますのでお願いします。

**町長：** 7月の取締役会の状況について、副町長が社長になっておりますので、社長の方からお願いします。

**副町長：** 先程町長が答弁を申し上げたその通りである訳ですが、まれな例として、そういう方もこれまでいらっしゃったという事実もあるようであります。その場合は先程も答弁で申し上げましたように、介助者が必要、そして水着を着用して介助者2名で障害者をお風呂に入れるという前例も過去に幾らかあったという事です。ただ一般客と一緒にのお風呂に入るとなると、どうしても一般のお客さんが大変差別する様で恐縮ですが、あまりよい印象を受けないということもありますので、どうしてもそういった身障者の方が多く入浴したいという希望があるとするならば、どれくらいの希望者があるか実態を把握する必要がありますと思っておりますけれども、そういう場合には一般の入浴の日と休館日を利用して身障者の風呂に入ってもらく日と区分して対応する必要があるのではないかとということであります。ですから今ですと第三の水曜日、月一回休館日を設けていますので、その日に時間を決めて然るべき時間を決めてそういう障害者の方が例えば10名位希望者が居るとすれば、その時間帯を決めて入浴して頂くとか、そういう方法を考える必要があるのではないかなというふうにとり締り会では話し合いをしたところであります。

**7番：** 私は振興公社に要望している訳ではないのです。家族風呂も答弁で徳良湖にしかないという事で、私なりに徳良湖の施設を案内してもらって来ました。それで家族風呂付きの休憩室でお子様連れや体の不自由な方が安心して入浴できるお風呂ということで、その横に6畳間があつてテーブルがあつて2時間で2,000円となっているようでした。利用者は結構いるのですかと聞いたら、結構いるということでした。私は、振興公社でなく町でこういう家族風呂を設置してもらえないかという質問をしている訳なのです。答弁者には経営状況とかそういうなされて、利益ですか、利益がないと出来ないということもありますけど、今舟形町で障害者1級から6級までおりますけれども、合わせて349名ほど居るようです。それで1級の方が一番多くて身体障害ですね122名居ります。その中で一町民である訳ですので、あそこの若鮎温泉、徳良湖から見れば眺めは凄く良い訳です。私から見れば設備は徳良湖の方が良いです。それで障害者からまず「あそこに行って風呂に入りたいな」という気持ちを持っている人が大いにおります。徳良湖の説明だと、風呂があつて専用の車椅子がある訳です、介護者はつけないで家族で行って、ちょっと段差があるのでお風呂に車ごと入浴できるという設備でした。そこを振興公社でなく町で整備してもらえないかという質問です。町長如何ですか。

**町長：** この答弁書にもありますけれども身体障害者の手帳を持っている方が三百数名おられます。それらの方々の願望というものも果して欲しいというご質問であると思っておりますけれども、まず一つは、家族風呂を設置するにしても利用者という実態はどうなのかということが先ではないか、と同時に湯の量80Lという湯

の量であります。これが家族風呂を作ることによって、それに果たして機能するかどうかということもあるだろうと思います。湯量がなければ出来ない訳ですので、それ以上の湯量があるとすればいいのでしょうけど、それも限界がある訳ですのでその辺の利用と、ハードな面はそうではないかもしれませんが湯量です湯の量ですね、これをミックスしながらリンクしながらやっていかないと難しいのではないかと。これは野尻議員の言った通りに健常者のみならず身体障害者の願望というものもしなければならぬという事は重々よく分かりますので、その辺今の2つの面利用の面、或いは湯量の面というのを把握しながら検討しなければならぬのかなと思います。

**7番：** 舟形町では福祉の町を宣言してから、16年9ヶ月位、17年近くなりますか6年の12月23日ですから、この町長の代が、元町長鈴木町長あたりかなと思っておりますけども、様々な福祉に対して力を入れていると思います。でも、障害者に対してあそこについてやりたい、それでもし要望があればということ、一応シルバーカーとか家族風呂とかありますけど、温泉に行つて要望するのか、要望書を出せば町で考えて対応するのか、そういうところを聞きたいんです。

**町長：** 要望書を出す、出さないに関わらず一般の方々と同じような身体障害者の方々を家族風呂なり或いは入浴する為の手法、利用者の問題もありますし、或いは場所というものもありますし、或いは湯量の問題もありますので、そのへんをセットにしながら考えていきたいと。要望を出したから云々ではなく、要望する前にその件について町の方で検討させて頂きたいと思っています。

**7番：** 私もあそこの敷地内には家族風呂は裏の方はちょっと無理ですから前の方しかないかなと、もしやるとすればですが。男風呂と女風呂があつてマッサージ機ありますけど、あそこ一帯を少し増築してというのを私なりに思つておりましたけれども、障害者になれば、あそこに行つて何回も言う様ですが、一回は入つてみたいというのは本当に考えていると思います。これから町の対応としては、利用者の関係ということですけども、アンケートをとったり、そういう考えはないですか。

**町長：** 何回も繰り返すようですが、アンケートといえ最終的にはそういうことも有り得るかもしれませんが、やっぱり利用者が利用したいという願望が今野尻議員のおっしゃる質問で大分居る様にも思いますので、その辺アンケートですれば良いのか検討しなければならぬ訳ですけども、何れにしても利用者の問題と場所の問題とお金の問題は別にして湯量の問題というものが一番難しいのかなと思いますので、その辺をもう少し検討させて頂きたいと思っています。

**7番：** 家族風呂というのは先程言った通り障害者ばかりが入る風呂ではないと思います。家族風呂ですから奥様、小さいお子様連れとか仮に2時間で2千円程度ですので、結構利用する人が徳良湖の方の温泉ではあるということでしたので、前向きに検討をお願いして質問を終わらせて頂きます。

**議長：** 以上を以つて野尻益夫君の一般質問を終結致します。

続きまして1番佐藤勇君。

**1番：** 8月25日に提出した通告書に従い一般質問をさせて頂きます。質問の主題として2つほど質問させて頂きます。

まず始めに、この質問は今まで何度も主題として取り上げられた質問だと思います。雪国に暮す町民にとっては、切実な質問で私からも改めて質問させて頂きたいと思っています。

質問1 流雪溝整備促進を。舟形町にいつまでも住み続けたいと思うのは、私達町民として当然の思いであります。その思いとは裏腹に、冬期間の暮しは大変なものがあります。特に今年は豪雪で高齢者世帯や一人暮らし世帯での除雪は大きな負担になったと思います。道路の機械除雪は他の市町村に比べて劣ることなく充実しておりますが、やはり宅地の条件によって屋敷内や道路の雪、町の言うとおりに道路に出すなという訳にはいきません。やはり道路に出して除雪して貰うような形を取るしかない家庭も多くあります。その中では自分の努力によって地下水を汲み上げ散水消雪なりをして出来るだけ多く迷惑をかけないようなやり方をしている家庭もあります。しかし誰もが思う事は、流雪溝があつたらという思いは全町民の心にあるのではないのでしょうか。町長は全面的に流雪溝を整備する考えはないのか、改めてお伺いさせて頂きます。また高齢者、障害者により家庭内の除雪困難な家庭が多く在られる舟形町民の中で各町内会でそういう家庭を把握しながら各町内単位でボランティア計画的なもので除排雪の計画を立てて頂き、それに対して地域にある小型機械の除雪機借上げ並びに燃料等などの助成をしながら除排雪困難な家庭の援助をしていくような考えがないかそれも合わせてお伺いしたいと思います。宜しくお願いします。

2点目としては、農業生産基盤の改良整備について。これについては、今前段でお願いしました流雪溝

を整備するにあたり、農業用水路の水を利用する事が不可欠ではないかと思われま。農業者の高齢化が進み後継者不足の現状から、離農等で賃貸や作業受託が増える現状の中、農業用水路、農道それらの維持管理の負担が年々多くなりほ場条件の悪さが加わり、それが耕作放棄地につながる大きな原因となっております。現在では、農地の概ね10%相当にあたる170haほどの農地が手つかずの不作付地となっている様に思われます。先月6月の定例会の議会報7月号の町民の声声というコラムにあった、ある方の一文をお借りしまして、「米は世の根、稲は命の根」この言葉は正しく舟形町、町民を今まで支えてきた先人が開拓してきた農地ではないでしょうか。この大切な農地を未来の子ども達へ町の美しさを引き継いで行かなければならないと思います。その為にも町の長期計画書並びに土地利用計画書に推進という文字で書くだけではなく、農業情勢の厳しい今だからこそ舟形町主導の農業振興を強力に進める事が喫緊の課題だと思います。町長は舟形町の基幹産業が農業であるという原点に帰り、全町的に基盤整備を進める農業用水路、流雪溝や小水力発電、防災等多面的に利用できるよう農業用水路の整備をする考えはないでしょうか。また、基盤整備をする事により農地の利用度を高め、水田はもとより畑作園芸など集約農業もしくは土地利用型農業、農業生産の生産性が向上し新たに新規参入農業者も入りやすくなるような現場づくりをして頂きたいと思います。それが今言われているような6次産業にも確実に繋がっていくものと思います。舟形町の田園山間地域が維持継承される事により町全体の景観環境が保全され、少子化、過疎化の推進を抑え利雪、大地熱利用も取り入れ定住対策の一環にもなると考えられます。以上の質問をさせて頂いて町長の考えをお聞きしたいと思います。宜しくお願いします。

**町長：** それでは、1番佐藤勇議員の質問にお答え致します。

まず舟形町の道路除雪の現況について申し上げます。町道につきましては、全体を10工区に分け10台のロータリー除雪車とドーザー2台、小型ロータリー除雪車1台で行なっております。その延長というのが69.3kmとなっております。また散水による消雪道路は、舟形一の関線、舟形停車場線、富田中通り線、堀内川端線、洲崎横山真木野線の5か所で総延長約2kmとなっております。次流雪溝の利用ですが、野、内山、長沢、舟形、福寿野、洲崎、堀内の一部で利用されて現在、長沢1号線が整備を進めているところであります。合計8カ所で延長3.0kmとなっております。なお維持管理につきましては、それぞれの管理組合を組織しながら利用しているところであります。

以上が町の除雪概要になりますが、町道の除雪につきましては今年の豪雪で若干の遅延があったものの今までと変わりはなく、除雪できたものと思っております。ただ豪雪であったがゆえに苦情も例年に比べ多くあったようではありますが、車が通行出来なくなったという事もなく町民の足である交通には大きな混乱や支障はなかったものと理解をしています。しかし一方で、毎日のように降り続いた雪と真冬日が連日続いた事によりまして、家庭での除排雪の在り方も大きな課題として残ったものと思います。その対応としての流雪溝ですが、流雪溝の計画としては平成15年度に山形県が主体となって克雪施設整備構想を作成致しました。この構想は既設の農業用水を利用する事を前提に、流雪溝の整備の概要、取水方法、活用の可能性、或いは課題などの項目をまとめたものです。全体的には、長沢から堀内までの9地区21集落で対象世帯1,556戸導水管を含まない流雪溝水路延長で37.4km、概算事業費37億4,700万円と当時では試算しております。いずれも大堰、三光堰、富田堰、洲崎堰の既設の堰を利用する方式を取っておりますが、堀内地区の松橋川からの取水以外は全て小国川からの取水となっており課題はそれぞれに取水方法と権利調整、経費を含む維持管理となっております。この先進的な事例として大石田町の事例を申し上げます。平成12年度に大石田地区を対象に延長で21km総事業費38億5,000万円の流雪溝整備を国のモデル事業を合わせながら行なっております。最上川が国直轄であるということでモデル事業が導入できたということでもあります。ポンプの電気料約300万円を国が負担、その他の経費として1戸当たり年間6千円を徴収しながら今管理をしている様であります。また、平成19年度から平成24年に掛けて横山地区で同様の整備、事業費約13億円、流雪溝の延長が6.9kmを進めておりますが、やはりポンプ稼働に要する経費は現時点では国が負担し、その他の経費は町受益者が負担するものというように計画されています。大石田町の場合も今現在経費負担が、国から町、受益者へ移行される可能性もあるとお聞きしておりまして、自然水利を利用する場合と異なりポンプでの揚水を必要とする場合は受益者が少ない地域ではやはり厳しい現実があるだろうと思います。舟形町でも平成17年度に富田地区、19年度に西堀・木友地区で流雪溝の取り組みを検討しましたが、経費の問題や利用する時間帯、投雪方法など大きな課題があり結果として事業まで結び付かなかった経緯があります。やはり個人的な負担は維持管理する上で必ずつきものですし、投雪する場合もそれ

ぞれ時間を決めて捨てる必要があります。また同水路は土地改良施設であるため水利の権利調整、冬期間使用する事による維持管理の問題は必ずあるものと考えられます。雪国の生活の最大の問題は冬期間に安全で暮らせることであり、とりわけ1人暮らしの世帯や高齢者世帯の方々の雪下ろしや除排雪の問題をどうするかということが大きな課題となっております。流雪溝も確かに選択肢の一つですが、その他地下水を利用した散水消雪、無散水消雪、大地熱利用消雪の普及も雪国生活システムとしてこれから整備していく必要があるだろうと思います。その為の支援策を豪雪地帯の自治体や住民が総意として国県に要望していく必要があると思います。同時に克雪、利雪のまちづくりとして舟形町総合発展計画にもありますように、全ての需要に応える体制づくりには限度はあろうと思いますけれど、町民と協力して効果的な除雪体制づくりも必要になると思います。今年の豪雪は、住民も行政も互いに手を取り一緒に対処すべきであるということ改めて認識させられましたが、今後こうした観点からこの除排雪についての細部にわたっての対応策を検討して参りたいと思います。

2番目についてですが、高齢者や障害者が自力で除雪できない世帯を町内会で把握し、除雪に対して燃料相当を助成する考えはないかという質問にお答えします。4番佐藤議員の質問と関連しておりますので答弁も重複することがありますが、町の現行制度として65歳以上の高齢者や障害者のある方だけで構成されている世帯で全員が所得税非課税世帯の方を対象に屋根の雪下ろしについては、1日当り8千円を年2日分、豪雪対策本部を設置した場合、4日分に拡大し玄関前は一回当たり500円助成を10cm以上の降雪日となっております。ただし子供や親戚、町内会や近所の方々からの支援を優先させております。この制度は民生委員が窓口となりまして有償ボランティア除雪になっております。先般4番議員に申しましたとおり、町の高齢者世帯除雪サービス事業につきましては今後、単価の見直しなど制度の改正を今検討しているところです。また町社会仕組み会のスノーバスター事業では除雪機の無償貸し出し制度、燃料の自己負担もありますので活用して頂きたいと思います。

次に農業生産基盤整備についてお答えします。ご存知の通り基盤整備の目的は、農業を担う経営体の育成や生産性の高い農業の展開、食料自給率の向上を図るものですが、具体的には区画整理、用排水や農道の整備、客土や暗渠排水などの項目から2つ以上を総合的に行うものです。また基盤整備によってもたらされるメリットとして議員の言われる通り、高性能機械が導入され生産性が向上する事、農業の省力化が図られる事、水の条件が良くなり水管理の合理化が図られる事、農作業の協業化や農地の有効利用が図られる事、区画が大きくなり農業機械の乗入が容易になる事や、労働力が軽減されることなどが挙げられます。特に高齢化や後継者不足が一層深刻化する中で基盤整備の有無は直接農地流動化や耕作放棄地の問題とも大きく関わってまいります。一般的に農地の流動化は貸手と借手の関係で成立する訳ですが貸手が多く逆に借手が少ない場合、集積されない農地は手が掛けられず耕作放棄地となってしまいました、借り手側からすれば土壌条件の良い所や作業効率の良い所を求めることになりまして結果として条件の悪い農地は放置される事になります。平成21年度農業委員会が行なった農業経営に関する調査結果を申し上げたいと思います。758人を対象にアンケート調査を行ない、83.1%630人から回答を頂いております。その設問の中で、今後の経営をどうするかという質問に対し、規模拡大が71人11.2%、現状維持が364人57.7%、縮小或いは止めたいという方が157人24.9%となっておりその内、縮小する或いは止めたいという方157人に再質問の中で農地を売りたい、貸したいという方が125人79.6%になっています。また、いつまで現状維持できるかという質問には、5年以内と答えた人が254人69.7%となっており、この数値を見る限りでは今後、離農や経営規模を縮小する農家が増えるというデータになっているようです。同時に28の水利組合の調査を行ないましたが、用水機や水路の老朽化の問題、組合員の高齢化や減少、側溝の未整備などがこれからの課題として出されており改めて基盤整備の必要性が伺える結果となっております。最近の基盤整備では関田地区、野田経壇原地区、福寿野地区が完了し、今年度から福寿野岡矢場地区がスタートし、さらに小松地区も今予定されています。その他にも原田山や福寿野地区での畑地化の実施、三光堰のストックマネジメント事業、大堰の水利システム保全事業また小規模ながら水利を整備する農地有効利用支援なども行なっており、町単独事業も合わせますと毎年のように事業は進めております。特に大規模な基盤整備はいずれも山形県もしくは舟形町が事業主体となって進め、事業実施にあたっては可能な限り受益者負担を軽減する方向で今取組んでおります。全てではありませんが、例えば農地を集積することによって促進地として国から受益者負担相当が交付される事業もあります。1つの例ですが、経営体育成事業の一般型として国55%、県27.5%、町10%、受益者負担7.5%となりますが、面的集積を加えた場合、受益者

負担を促進費として国で助成する事業もあり、国62.5%、県27.5%、町10%、受益者負担0%になる場合もあります。しかしこの基盤整備の基本は、農家、受益者の自主努力であり、町だけが一方的に進める事業ではない訳です。農業者や農業団体がどういう農業形態を今後していくのか、また、どういうふうに農地を利用していくのか、今後誰が耕作していくのかという課題を整理することが前提となっております。その為の事業説明や相談を行なっているところですが、事業の取りまとめにあたっては、土地改良区或いは県との協議を行ないながら進めているところであります。

次に基盤整備と流雪溝の整備を一緒に行うということですが、前にも述べた様に流雪溝整備計画といずれも大堰、三光堰、富田堰、洲崎堰などの既設水路を利用する方式をとっております。多くの場合流雪溝を利用すると、農業用水路を利用する受益者とはそれぞれ異なり、流雪溝の工事内容もむしろ集落内の側溝敷設がメインとなり必要に応じて揚水ポンプ工事が加わるというようになるのかと思います。また、避けて通れない問題として維持管理費や維持する上での役割を整理する必要も出てまいりますのでやはり基盤整備と流雪溝整備は、それぞれ個々に計画検討していく必要があると思います。

次に水路をはじめとした農地の多面的機能ですが、水生植物や動物、水田や畑地を含む田園風景なども貴重な財産となっております。その他にも農業用水の防火利用や小水力発電の利用ですが、特に小水力発電ではNPO法人東北エネルギー開発機構が行なっている実験事業を今年の2月に視察させております。その概要を申し上げます。新庄の土内川へ流れる沢水を利用して山の斜面から麓までの約47mの落差高を利用して、農業用送水管を敷設して毎秒45Lが流れる水で直径30cmのタービンを回し発電するものです。発電量として常時7KWとなっているようです。また発電した電気は約14㎡農業用ハウスの暖房や照明、消雪用シートの熱として利用しております。冬期間のハウスは約18℃に保たれ、アサツキやホウレンソウなど10種類を栽培している様です。仮に同能力の機材を舟形に設置する場合、冬期間の水の確保と高低差がある場所の選定、電気の利用とコスト計算、約600万円のタービンの投資効果など、しっかり検討する必要があると今考えているところです。

**議長：** 再質問時間があまりないのでお互い効率的にお願いします。

**1番：** 有難うございました。それでは再質問させていただきます。

今現在敷設されている流雪溝の中で数々ありますけれども、今進行中の長沢1号線につきましては、流雪溝ならびに無散水消雪と並行して敷設なされているようでしたけれども、真冬に伺った時には地元の人に言わせると、水が足りなくて流雪溝はあるけれど雪が流れない時もあるらしいという状況を伺いました。そういうなかで町長が先程流雪溝と農業用水は、要するに土地改良区は別の事業でどうしてもしなければいけないのではないかと回答がありましたけれども、私から言わせて頂きますと逆に言うと各町内の流雪溝に基盤整備する時点で、そこに導水路を計画する様な形を並行して考えるような流れでいくと利用が可能であって、一つ一つの区切りを置いてしまうと、どうしても繋がらないという面が多々感じられます。そういう面で計画的にそういうような町全体を眺めた時に一つ一つの計画じゃなくて続けての計画をできないだろうか。例えばそこに流雪溝を数年後に入れる計画だから、そこに導けるような土地改良区をしながら導水路を計画する。あとは例えばこの記にもありますように小松地区、計画的に26年度、来年採択に向けて計画している訳ですけれども、今現在それに付随して原田地区もこれに附帯しようかという計画になっている訳ですけど、あそこに町の指導施設がありますが、あれが沖の原を経て原田山地区に送水管が上がっている訳です。あそこの補助整備計画26年からうまくすれば入るような面的な工事がなされていくような計画になれば、送水管も同時に入れ替えすると経費的にも共に削減できるような工事。要するに一つの工事だけ見つめるんじゃなくて、こういう二つの見つめ方の仕方によって結びつかないものが結びついていくという見方ができるのではないかという思いがあるのですが、その辺はどうでしょうか。

**町長：** 一般論として先程回答した訳ですけど、個別的に原田山、小松地区のほ場整備ということで流雪溝と基盤整備を併用できないかとありますけれども、工程的にどういう方法があるのか、そのへん技術的なこともありますので産業振興課長から。

**産業振興課長：** 町長の回答にもありましたように、基盤整備と流雪溝の整備一緒の時期があれば非常に良い訳ですが実際問題として例えば、先程長沢1号線の流雪溝の話がありましたけれど、基本的には不動沢側から約300m導水、要は水を持ってくるというやつですが、残念ながらそのところの一緒には場整備の話は実際無いので単独にやっとなければいけないという問題があります。それから先程小松地区の補助整備と、先程言われたのは私共の管理している水道施設の話だと思っております、そういった事業に

つきましてはほ場整備とはまた違う事業でございますので、それと一緒に移設するとか機能をアップするとかいうことは今後検討していく必要があると思っております。

もう一つですが、先程町長の答弁の中で捕捉させて頂きたいのは、例えば先程9地区で既存の農業用水を使って流雪溝を使うということですが、例えば上長沢、野、幅、長尾の事業についてこういう資料があるのですが、これが先程町長の答弁した内容の資料です。その中で上長沢地区として出しているのが基本的には約5km位の延長の導水路、それから側溝用水ですけど、そこで整備する導水路、つまり水を持ってくるやつがほしい500m位でほとんど県道、町道に側溝を敷設する様な工事内容になっているという事で本当ならば一番いいのが一緒にやれば良いのですが、むしろ事業量的には今言った集落内の側溝整備がメインになってきますし、またそれを管理するといった時にはやはり集落、利用する方々がきちんとしていかなければいけないという事になってくるので、その辺は全体的に一緒にやれば一番いい訳でありますけれども、もう少し検討する必要があるのかなという課題もあるということで、ご理解頂きたいと思えます。

**1番：** なかなか合せて工事するのが難しいというのは分かりますが、今岡矢場線をほ場整備するにあたってこれもまた道路と共に現実合わせて道路と一緒に整備するのが難しい状況というのを聞いております。しかし、そういうものを、だんだん変えていけるような県、国なりに働きかけて頂き、効率的な公共事業に発展していくようにこれからも計画して頂きたいと思えます。

昨日の4番佐藤議員の質問とダブった様な形で答弁して頂きましたけれども、佐藤議員からもありましたように今、障害者もしくは高齢者自分でなかなか除雪が出来ない自宅に対してのケアという事ですけども、ここに数字がある通り例えば雪投げをしてもらったり、もしくはスノーバスター事業で除雪機の借り出し等とありますが、やはり私から思うにもなかなか使いづらい助成の様に感じておりました。そういうなかで今年も雪が降る訳で、それに向けての除雪計画予算も組まれてある訳ですけども、その除雪計画の見直しをかけ予算内の中で私が提案しました様な例えば各町内会ならびに民生委員の方々とか各町内会単位で要介護ならびに高齢者の一人で除雪困難な家庭の地域ぐるみのボランティア活動で除雪をして、それに付随して買上げた機械もしくは油代等、除雪援助して頂ける様な事をそのうちではなくて今年の冬あたりからするという早急な体制を出せる様な行動をとって頂けないだろうかという思いがあるのですが、その点についてお伺いします。

**町長：** 昨日も佐藤4番議員の方から、これからの高齢者に対応する社会の為の除雪のあり方ということで貴重な提言を頂いた訳ですが、それなりにこれから全町的に除雪のあり方というものは検討してもらいたいと思えます。当面今の高齢者の除雪サービス要項を今全面的に改正しております。担当課の方でも今佐藤君がおっしゃる様なそれぞれの町内会で今年の豪雪の時も除雪をした町内会もありますので、それらに対応する為に民生児童員だけではなくて、町内会で除雪をしたというものについてもそれなりに支援、補助金、油代、或いは燃料代というものを12月の補正で考えてみたいと考えております。

**1番：** 前向きに宜しくお願ひしたいと思えます。時間もありませんのでどこから質問していいのかわかりませんが、今現在一番大きい課題と私は思っております、舟形町全体の宝である農地が危機にさらされているという、過言の様な言葉ではありますけれどもそれが現実だと思えます。この農地を限りなく子供達に伝承していく為にはどう守ればいいのか、それを常に考えているところでありますけれども、インターネットで情報を取り寄せたところによりますと、舟形町にも温泉関連の振興公社がある訳ですが、こういう課題は舟形町だけではなく、日本全土の中で課題提起されていて色々な検討がなされている訳です。その中で今急速に進んでいるのが、農業振興公社の立ち上げになっております。今現在22年度の立ち上げで90数市町村に農業振興公社の様なものが立ち上がっております。それが立ち上がるまでには、10年来の色々な計画があって10年後、要するに長き計画に亘って農業公社というものが立ち上がったのだと思えますけれども、当町においてもそういうふうな全貌を考えて農業面を改善していくのは農業者の為だけではないという意味をもって、農地を改善していく、農地を守る、農地を伝承していくという事は、全町民のためにもなると思っております。そういう念から思っても、いきなり農業振興公社を立てて町全体を盛り上げていこう事にはなりません。そう思えます。しかし何か行動しなければと思えます。プロジェクト的なものを構想して頂き計画して頂き、今後のJAと農業者団体と町民と一環となって計画に盛り込んで頂ければと思えますので宜しく考えて頂ければと思えます。

また最後になりますけれども省力発電について。最後に答弁書にありました様に経費的に600万円かかる。

概ね開発局がやって試算すればこういう数字になるかと思いますが。しかし今現在は色々な発電方法があると思います。単純に言えば日本国土全体の不作付地、耕作放棄地全てに芋を植えれば、その芋発電で今の原発より上回る発電力があるという学者も居られる訳です。そういう中で幾らかかるというのではなく、例えば本町通りの水路にちょっとした風車を入れて、フワーンと点くような灯りを町の本町に一つ照らす、十二川原のポイントのイルミネーションに小国川の水にプロペラの的なものを入れたら灯りが燈るといようなものを、優しい灯りを実験的にやってみるによって町民が眺める事によって新たなエネルギーに対しての意識が沸くのではないのでしょうか。そういうものを踏まえて前向きな方向で、楽しみがある様な、舟形町にいて良かったと言えるような感じのものを目に見える様な施策をこれから持って頂きたいと思います。時間が無いので要望にして。お願いします。

**町長：** 今佐藤議員からも農業全般、或いはエネルギーというもので色々質問がありましたが、私も農業というのは舟形町の基幹産業であると思っております。今農林水産業第6款だけで23年9月補正で約4億円近くの事業もやっております。もちろん農協さんともタイアップしながらこれからも勉強を深めてやっていきたい、省水力関係につきましても2年前から懸案事項で父島の方に行ってみろという事でありましたけれども、これからの新しい3番議員の斎藤さんもおっしゃっておりますけれども、そういう具体的な目に見える様なエネルギーというあり方もこれから取り組んで参りたいと思います。

**議長：** これをもって1番佐藤君の一般質問を終結致します。

それでは午後1時15分まで休憩したいと思います。(12:01)

**議長：** それでは休憩前に復し、会議を再開します。(13:17)

## 日程第2

**議長：** 日程第2 議案第39号 平成23年度舟形町一般会計補正予算(4号)について議題と致します。

**総務課叶内班長：** 朗読、説明省略。

**議長：** これより質疑に入ります。質疑につきましては、頁款項目を明言され、出来るだけ簡潔に御願致します。最初に歳入についての質疑を許可致します。質疑ありませんか。

**3番：** 歳入について1点ご質問させていただきます。

4頁14款国庫支出金、国庫補助金の関係でございます。補正で3,000万円の減額となっておりますが、内容を見ますと土木関係で主に富田中通線の消雪関係の減額となっておりますが、この件につきましては町内としましても再三お願い申しあげまして、新しい井戸も掘削工事が終了致し、完了間近と待ち望んでいた所でございますが、内容的には国庫補助金の不採択という事ですが、この件につきましてご説明御願致します。

**地域整備課長：** 斎藤議員の質問ですが、おっしゃる通り富田中通線の国庫補助金の減額という事で落とさせて頂いております。中身については、今年度当初予算で3,400万円程の予算としておりましたが、国の国庫補助が付かない為に今回減額させて頂いております。富田中通線の消雪井戸につきましては完全に掘削が終わりまして今水を上げて調整しております。整備につきましては、井戸から消雪施設、散水施設ですけれども、その散水施設を今年度、まだ設計組んでないのですが半分は出来ると見ております。来年度にかけて若干残りますが、来年度その整備をやっていきたいと考えております。

**3番：** 今整備が出来るというお話でございますが、3,520万円の減額があっても工事が出来るという事ですか。

**地域整備課長：** 今回井戸を掘っていますけれども、4,500万円の繰越事業があります。その中で井戸と散水消雪の施設を整備する計画であります。井戸事業につきましては、だいたい2,000万円、約半分程の事業で井戸掘削をしております。残った半分で消雪の散水施設の工事に入りたいと思っております。半分以上は多分出るのではないかと、まだ設計が出来てないのではっきり言えないのですが、半分以上は出来ると思います。

**3番：** 3,500万円の減額になっても出来るという話でございますが、町内の皆さんが待ち望んでいる事業でございますので、何とかその減額分対応して頂きまして工事完成に向けて努力して頂きたいと思いません。終わります。

**4番：** 15頁の寄付金についてのご質問をさせていただきます。教育寄付金60万円についてどういった物かをお伺いしたいと思います。

**教育次長：** 4番議員にお答えします。60万円につきましては毎年、港区の佐藤様より児童交流の事業



費にという事で寄付金を頂いております。その計上です。

**4番：** 佐藤様より毎年頂いているお金という事ですけれども、この毎年頂ける60万円というものの使い道ですが、これ一般会計に入ってくると思うのですが毎年この額に見合う位の事業をきちんとされていらっしゃるのでしょうかという事を質問させていただきます。

**教育次長：** 児童交流事業につきましては、世田谷区、港区の小学校と町内の小学校が交流してまして、こちらから伺う分向こうからいらっしゃる分の経費、これは一般財源で児童交流事業費として例年300万円程の事業で組ませて頂いております。その内の60万円を事業費に充てさせて頂いております。

**2番：** 9頁の10地方交付税1億1,133万4,000円という事で増えておりますけれども増えた理由。

あと21町債△の2,860万円という事でありましてけれども、この辺が減った理由についてお聞きしたいと思っております。

**総務課長：** 第1点目の地方交付税であります。当所予算の段階で少し低くという訳ではないですけれども概算で見た訳ですけれども、ある程度地方交付税の額が決定致しましたのでその分今回補正として1億1,133万4千円を補正で計上させて頂きました。

地方交付税も18億4,653万4千円に額が決定しておりますので、その分も今回計上させて頂きました。町債の減額でありますけれども、先程も3番議員の方から質問がありましたけれども、中通関係の方で国費が減額になりましたので、その関係で事業が行われないという事で財源としての町債の方がその分だけ同じように減額になりましたので、その富田中通線の減額に合わせて記載の方も減額と対応させて頂きました。

**2番：** 10の地方交付税に付いて低く予算計上する際には抑えてしていたのが確定した時点では増えるだろうという事でしたという事。これでは予算する際の正確性といいますか、18億円に対しての1億1,000万円という事を考えますと非常に正確性が疑問視されるのではないかと思います。単なる低く抑えたから増えたという事なのか、再度お聞きします。

**総務課長：** 昨年ですけれども国勢調査が行なわれまして、地方交付税の算定で一番大きいのは人口です。人口でありますとか町道の延長とか小学校の数とか教室とか色々な物が算定要素になりますけれども、一番大きいのが人口でございますので、その人口が昨年国勢調査を行ないまして新しくなった人口を算定の基礎にしておりますので、そういった意味で地方交付税もある程度対前年度の金額を参考にしながら確定する前でございますので、ある程度低く見ませんと債務不足になりますので、そういった意味で前年度の参考にしながら当所また、6月の末そして9月という事で予算を確定になりましたので、その分を今回加算させて頂きました。

**2番：** 国勢調査の結果で人口が確定したからということですが、このへんは予算を計上する際には分からなかったという事なのでしょうか。

**副町長：** 国税関係ですが、先程総務課長が申しました様に毎年7月頃、普通交付税と特別交付税がありますけれども、普通交付税というのが今申し上げました様に色々単位がありまして銀行割とか学校であれば学校の数、生徒数、クラス数あと消防であれば消防団員の人数とか、積算効果があって積上げて先程金額的に申し上げました18億4,653万4千円こういう今年の普通交付税の額というものが決定されます。これが毎年7月頃確定します。それで当初予算では16億5,000万円見込んで当初予算に計上されています。その差し引きが約2億円弱ある訳ですけれども、この2億円弱というのは当初でたとえば18億ギリギリ計上しておきますと、色々な災害なり補正、今回も出てきていますけれども補正財源というものをある程度確保しながら、ある程度考えながら3月まで補正が出るある程度の額というものを猶予しながら当初予算である程度余裕を持った計上をしておくというのがまず一つの考え方です。

それから今年の当初予算で財政調整基金、いわゆる貯金です。不慮の支出の為に調整基金を設けてまして貯金しております。そこから当初予算で1億2,000万円取崩しをしています。それを今回の予算で後程総務費で出てきますけれども、それを2億円確保できましたので基金からの取崩しを戻すという予算が今回でてきます総務費で。そういう予算的な計上もしなければならぬということで、今奥山議員から言われますように見積りが甘いと言われればそれまでですけれども、ある程度1年間を通じた補正財源というものを見ながら当初予算である程度余裕をもった少なめに、少なめにというか様々な補正財源を確保しながら、そしてまず当初予算で基金から取崩している財源も加減しながら当初予算である程度少ない計上の仕方をしているという事でありましてその辺ご理解頂きたいと思っております。

議長： 他にありませんか。

(無しの声)

無い様ですのでこれを以て歳入について質疑を終結致します。

続きまして歳出の第1款議会費から第5款労働費についての質疑を許可致します。

2番： 16頁でありますけれども、この中に第2款第1項第1目の一般管理費6,295万円増えておりますけれども、この内容を精査しますと各官における給料とか職員手当とか共済費等がかなり三角になっている箇所が多数あります。前年の決算資料を見ますと、官毎に給料なり職員手当なり共済等が計上されていた訳ですが、これを見ますと今回それらの各項目を無くして一般管理費という形で取りまとめたのかなという感じがする訳であります。なぜ組替えというか、前年までと違った歳出を行なうのか、この辺についての理由をお聞きしたいと思います。

総務課長： 総務費管理の一般管理費でありますけれども、ここで職員の給料等14人分となっておりますけれども当初の予算ですが、当初3月で予算を議決していましたが、その後人事異動等ありますので職員が異動致しますので、ここの例としますと当初8人で積算した訳でありますけれども、その後一度機構改革がありましてまちづくり課にありました財政部門が今度総務課の方に移ってきました、そういった感じで職員が移動しております。当初予算に対して人数の異動になりますので行った所は増えますしまた三角になっている所もありますけれども、その人の移動の関係で例年9月の補正予算にあわせて全部組替え致しますので、その関係で人件費が上がっている所ほとんど異動関係で動いたりとか、また給料の高い人とか若い人いますのでその関係で同じ人数でも金額が増えたり減ったりしますので、そういう感じで今回人件費の関係はほとんど出ていると思います、9月で全部調整させて頂いておりますので、宜しくお聞きしたいと思います。

6番： 18頁の徴税费についてお伺いします。昨年度までは6名いましたが今5名になっているようですが、その中で1,300万円程減額になっている訳ですが、その理由をお知らせ願いたいと思います。

総務課長： こども先程申し上げました様に当初に比べまして職員が1名削減されておりますので、それに合わせまして、ここで三角という事で給料、手当、共済関係が減額になっております。

6番： そうすると完璧に1人が税務費の中の係が減ったということですか。

総務課長： そういうふうになります。

6番： という事は税務関係に携わる方が6名今までのものが5名で十分に仕事出来るという意味に捉えるしかないのですが、ただ今までも不良決算なり固定的に滞納繰越とか現年度分の滞納が随分と毎年増えている現状だと思います。そうした中で税務職員を1人減らして対応できるのか心配でなりません。ただ現に6名いたものを1人減にしてもその対策ができるのかなと私なりに納得いきませんが、その辺の説明お願い致します。

総務課長： 今のご質問ですが、議員の方でもご承知の通り、ここ何年か職員の採用をしてございません。昨年度3名の方が退職している訳ですが、実際に85名から82名に現在なっておりますので、そういった面で年々職員が退職しましても不補充の状態が続いておりますので税務だけではなくて、どこかで必ず皺寄せと言いますと言葉は変でございますけれども、どこかを削減していきませんと定数の中に納まらなくなりますので、今回たまたま税務課が1名減になっておりますけれども、他の課におきまして、他の班におきまして同じように職員が削減されておまして、82名で行政を運営していかなくてはならないという事でそれは、推察すると税務をなぜ削減したのだという御質問かと思っておりますけれども他の部分におきまして同じようになるだけ11人の方に同じような業務量が配分するように配慮しながら今回の人事を町長の方でして頂きましたのでご理解の方を宜しくお聞きしたいと思います。

議長： 54条の規定によりましてもう一回だけ6番大場議員。

6番： 今の総務課長の答弁は分かるのですが、ただ今までも毎年毎年、滞納繰越多くなっている状態の中をどうやって滞納をなくする様な税対策が必要か。或いは班を上げて職員方々皆で手分けしながら戸別訪問をしたりしてまでもできるだけ滞納を無くそうとする努力を今までしています。それは分かるのですが、その姿を1名減らしてもそれができるという自信がありありと見えている様なのですが、そのへんの課題をどう捉えるのか。もう一度だけお願いします。

総務課長： 今町の方では班制度を導入しておりますので、基本的な考え方としては一人でできない場合は二人また班の中でやって頂きます。班でできない場合は課で総力を挙げて対応して頂く、できない場

合は町全体でとそういった基本的な考え方でおりますので、大場議員さんの言わんとすることは非常に分かりますけれども、今限られた職員の中で業務を遂行しておりますので、その辺もご理解の方宜しくお願いしたいと思っております。

**4番：** 20頁3款民生費の社会福祉総務費の914万7千円の減についての御説明をまず一つお願いしたいと思っております。

もう1点が衛生費24頁の公害対策事業の放射線測定器34,000円とありますが、昨日だったか今日だったか測定器の種類によって測定の基準が相当ずれるというニュース或いは報道がありました。町では34,000円という器具について、どういう基準でどこのメーカーの物を購入したのかお伺いしたいと思っております。

もう1点ですが、先程の2番議員と関連しますが、私はてっきり人事院勧告に従っての職員給料の削減だったのかなと私勘違いしてしまったのですが、これに関連してなんですが、その勧告に従って今後給料の減額等考えているのか。この3点についてお伺いしたいと思っております。

**総務課長：** これも同じように職員の給料の手当関係で減額になっておりますけれども、これも先程大場議員さんの御質問にありました様に職員が1名減となっておりますのでその分の削減でございます。

2点目の放射能測定機器の関係ですが、本体につきましては既に予算化致しまして発注しておりますが、本体を入れるケースがどうしても必要だと。きちんとしたケースに入れないと本体そのものも色々支障があるということが後で分かりまして、その本体の方でございます。ですから本体に対しては県から補助金を頂きましたが、ケースにつきましては補助金がございますので町の方で単独で購入させて頂くことにしております。メーカーですと日立関係の製品になっております。あと佐藤議員さんもおっしゃいましたけれども紛い物といいますか、10万円とか安いのが出回っていて消費者センターの方でも測定値に非常に大きな誤差があるから注意なさいという報道もなされておりますけれども、どうしても言葉があれですが、中国製品が主な様ですが私達が購入しましたのは以前にも申しあげました様に県の方で実際に測定しているものと同じ測定器を購入しておりますので、そういった事はございませんし、国内の日立関係の方で製作している物を購入する予定にしておりますので宜しくお伺いしたいと思っております。

3点目、例年人事院勧告は8月の中旬あたりには出る訳ですが、御存じの通り人事院勧告はございません。国の方でも災害対応として国家公務員の給料削減云々とございましたけれども、そういう政局の色々な混乱も原因だと思っておりますけど、まだ明確にそのあたりも出ておりませんので、これから新内閣の方で当然国家公務員の人件費の削減となれば、それに関連して県職員とか市町村職員も同じような体制になるのかなと思っておりますけど、そのあたりはこれから国の動向を見ながら町の方でも対応していかなければならないのかなと考えております。ですから今年は人事院勧告がございませんので、それは予算書には一切今の所繁栄はされておられません。

**4番：** まず民生費の社会協議会費の1名減についてなんですが、間違っていたら申し訳ないですけども、間違っていないとすれば2人いる社会福祉協議会の方の1名町側に出向している方の給料分ではないのかなと思うのです。間違っていたらすみません。多分そうではないのかなと思うのですが、私この大震災をうけて2度ほど現地の方に泥出しボランティアに行ったのですが、そこで中心的な役割をしているのが社会福祉協議会員です。その方が多数いらっしゃってボランティアの方の受け入れをして下さっている訳です。そこで舟形町では社会福祉協議会の総会等もありますけれども、その中で向こうの社会福祉協議会員と舟形町の社会福祉協議会員が連携して、そしてできる事業がもっとあるのではないかなと思っているとところで1名減をしていくという事は、舟形町の社会福祉協議会の事業が充実していかないという事になっているのだと私は思うのです。ですから社会福祉協議会の総会に出席した時もそこで持っている貯蓄を積立金を一部取り潰して人件費にあてたような記憶がありますけれども、ここで言う事ではないのかもしれないかもしれませんが、本来はそうすべきではなくて、社会福祉協議会が持っているプール金、積立金というのは、あくまでも社会福祉協議会が独自でやる事業の為に使っていくべきものだと私は思うのですが、そういった意味でこの多分社会福祉協議会員の方の1名分が町側に出向している分だと思っております。もっと社会福祉協議会の事業自体を拡充して被災地のあった所の社会福祉協議会員と連携してボランティアを充実させていく、そういう事が必要なのではないかなと思っておりますので、いかがでしょうか。

それと衛生費の中の放射線測定器はケース代ということですが、本体に関してなんですが、町でも独自で測定して下さっているのだと思うのですが、やっぱりどうしても高額な測定器を買うという個人が買え

ない場合がある場合に、貸して下さいと言った時に貸せる物なのか貸出オッケーなのかという事をお聞きしたいと思います。なぜかと言うと、個人的に農作物を売っている方がどうしても、買い手が心配だから測定はしているのですかと聞かれた時に、測定しましたと、測定はしていません、機械が高額で買えませんという答えよりは、役場が持っている測定器を貸して頂いて職員の方同伴でもいいから測定をして、これは大丈夫ですという、そういう事に対応していてもいいのではないかと私は思ったので、そここのころお願いします。

人事院勧告に対してはまだ出ていないということなのですが、私が調べたところによりますと人事院勧告で23年度分に関しては、これから下げた数字で出されていたと記憶していますけれども、町の方にはまだ来ていないということなのではないでしょうか。再度質問させていただきます。

**総務課長：** 佐藤さんの方から質問ございましたけれども、この人件費はあくまでも職員でございますので、社会福祉協議会関係の職員の賃金とかそういうものではありませんので誤解のない様お願いしたいと思います。

それから先程間違っただけで答弁してしましまして、ケースを今回34,000円で購入しますけれども、それも一回的に県の方から2分の1の補助金を頂きますので訂正をさせていただきます。

それから貸出しでございますけれども、非常に高価な物とそれから、非常に敏感と言いますか、100万の1単位でございますので一般の方が普通の備品扱いみたいに物を持っていくという訳にはいきませんので、できるだけ大事に使いたいということもありますので、町の方ではまだ手元に届いていませんけれども、県の方から管理の仕方とか使用方法をもう一回確認しながら町の職員が、限られた職員で使わせてもらってどうしても是非測定してもらいたいと言えば職員と行ってそこで測る様にします。貸出しというのはちょっと物が普通の物と違いますので難しいと思いますので宜しくお願いしたいと思います。

人事院勧告につきましては、今我々の方には頂いておりませんので、そういった情報もありませんので、なにかもし手元に逆にそういうのがご在りましたら多分出てないはずだと思いますので。

**4番：** 分かりました。民生費については勘違いということですが、これに関連すれば社会執行委員会の件については何らかの部分ではまってくるだろうと思います。その関連だと思って先程の社会福祉協議会の充実をもっとすべきではないかというのを最後に質問させていただきます。

そして衛生費の放射線測定器、これは個人の方がもし来られたら個人に貸すのではなくて役場の職員が同行して測定して頂ける、そういう気配りと言いますか、制度と言いますか、そういうのを是非お願いしたいと思います。秋になってきて収穫の時期になってきましたのでそれを買って頂けるかどうかは農家の方々の一番の心配だと思いますので、是非対応をお願いしたいと思います。

人事院勧告の件に関しては私も、もう一度調べて後で課長なり副町長なりに話をさせていただきます。

**健康福祉課長：** 先程、社会福祉協議会の派遣の件がありましたが、確かに社会福祉協議会の職員を包括支援センターの方に派遣しておりますが、それにつきましては23年度の当初予算に計上した形で掲示しております。総勢1名減の分については緊急雇用の職員の対応ということで1人配置しまして今2名体制で行なっている状況になります。

放射線測定器につきましては、実質的に健康福祉課の方で測定をしている訳ですが、現在は6月に機械を発注しておりますけど実際は10月下旬の納入ということになっております。この機械につきましては、定価で54万円に消費税ということで、実質的には50万円を割った形での見積り合わせをして注文している訳ですが、それに対して今回アルミケースということで42,000円の物を購入したいということで追加計上したということです。先程農産物の検査という話がありましたけれども、この今回購入している測定器につきましては、地上から50cm或いは1mの空中を測定する機械でございますので、実際農産物に直接測定というのは、また別の機械でありますのでそれらについては、県の試験場といいますか衛生研究所そういう所で検査をしないと正式な数値は出ませんので、これは地上の放射能の測定ということで御理解をお願いしたいと思います。

**議長：** 54条の規定によりましてもう一度だけ。

**4番：** 宜しくお願いします。やっと社会福祉協議会の事について出てきましたので、町民の方々からボランティアに行きたいのだけどどういうふうにして行ったらいいのだろうか、何かをさせていただきますのだけど、どうしていいか分からないという声が随分聞かれたのです。そういう受け皿が社会福祉協議会なの

ではないかなと思っていたのですけれど、やっとな町は募集をかけてボランティアに行きたい方を募集しますから、8月になってから行かれた様ですね。それをもっと早い段階でやって頂ければそういった声ももっと出なかったのではないかと思います。これが社会福祉協議会員の職員2名が1名減になっている事でおきた弊害なのではないのかと私は思っているのです。そこを考えて頂きたいのです。社会福祉協議会員は2人いてより充実した社会福祉協議会の事業をやってくと、職員が足りない所は、そこに臨時でもなんでも充てればいいのかと私は思う訳です。その考え方が私の意見と食い違うところでありまして、要するに簡単に言えばもっと社会福祉協議会の事業を拡充してボランティアの受け入れ態勢をもっとすべきだったし、これからもしていくべきだと思っています。その事に関して答弁をお願いします。

**健康福祉課長：** 社会福祉協議会から包括支援センターへの職員の派遣につきましては、今年度にした訳ではなくて22年度にしている訳です。ですから今年度の当初ではないということをお承知頂きたいと思えます。

ボランティアの受付につきましては、震災後社会福祉協議会の方で窓口を設定して受付をして頂きました。その段階では春休みということもあって、学生さんとか期間限定のボランティアの用途がかなりありまして支援物資の仕分けとかありましたけれども、ある程度限られた範囲のあれってことで、具体的に現地までの派遣ということまでは把握できなかったという経過がありまして、その後支援室の方で今募集している状況です。

**議長：** 他にありませんか。

無い様ですので歳出の第1款議会費から、第5款労働費についての質疑を終結致します。

続きまして歳出の第6款農林水産費から、第13款予備費についての質疑を許可致します。

**7番：** 先程間違えて大変申し訳ありません。31頁の新設改良費ですか、その中に入るのかなと思って。

もう1点は中学校管理費。補正予算に対しては関係ありませんけれども、お聞きしたいと思って、質問させていただきます。

一つは町道長沢2号線消雪施設に伴う地下水の影響調査報告会が前にありましたが、それ以降説明会も開いているということをお聞きしております。これから消雪進める問題が出てくると思うのですが、今後の対策としてどういう考えがあるのかお聞きします。中学校紙の8月29日臨時事項のお知らせということで学校から出された訳ですけども、理由が学校の水道に塩素が入っていない事が判明したということですけども、その原因と今後この様な問題が出てこない様に、どうしてこの様な問題がでたのか説明をお願いします。

**地域整備課長：** 野尻議員の質問ですけども、長沢2号線の消雪施設の説明という事で、前年度消雪施設を、井戸を掘りまして無散水の消雪施設を整備しました。結果的に水を上げて今年の冬は良い具合に雪が消えて通行する際にも支障が無い様な状態であったのですが、その影響か分からないのですが、下の方で2、3件井戸が出ないという質問がありまして今地元と話をして調査しているところです。調査結果がようやくできてきましたので、その調査結果に基づいて地元の関係者と説明会を設けたいと考えております。

2つ目の中学校の水道水に塩素が入っていないという問題だったのですが、これについては夏休み期間全然水道水を出さなかったんで、屋上にあるタンクの水が全然動かないということで塩素がその中で消えたという調査の結果でした。しばらく水を出しておきましたら塩素の反応が出たという事で1ヶ月間の休校に伴って塩素が消えたというデータが出ております。

**9番：** 31頁の土木費道路新設改良費ですが、先程一般質問の中でも出てきましたが、2番の町道紫山内山線道路改良事業の内容についてお伺いします。

**地域整備課長：** 八鍬議員の質問ですが、442万円増えた件についてですか。中身ですか。

**9番：** 442万円補正している訳です。その442万円の中身について伺います。

**地域整備課長：** 渡辺製材所さんの事務所が13号線沿いにある訳ですが、その事務所の移転補償と用地買収それから、そこに材木が置かれている訳ですが、その移転補償等で、当初見込んだ予算より400万円程増えた形です。最初、材木が置かれている分を殆んど見てなかったんで、その分が増えたかたちです。

**9番：** 先程の話ですと、今回は冬期間の通行止めは行わないという事ですので、実質的な工事というのは無いのかなと思うのですが、その点とこの改良については危険防止という意味からも再三お願いをしてきた経緯があります。その時に国道13号線の取付けについて入口を改良するのであれば変更車線と言いま

すか、国交省の用地、変更車線を設けなければならないという色々な制約があった気がします。その辺の状況はどうなったのかという事と、改良するからには今ご覧の通り勾配のあった急カーブということで大変危険だということで改良をお願いした経緯がある訳ですが、今の話ですと現状を拡幅という感じになるような気がしますけれども、それで果して危険回避が十分にできるのかなと思うのですが、その点どうですか。

**地域整備課長：** 国道との協議ですけれども、国道13号線の左折ライン右折ラインですが、それについては協議した結果、今の紫山内山線の原道の幅員でありますと必要な各右折ライン左折ラインを設ける必要はないのではないかとこの協議の結果です。紫山内山線の取付けの部分であります、その部分については1.5車線と言いますか、2台車が並んで通れる幅員に拡幅するような計画であります。それから、その先の急なカーブですが、そのカーブにつきましては田んぼ側の山を切り土してある程度緩やかなカーブにもっていくということで計画しております。

**9番：** この路線については色々な話があった訳ですが、その一つの入り口を改修できない難点の一つが我々の説明については国交省との交渉で各変更ラインを設けないと駄目だと、それを私の方でもなんとか協議をすれば現状の取付けがある訳ですから、ならないのかという話をした訳ですけれども、その当時ではおそらく無理だろうという事だった訳です。それがもし最初からそういう協議でなるのであれば、もう少しいい案があったのかなと思う訳です。今その残地を切土して見通しを確保するという話でしたけれども、入口もちょうど切り土の部分になっていて見通しが大変悪いと思います。一番の難点はそこかなと思うのですが、その解消という事は今回きちんと考えたのでしょうか。

**地域整備課長：** 今の町道から国道に出る部分ですが、町道部分についてはお互いに交差できる幅員、ですから温泉に入っていく車と出てくる車が左右に分かれるのですが、左右に分かれる2台が並べる、だから車が3台並べる程度の出口は確保できるような形に計画はしております。

**8番：** 26頁の林業費の林業振興費の10万円、説明を見ますとペレットストーブの導入の支援補助金となっておりますが、個人のペレットストーブに補助金を出すのか、それとも公共施設のペレットなのかお伺いします。

もう1点今9番の八鍬議員の質問と関連ありますけれども、町道紫山内山道路改良事業に、442万円程の補正を致しまして、その煽りということではないのですが、町道内山長尾線の道路改良事業費が丁度442万円の減額補正になっております。内山長尾線は昨年、作業小屋等の移転が4件ありまして移転がすっかり終わりました。道路の拡幅に関しましては、三光堰の水路にもかかるということで三光堰の水路の移動というかたちで、土地改良区の事務所に御願がきております。その関係上どのような形で道路改良ができるのか、また442万円減額しても当初の計画でできるのかお伺いします。

**産業振興課長：** 1番目のペレットストーブの導入であります、木質バイオマスということで県の普及している事業を頂いて民間の施設と言いますか、住宅の方に入れるという事業であります。具体的には飲食業をなさっている所の店に設置する予定でございます。

**地域整備課長：** 内山長尾線の金額と紫山内山線の方が入れ替ったような形になっている訳なのですが、この2つの事業は同じ社会資本整備事業の中で補助事業として動いている訳です。叶内君がおっしゃる通り、内山長尾線の事業を減額して紫山内山線の方に持っていつている形です。これは紫山内山線の渡辺製材所さんの建物とその下地土地でありますけれども、土地と建物が違う所有者であるということで両方が承諾して頂かないと事業はできないということで、その承諾を得る為にも紫山内山線の方に最初事業投資してその辺を解決していきたいということで、そちらの方に442万円を異動させて頂いた形です。

**8番：** 木質バイオマスが非常に問題になっているところで、ペレットストーブに補助金を出すのは大変結構だと思います。ただ補助率が何%あるのか、何万円のストーブに対して10万円ということはあるけれども、何%の補助を出しているのか、それから内山長尾線の道路改良事業についてですが、道路改良には優先順位があつてしかるべきだと私もこれは理解しております。ただ内山長尾線を長年、長尾の町内会また長沢地区の町内会でも幾度となく町と県に陳情やら色んなお願いやら伺った経過があります。その中で数合わせみたいなかたちで道路改良工事をこのような形でやって良いのかどうか。もし本当に必要とすれば追加予算をとってもやるという気持ちがあるのかどうか、その辺お伺いします。

**産業振興課長：** ペレットストーブの代金が設置込みで30万円でございます。その3分の1ということで10万円の金額を計上させて頂きました。

**地域整備課長：** 叶内君がおっしゃる通り内山長尾線については今ある予算の中で事業を減額させても動いております。道路改良これから入るのですが、今年の補正については補助事業でありますので今これから要望しても付いてくる可能性はないと思いますので、現在ある予算で今年に対応していきたいと考えております。

**8番：** 確認の為もう一度お伺いします。紫山内山線ですが、それが442万円は国県の予算がついた。そして内山長尾線は当初の計画より予算は要求したのだけれども、予算がつかなかったと解釈して良いのか、その2点。

**地域整備課長：** 紫山内山線に予算がついたというのではなくて、もともとあった予算の中で、同じ事業なのです2つ共、同じ事業の中で動いておりますので内山長尾線の方から442万円を紫山内山線の方に移動して予算を使いたいという事です。

**3番：** 38頁の10款4項社会教育費、右の方の説明の中で耐震診断業務委託225万7千円とございますが、この数字につきましては各町内の公民館の耐震の調査をしたという事で宜しいですか。

**教育次長：** この耐震の診断業務委託料については中央公民館の耐震の診断をお願いする委託料です。

**3番：** 分かりました。それでは逆にお伺いします。逆にと言いますか各町内の公民館は避難所になっているかと思いますが、その避難所の耐震の調査というのは今後予定していないのですか。

**教育次長：** 今現在、防災計画を立てて計画を進めているということで、教育委員会サイドで当局の方から各集落公民館の建設年次それと防災に関わる内容についてこれから調査をしたいと考えております。耐震については、まだ考えておりませんが、57年以前の物の区別をはっきりさせたいと考えております。

**3番：** 午前中の一般質問の中でも町長のご答弁の中にもありましたが、国の防災計画を受けて県の防災計画を受けて町の防災計画だという話がございますが、それを待っていたのではまた震災になってしまいます。来るかもしれません、ですから即急に緊急な避難所である公民館等につきましては早急に町の事業として耐震調査などやって頂きたいと思っております。

**4番：** 先程の8番議員と重複しますがペレットストーブ、27頁の農林水産業費の中での10万円ということについてお伺いします。私常々思っていた事なのですが、庁舎にペレットストーブが導入されましたけれども、あれはストーブが古くなったから更新をしたという物なのか、或いは新興策というのですか、ペレットストーブがCO2削減の相殺すれば非常にCO2を削減できる一つの物の媒体となるということで、その普及を図っていく為にも一つになりますよというアピールの為に庁舎に置いたのかなと疑問に思っていましたのでそれをまず聞かせて頂きたいという事と、この10万円の県からの支出金を民間の施設に出したという事ですけれど、それに際して公募とか或いはどういった選考基準で選ばれたのか、お聞きしたいと思っております。

**産業振興課長：** まず役場の庁舎内に設置してあるペレットストーブですが、2つ意味があります。一つはやはり暖を取るという事と、もう一つが普及していくという事でその為には町の方でまず設置してその燃料でありますペレットにつきましても県の緑環境税のお金を頂いて、それを充当して展示、暖を取るという事でやっておりました。ですから2つの意味があるということでご理解頂きたいと思っております。

それともう一つ今回のペレットストーブの導入ですが、以前から店をやりたいという事で、その方が特に今きました自然エネルギーに対して理解を示している飲食店の方でしたので、新しく県の方でこのペレットストーブを入れる様な事業が出てきましたので、うまくリンクさせまして今回予算が付いたら導入するという事で今年の冬から稼働できる様な事でしたという事で、公募等といったことはしていませんが従来からの意見交換とかそういった中で入れさせて頂くという事でもあります。

**4番：** 私はこの役場庁舎にペレットストーブを導入してくれた事は非常に良い事だと思っておりました。今お聞きして初めて分かった事ですけれども、これを普及していくという目的の意味においては非常にアピールが足りないし、また民間住宅に普及していく政策等が伴っていないと強く感じます。色々町村ではペレットストーブ導入時に補助金を出すとか或いは何らかの援助をするとかそういった政策を伴いつつ、そういう普及をさせていく、それが本来町の取るべき普及のさせ方の方法だと思います。今回は初めてだったから仕方がないとしても、特定の方に内々に話をしておいて県からきたペレットストーブ普及の為のお金10万円を充てたということは仕方がないにしても、これは悪い事ではなくて良い事なのだから、もっと民間住宅に普及させるような政策をとって、そして二酸化炭素の排出量を相殺できるというシステ

ムがある訳ですから、うまく利用してこの地球温暖化の防止に努めていって頂きたいと強く思っているのですが、今後考える余地考えて頂ける余地はありますか。

**産業振興課長：** 設置する場所は先程も言いましたように多くのお客様が来て頂く場所という事で、個人名はちょっと申し上げられませんが、そう言った意味では広く見て頂いて暖も含めて体験して頂けるのかなと思っております。ですからその辺の利用の実態とかそういったものも店主の方から聞きながら、そしてそれを普及していくような対応をしていきたいと考えております。

またもう一つであります、舟形マッシュルームの方でもチップを利用して熱を取る、暖を取るといった取組みをやっていますのでそういった事も含めて広く普及するような事で県と対応しながら進めていきたいと考えております。

**4番：** 是非普及して頂けるように取組んで頂きたいと思っております。更に化石燃料に頼らない石油燃料に頼らない、地元産の木材でも使っても燃料にできるという良い特質を持っていると思っておりますので、是非一刻も早く一般家庭にも普及できるように製作をとって頂きたいということをお願いして終わります。

**5番：** 27頁の農林水産事業の中で福寿野地区ほ場整備事業費410万円とありますが中身を教えてください。

**地域整備課長：** 加藤議員の質問ですが、福寿野地区補助整備事業負担金です。当所予算90万円の予定でしたが今回予算が多くついてきてまして、500万円の負担をしなければならないという事でその差額分、500万円から当初予定の90万円引いた410万円の増ということでおかせて頂いております。

**5番：** 今あの地区で整備をしています、私一般質問でも述べましたが、岡矢場線の道路です。合わせて拡幅したり道路整備するのかなという考えでやったのですが、ほ場整備の事業が完成したら道路にかかるとは、道路のどれぐらい、道路費にないですが、どんな考えなのでしょう。

**地域整備課長：** 今県道舟形大蔵線と福寿野熊高線の交差点の改良を県の方にもお願いして、県の方でも何とか対応したいという事で検討されております。それと同時に福寿野岡矢場道路改良を平成25年度あたりから計画したいということで、今県の方にもほ場事業で社会資本整備事業でもできないかということで打ち合せをしているところです。

**5番：** 町長さんが一般質問の中で県の方に交差点、今T字路になっていますあの辺の解消をして頂く、そして金がかかっても町で岡矢場線の整備をし、南署ができた緊急車等が沢山通れますので整備をするという投資を頂いているのですが、平成25年という事はほ場事業が終わらないと道路にはかからないという事ですか。町長さんからそれ以後どんな話になったか、もし宜しければお聞かせ頂きたいと思っております。

**町長：** 岡矢場線の交差点については、町独自で要望活動もしましたし、私と大蔵村長が2人で行って県の課の部長道路課長それから国会議員の皆さん方にも2人で要望活動をしております。その結果についてはまだ情報が私の所にはございません。これからもう少し県の方の方と、もう一回お話ししようかなと大蔵村長とは話をしているところです。

**地域整備課長：** ほ場整備ができてからという形になるかと思うのですが、ほ場整備いまま整備やっております。23、24、25の3年間位で完成するのではないかと思います。その後暗渠整備等が入ってくると思うのですが、面的整備は25年までには終わると思います。その後に道路計画をもってきたいと考えております。

**2番：** 26頁第7款1目1項2目の猿羽根山公園管理費の関係ですが、今回補正で83,000円プラスという事で計上になっていますが、今後舟形町の観光資源ということで考えていきますと、猿羽根山という位置づけがどうなのかなという中で、舟形町として猿羽根山という地域に対しての働きかけといいますか、金額的な面での整備も含めまして、どの様なスタンスで今後猿羽根山公園については対応していく考えなのかという事が第1点。

次が30頁の8款3項1目河川費1,151万2千円の増という中で19の負担金補助及び交付金ということで987万2千円ということで、急傾斜関係の崩落対策事業とありますが、この地域がどこなのか教えてくださいということでもあります。

**産業振興課長：** 猿羽根山の振興計画ですが、基本的には羽州街道それから芭蕉さんが舟形町を通ったということで俳句を含めて、そういった歴史と文学で地域の振興を図りたいという事を考えております。具体的には先般、尾花沢の梅津先生を招きまして講演会とか、前は里山ということで講演会があったのですが、そういった所にポイントを置いて進めていきたいと考えております。そこの中には芸工大の石の彫刻もありますし、今回指定管理者として東京リサイクルセンターの方が実習館の管理をして頂くという



事で、そのメンバーも含めて今歴史という事をメインにしましたけど、それを凄く愛する人とか興味を持っている人達が結構居るといふ情報がありますので、NPOのメンバーの方々の力も借りながら先程言いましたテーマを基にして誘客を図っていく様なそんな猿羽根山にしていきたいと考えています。

**地域整備課長：** 急傾斜の場所ですが、今長者原と舟形急傾斜が動いていた訳ですが、長者原の負担が今回272万5千円、舟形が194万7千円、若あゆ温泉の箇所が追加になりまして1,200万円になっております。合せて1,667万2千円の負担ですけれど、当初予算で680万円ありますのでその差を差し引いて987万2千円を今回補正させて頂いております。

**2番：** 最初の猿羽根山の件につきましては、前は観光の売店もあったし遊園地もあったという事で非常に観光者も多く来たという経過の中で、その後私の目から見ますと若あゆ温泉の一方の方にどうしても舟形町の観光のメインが移ってしまって、猿羽根山に行く人が減ってきているという現実なのではないかなと感じます。そういったなかで今後猿羽根山という観光資源、本当に観光として地域で盛り立てていくのかどうか、再考していかないとダメなのかなという感じがしております。今現在では、非常に中途半端な状況ではないのかなと思います。

あと場所につきましては分かりましたが、この土木費の河川費に河、川という費の中に若鮎の法面工事の分が入っているというのが、これでいいのかなと単純な疑問なのですが、これについてお伺いします。

**産業振興課長：** 今言われますように舟形町は若あゆ温泉を中心にして整備してきたという経過がございます、むしろそちらの方が賑わっているという事ですが、今見つけ直してみますのは、舟形もしくは舟形の自然それから体験を含めて舟形をもう一度見て、そしてそれを愛する人達をより良く進めて募っていかうという事で進めております。ですから猿羽根山だけということじゃなくて、例えば猿羽根山の歴史を体験するとか、農産物の体験とか、産直のまんさくの施設を利用するとか、入浴するとか、そういった舟形町が体験できるやつをもっと整備してそれをPRして行って誘客を図っていくということが大事だと思いますし、その為にも今ボランティアの方々がいるのですが、様々なボランティアをして紹介してくれる方々がいるのですが、その方々とタイアップしながら地元の方も自分たちの資源という事を見つめなおす様なそんな活動も今後進めていく必要があると思っております。

**地域整備課長：** 急傾斜事業につきましては県で行なって頂いている事業でありまして、今回若あゆ温泉も急傾斜に該当させて頂いた訳ですが、若あゆ温泉は公共施設ということで、その公共施設を守る為に何か事業はないかということで色々検討して頂いた結果、急傾斜事業できますよという事で県から来て頂いたような形です。河川費においておくのは急傾斜事業が県でも河川事業の中でやっておりますので、河川費の方に予算としておいている状況です。

**1番：** 25頁一本杉福地地区土地改良整備事業の1,418万円、先程5番議員さんが言いました福寿野ほ場整備事業との関連もある訳でしょうけれども、この事業に関しましては一本杉地区の助成事業は今年度で最後かな、この事業に関しては今自己負担が10 a 8,400円で地権者さんたちが払っている訳なのですが、当初完了時点の時に5年据え置きで工事費を払うと、この事業はほ場整備事業の先程町長の答弁にもありました通りに集積事業の関連で7.5%最終的に残った分もまるまる助成がくるもので地権者はただですんだという形の中を、猶予処置を取らなかったのが今年まで自己負担が発生している訳です。また先程、矢野課長から説明があった通りに450万円プラスして事業費が膨らんだからという事です。このほ場整備、岡矢場線ですがこれに関しては前例を踏まえて今回は据え置きして、タダなので思い切って事業をすることなので、あそこは県道から国道の近くの住宅街までかなりの勾配がある訳です。それを思い切って段差を付けると法面の畦畔の処理が大変だからという事で思い切った形の中でどうせすることなので法面を削って工事を行なっている訳です。そういう事業的には今の様な形の中で将来的に集積を構えて将来像の農業経営スタイルを見通しながら事業を組んでいくとお金を出さなくても基盤整備ができるという情報が我々はなかなか分からない面があります。この事業に対して取組まれている事業主体という訳ではないでしょうけれども、町当局の方で情報がある訳です、そういう情報をできるならば農家の方に伝達してもらって、こういう良いタイミングですので推進と言いますか、そういう物をすると年々予算がここの部分の数字が膨れ上がってくる訳ですが、そういうものを踏まえて一般質問で時間が無くて質問できなかったのですが、これからはこういう計画をもしできるのであれば町民農家の方に情報を伝達しながら取組ませていくような推進をして頂きたいというような、前はそういう考えはなかったのかという質問にさせて頂きます。

**地域整備課長：** 佐藤議員の質問ですが、福寿野地区補助する岡矢場の場所ですが、この事業は県営事業で、県営事業の場合は20ha以上でないと該当になりません。20ha以下については町で行う団体営という事業があるのですが、県営事業に該当しますと国が55%県が27.5%町が10%の負担という割合になっております。地元負担が7.5%という負担でありますけれども、これも7.5%負担というのは採択する時の基準がありまして、集積事業をどう対応できるかそれによってもまた若干数字が変わってくるような状況であります。一本杉福地の7.5%負担というのは、65%の集積を行なっております。50%以上の集積を行なった場合は7.5%の受益者負担ということになっておりますので、そういうソフト面の事業も対応していかないと地元負担が安くないという状況になっております。

**1番：** 今のご説明内容は事業計画、検討当時に集積ができてなくても工事完了後に集積が整っていれば、7.5%最終的にはきてるといふ形にできる訳です。スタート当初から、それは完全になりますといふようなやり方でもなくても良いのですと私は聞いております。まずもって舟形町の1,500町歩の面積の中で土地改良区が管理している部分というのは概ね850町歩残りの700数十町歩に関しては土地改良区が土地改良事業を受け皿としてできない訳です。そういうなかでどうしても、行政側にお願いしてやってもらうといふ形になりますので、できればこういう情報等を随時流して頂ければと思いますので、これからも宜しくお願ひします。

**議長：** 他にありませんか。

(無しの声)

無しという声がございます。

これを以て歳出の第6款農林水産費から第13款予備費についての質疑を終結致します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(無しの声)

討論無と認めます。

これから議案第39号を採決致します。議案第39号を原案の通り決定する事に賛成の方は挙手願ひます。

挙手多数です。よって第39号は原案の通り可決されました。

これより3時15分まで休憩をとります。(14:55)

**議長：** それでは休憩前に復し会議を再開致します。(15:15)

### 日程第3

日程第3 議案第40号 平成23年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算(第1号)について議題と致します。

**総務課叶内班長：** 朗読、説明省略。

**議長：** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

**4番：** 52頁の歳出諸支出金の償還金なのですが、当初の見込み200万円強より随分多く償還が出ている様ですが、この内容についてお伺いしたいと思います。

**健康福祉課長：** この償還につきましては、国それから支払基金に返還する分です。平成22年度の段階では実績が出ておりますので概算で国或いは支払基金から交付金という形で町の方で受け取ります。実質22年度の実績が出まして精算をした段階でルールに基づきまして国と支払基金に返還する分ということになります。因みに内訳と致しましては、療養給付費国庫負担金返還分が230万円、出産一時金の国庫補助金が60,000円、支払基金の方に退職者医療交付金274万円ということで内訳がありまして、合わせまして510万円を返還するという内容です。

**議長：** 他にありませんか。

無いようですので、これを以て質疑を終結致します。

これから討論を行ないます。討論ありませんか。

(なしの声)

討論なしと認めます。

これから議案第40号を採決致します。議案第40号を原案の通り決定する事に賛成の方挙手願ひます。

挙手多数です。よって議案40号は原案の通り可決されました。

### 日程第4

**議長：** 日程第4 議案第41号 平成23年度舟形町介護保険特別会計事業勘定補正予算(第1号)につい

て議題と致します。

**総務課叶内班長：** 朗読、説明省略。

**議長：** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声)

無しの声があります。これを以て質疑を終結致します。

これから討論を行ないます。討論ありませんか。

(なしの声)

討論なしと認めます。

これから議案第41号を採決します。議案第41号を原案の通り決定する事に賛成の方举手願います。

举手多数です。よって議案41号は原案の通り可決されました。

#### 日程第5

**議長：** 日程第5 議案第42号 平成23年度舟形町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について議題と致します。

**総務課叶内班長：** 朗読、説明省略。

**議長：** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

無いようですのでこれを以て質疑を終結致します。

討論ありませんか。

(なしの声)

討論なしと認めます。

これから議案第42号を採決します。議案第42号を原案の通り決定する事に賛成の方举手願います。

举手多数です。よって議案42号は原案の通り可決されました。

#### 日程第6

**議長：** 日程第6 議案第43号 平成23年度舟形町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について議題と致します。

**総務課叶内班長：** 朗読、説明省略

**議長：** これより質疑に入ります。

**9番：** 1点だけ91頁の農業集落排水施設管理費ですけれども、区分の12番役務費84,000円この説明の部分の米印はなんですか。

**地域整備課長：** すみません、ミスプリントで役務費となる所が米印になっているようです。

**9番：** 役務費ということですが、普通でしたら役務費の中でも電話料とか、適用と言いますか、説明が今まではあったような気がするのですが。

**地域整備課長：** 役務費の中の手数料でコンポスト放射線調査の手数料として84,000円を計上しているやつです。

**9番：** そのはっきりした説明があったようですが、コンポストの放射線の測定手数料ということですが、これは指導といいますか、集落排水施設のコンポストに関しての測定の指示があったということですか。だとすれば、どれくらいの頻度と言いますか、測定の範囲はどの位だったかお聞きします。

**地域整備課長：** これは県から指導がありまして7月、9月、11月、1月、3月と5回調査する事になっています。7月と9月の調査が終わりまして、7月の時に40ベクレル、9月の段階で9ベクレルというような数字が出ております。

**議長：** 議会中の訂正なので、ちょっと色々調べておりますのでお待ち頂けますか。

本会議中の誤字、訂正という事に関してですが、議会の皆様方の許可を得て訂正できると、但し長は文章をもってということなので町長の事だと思いますけど、文書をもって訂正の申し出をし、許可手続きを取る。後から正誤表を付けて皆様方にお渡しするという事だろうと思いますけど、そういうことで宜しいでしょうか。

(異議なし)

後ほど町長の方から正誤表付けて頂いて議員の方にお配り頂きたい。

**総務課長：** 申し訳ありませんでした。予算書等につきましては総務課の方で作成しておりますけれども、後で訂正をさせて頂きたいと思っております。申し訳ございませんでした。

**6番：** 間違っただけを訂正するのは当然だと思いますが、会議が始まってから口頭で訂正というのはおかしいのではないのか、やはりその時点で総務課で点検して本当に間違っただけならば事前に報告をしながら訂正するというのが本筋だと思う。終わって今話してからするというのはおかしいのではないかと私なりに感じます。分からないでここに提出したからこうなったのかという感じもしますが、現実にはその辺は無いようにお願いしたいと思います。

**議長：** これからそういうことの無い様子を付けて頂きたいという事で、議員の皆様から許可を頂きましたので先程言うとおりの、後程訂正をして頂くということで御了解を頂きたいと思います。

他に質疑ありませんか。

(なしの声)

これを以て質疑を終結致します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声)

討論なしと認めます。

これから議案第43号を採決します。議案第43号を原案の通り決定する事に賛成の方举手願います。

挙手多数です。よって議案43号は原案の通り可決されました。

## 日程第7

**議長：** 日程第7 議案第44号 平成23年度舟形町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について議題と致します。

**総務課叶内班長：** 朗読、説明省略。

**議長：** これより質疑に入ります。

**4番：** 103頁の管の修繕料と浄化センターの修繕料の内容についてまずお聞きしたいと思います。

**地域整備課長：** 修繕料ですけれども一つは管渠管理事業修繕料につきましては、水中ポンプの修繕と致しまして舟形駅前のマンホールポンプのオーバーホールです。それから浄化センターの管理事業の修繕料ですけれども、これは浄化センターの余剰汚泥ポンプの修繕としてポンプがオイル漏れをおこしておりますので、その修繕です。

**4番：** いずれもポンプのオーバーホールや油漏れ等の修繕という事なのですけれども、関連しますけれども、震災時において電源確保が非常に問題になった所だと思います。公共下水と農業排水もそうなのでしょうけれども、それについての今後の対策と、要するに電源がなくなった時にこのポンプが動かなくなると思うのですけれども、そういった対策とまた来年の夏に向けて計画停電等が発生するかもしれないという中で、どういう対策を講じ様としているのかそれをお聞きしたいと思います。

**地域整備課長：** 電源対策でありますけれども、やはり震災とさまざまな影響で停電した場合にポンプ等の影響が出ます。その中で町で委託している業者をお願いして発電機等の手配、ポンプの繋ぎ込みというやつについて委託業者をお願いして今後とも対応していきたいというふうに考えております。

**4番：** 対応していきたいという事は、対応はまだなっていないという理解で宜しいのでしょうか。まずそれと、もしそれで対応する場合何時間の停電まで耐えられるという想定をしているのか。半年間経っている訳ですから、そういった検証等が必要であるしそういう検証等をしていて当然だと思うのですけれども、あれだけ騒いだ事件なのでこの電源確保の問題については、そのへんのところを2点、何時間を想定しているのかそういうところをお聞きしたいと思います。

**産業振興課長：** 前担当でしたので私の方から。この前3月11日の対応について、一つは管水路、水の対応です。これにつきましては、管路その物の破損は幸いなかった。それについてはそれぞれポンプで水を上げまして、そしてあとは落下して各家庭にすることで発電機を確保しました。そして必要に応じて除雪もする必要がありましたので、業者さんの力、土建業屋さん電気屋さんそして水道屋さん職員も入りましてけれど、そういうことで一カ所は断水がありましたが大きな被害はなかったという事で対応しています。汚泥の部分です下水道関係であります、ポンプが動かない事によって処理場まで圧送ができないということで、職員の方で汚泥の溜まっている箇所をどれだけ溢れてくるのか確認して、それについてバキュームカーを出して抜き取る、溢れない様な事で確認してはそこに車を派遣するという事で対応させて頂きました。結果としてこちらの方も通常の生活ができたものですから、それは一つ大きな経験であるし、職員も含めて万全まではいかなかったと思うのですが、ある程度生活に支障はなかったと経験と

して教訓として今把握しているところです。これからも対応としてはそういうことになるかと思うのですが、それを一つの教訓としてこれからも活動していきたいと考えているところです。

**4番：** 電源のことは。

**産業振興課長：** 電源につきましては、ガソリンの給油が一番問題になってきます。幸いにして1日位の停電でございましたので、それは対応できたと思います。これから管路が破けたり長い停電の場合、ガソリンが確保できない場合は非常に厳しい状況になってくるのかなと、むしろ舟形よりも他の被災を受けた所の例が一番良いと思うのですが、対応については非常に苦勞する場合もでてくるのかなということですが、でも基本的には発電機とかそういうチームワークの中で可能な限り対応していくと考えております。

**4番：** 最後という事でもう一回だけ。電源の手配をする見込みだという気持ちがあるのなら、やはり何時間耐えるかという検証は必要だと思います。その答弁は全くできていない訳だから、どの位の停電に今の浄化施設が耐えられる能力が、満杯になる能力があるかということですが、そういうことの検証をして頂いて、給油例えば時間的に半日12時間もつ位の有余は確保しておいて電源の発電装置だけは他から借りるとか、そういう具体的な対応策を検討して頂きたいということをお願いして終わりたいと思います。

**議長：** 他にありませんか。

(なしの声)

無い様ですのでこれを以って質疑を終結致します。

討論ありませんか。

(なしの声)

討論なしと認めます。

これから議案第44号を採決します。議案第44号を原案の通り決定する事に賛成の方挙手願います。

挙手多数です。よって議案44号は原案の通り可決されました

以上で本日の日程は全部終了致しました。本日はこれにて散会致します。(15:47)

明日10日と11日は休会とします。尚9月12日の午前中も休会とします。9月12日の午後1時30分から再開します。15分前にお集り頂きたいと思います。1時15分までお集まり頂きたいと思います。それではこれをもって散会致します。ご苦勞様でした。

平成23年 9月12日 (月)  
平成23年第 3 回定例会 5 日目  
午後 1 時30分開議 欠席 1 名

**議長：** 只今の出席議員数は10名です。定足数に達しております。定例会 5 日目です。只今から本日の会議を開きます。

**日程第 1**

**議長：** 日程第 1 報告第 4 号 平成22年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について議題と致します。

**総務課長：** 平成22年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について。地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第 3 条第 1 項 これにつきましては、前年度における実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率を議会に報告し、また公表しなくてはならないことを義務付けております。及び第22条第 1 項につきましては、同じように資金不足比率の議会の報告と、公表を義務付けております。報告の規定により、平成22年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を下記のとおり報告するとともに、監査委員の審査の結果、その意見は別紙の通りであります。平成23年 9 月 8 日 提出 舟形町長 奥山知雄。

記 1. 健全化判断比率 左から順に読ませて頂きたいと思います。実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、実質赤字比率につきましては、歳出が歳入を上回ることがありませんので、赤字決算ではございませんので、ここには数値が出てまいりません。同じように連結実質赤字比率でありますけども、これは一般会計、特会とを全部含めたものでありますけども、これも同じように、歳出が歳入を上回ることがありませんので、赤字とはなりませんので、ここに数値は出てきておりません。次の実質公債費比率でありますけども、15.3%になっております。ちなみに昨年ですけども、16.6%ですので、1.3%改善しております。下の方に括弧書きがございまして、これは早期健全化基準の数字でありまして、この数値を上回る、これよりも数値が高くなりますと、財政健全化計画を定めなければならないということになっております。それから右側の方の将来負担比率でありますけども、これは103.4%になっております。これも括弧書きで350%となっておりますけども、この数字を上回りますと、同じように早期健全化の計画を策定しなければならなくなってまいります。将来負担比率につきましては、町の方で将来におきまして支払いを義務付けられているものであります。毎年起債をおこなっておりますけども、3年後5年後等の将来的には起債を支払う金額、また特別養護老人ホームのように、町の方で一部償還金の負担をしている金額もありますけども、そういったものもここに含まれてきます。また、こういうことはございませんが、全職員が同じ日に一斉に退職した場合に支払われる資金等もここに入っております。その負担比率が103.4%になっております。ちなみに昨年、21年度の場合ですと122.1%ですので、約20%程改善されております。次に記 2 ですけども、資金不足の比率でありますけども、街の場合該当しますが下にありますけども、特別会計の簡易水道事業、農業集落排水事業、公共下水道事業がございまして、これにつきましては資金不足等はここには出てまいりません。以上、報告させて頂きたいと思います。

**議長：** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(異議無しの声)

質疑無いようですので、これをもって質疑を終結致します。討論ありませんか。

(異議無しの声)

討論無しと認めます。これから報告第 4 号を採決します。報告第 4 号を原案の通り決定する事に賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって報告第 4 号は原案の通り可決されました。

**日程第 2**

**議長：** 日程第 2 認定第 1 号 平成22年度舟形町一般会計歳入歳出決算の認定、認定第 2 号 平成22年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定、についてお諮り致します。認定第 3 号 平成22年度舟形町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定、認定第 4 号 平成22年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定、認定第 5 号 平成22年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定、認定第 6 号 平成22年度舟形町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定、認定第 7 号 平成22年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定、認定第 8 号 平成22年度舟形町公共下水

道事業特別会計歳入歳出決算の認定を議題と致します。議案の概要について執行部より説明を求めます。  
**会計管理者：**平成22年度の一般会計特別会計の概要について、ご説明申し上げます。尚、資料につきましては、横長の決算資料を基に説明させていただきます。

頁をめくって頂くと目次がありまして、その次の頁から1頁になります。最初の頁が会計別決算総括表になります。表を読む際には、表の項目の中で、例えばこの1頁では会計別予算額、歳入額とありますが、ここは表頭と言います。それから左端の会計別一般会計、国民健康保険特別会計事業勘定については、表側と言う言い方をしますのでよろしくお願いいたします。尚、この表は総括表なので一般会計から予算額、そして歳入歳出差引額まで読ませて頂きます。

最初に一般会計です。予算額が44億9,701万5千円、そして歳入額ですけれども42億3,176万8,933円、歳出額が40億3,759万1,578円、歳入歳出を差し引いた額ですけれども、1億9,417万7,355円、通常であればこれが翌年度の繰越総額になる訳ですけれども、22年度は23年度に使えるという、繰越明許の事業が3億5千万円ほどありますので、その内2,546万2千円は繰越明許の一般財源扱いとなります。従いまして、実繰越額については、この2,546万2千円を引いた1億6,871万5,355円が23年度の実繰越金となります。国民健康保険特別会計事業勘定、予算額が6億7,800万円、歳入額が6億9,821万7,057円、歳出額が6億5,336万8,650円、歳入歳出差引額が4,484万8,407円、これが次年度の繰越金になります。続きまして老人保健事業特別会計、予算額が147万6千円、歳入額が107万6,948円、歳出額も同額で、歳入歳出差引額は0円となります。後期高齢者医療事業特別会計、予算額が6,350万円、歳入額が6,365万6,561円、歳出額が6,324万5,405円、歳入歳出差引額が41万1,156円となります。介護保険特別会計事業勘定、予算額が6億8,526万円、歳入額が6億8,231万9,295円、歳出額が6億5,320万5,015円、歳入歳出差引額が2,911万4,280円となっております。続きまして簡易水道事業特別会計、予算額が2億4,210万円、歳入額が2億4,918万7,660円、歳出額が2億3,632万1,630円、歳入歳出差引額が1,286万6,030円となっております。続いて、農業集落排水事業特別会計、予算額が2億3,810万円、歳入額が2億3,843万6,392円、歳出額が2億3,685万4,187円、歳入歳出差引額が158万2,205円となっております。続きまして最後ですけれども、公共下水道事業特別会計、予算額が1億7,920万円、歳入額が1億8,044万5,803円、歳出額が1億7,730万5,779円、歳入歳出差引額が314万0,024円となります。一般会計と特別会計7会計で合計しますと、予算額が65億8,465万1,000円、歳入額が63億4,510万8,649円、歳出額が60億5,896万9,192円、歳入歳出差引額が2億8,613万9,457円となっております。

それでは2頁に参ります。2頁は1頁をグラフにして表したものです。一般会計が66.6%、次いで国民健康保険特別会計事業勘定決算が10.8%、それから、介護保険特別会計事業勘定が10.8%と同じ額となっております。尚、ここはグラフ計算する際にパーセンテージ、百分率を全部足しますと、四捨五入の関係で99.9%となってしまいますが、全体で100%とご理解を頂きたいと思えます。

3頁になります。一般会計の歳入歳出款別総括表ということになります。3頁は歳入になります。表頭を読んでいきますと、予算額ということで当初予算額、補正予算額、それから継続及び繰越事業費繰越財源充当額、そして全部合わせました予算現額となります。続いて調定額、歳入予算を執行する際には調査決定をして年度、それから債権者を確定して調定という行為を取ってから歳入行為に入りますので、調定額、よく徴収率ということで表わされるのは、歳入予算対比ではなくて、この調定額から収入済額をカウントしたものが徴収率等になります。続いて収入済額、不納欠損額、不納欠損額については大半が消滅時効の完遂に伴って不納欠損を行うものです。続きまして収入未済額、これは調定を取りましたが、収入が入らず翌年度の滞納繰越額となってしまうものが、収入未済額になります。続いて予算の減額に対する収入済額の増減となっております。表側ですけれども、これは収入の款となっております。1款町税、2款地方譲与税、21款の町債まで、款で表わしたものです。それでは歳入合計の欄一番下ですけれども、予算現計から読んでいきます。歳入予算現計44億9,701万5千円、調定額が42億5,141万4,553円、収入済額42億3,176万8,933円、不納欠損額178万4,722円、収入未済額1,786万898円、予算の現計に対する収入の増減ですけれども、マイナス2億6,524万6,067円、これは繰越明許費の、例えば国県支出金、町債の未収入特定財源が、23年度中に入るということで、額が大きくなっているようです。

4頁になります。これは一般会計の歳出の部です。表頭は収入と歳入とほぼ同じですけれども、予算額、当初予算額、補正予算額、継続費及び繰越事業費繰越額ということで、21年度予算を繰越明許で、22年度に使った予算額がここになります。それから予備費支出及び流用増減、予算現額、支出済額、翌年度繰越

額、不用額となります。表側については1款の議会費から13款の予備費までとなっております。歳出合計の予算現計から読んでいきます。予算現計44億9,701万5千円、支出済額40億3,759万1,578円、翌年度繰越額、これは繰越明許の額になりますけれども、3億6,379万2千円、不用額9,563万1,422円。

次の頁が5頁ですけれども、一般会計の歳入と歳出をグラフに表したものです。左側の歳入につきましては、10款の地方交付税が49.3%と、一番多い率になっております。次いで2番目が町税の11.3%、3番目が町債の9.7%となっております。それから右の歳出ですけれども、歳出につきましては公債費の中で一番多いのが総務費23.3%、2番目が民生費の17.2%、3番目が土木費17.1%となっております。尚、この歳出の百分率につきましても、四捨五入の関係でコンマ1%がずれておりますけれども、宜しくお願ひしたいと思います。

それでは7頁に参ります。7頁は町税種目別徴収実績となります。表頭は調定済額、現年課税分と滞納繰越分、計と表しております。それから次が収入済額ということで、これも現年課税分、滞納繰越分、計となります。そして不納欠損額、収入未済額ということで、これも現年課税分、滞納繰越分、計となっております。表側では町民税を個人と法人、それから固定資産税を純固定資産税と交付金、軽自動車税から入湯税まで、そして合計、これは一般会計分の町税になります。その下の国民健康保険税については、一般分と退職分ということで、国民健康保険税になります。下の網が掛かっているのが国民健康保険税の計になります。合計欄の調定の合計を読んでいきます。調定済額、一般と国保を合わせた額ですけれども6億9,121万4,992円、収入済額の計ですけれども6億3,756万4,477円、不納欠損額が412万5,522円、収入未済額ですけれども4,952万4,993円となっております。

それから11頁になります。11頁は各科目別給与費調書ということになります。尚、ここにつきましては、表側特別職とは議員さん10名、それから本来であれば予算では町長、副町長、教育長は給与となっておりますけれども、人数把握に関しては、町長、副町長、教育長もこの特別職の人数に入っております。特別職は合計で762名、一般職につきましては、22年度ですけれども79名、尚、一般会計での人数が79名ですけれども、他の会計、介護には一般職、プロパーが3人、それから簡易水道、農業集落排水、下水道各1名ずつで、22年度は85名です。

それでは12頁になります。款節別支出額調書の2枚続きになりますので1番目になります。表側は1節の報酬、2節給料、15節の工事請負費までなっています。それから13頁をめくって頂くと、16節原材料費から28節の繰出金まで、これが1節から28節の振分けになります。12頁に戻って頂くと、表側につきましては、1款の議会費から13款の予備費まで、そして網掛のなっている部分が歳出合計、その下が前年度歳出合計となります。この中で一番下に前年度対増減率とありますが、20%以上の増減あるものについて拾ってみました。1節の報酬では21.1%、これは10款の教育費で学校指導員、学習支援員、複式学級支援員、スポーツ指導員等を、21年度は賃金、物件費で計上していたものを、人員確保と条件の整備に基づいて1節の報酬で22年度から予算措置をした為に21.1%報酬が伸びています。それから下の方に行きますと、表頭の14節使用料及び賃借料の一番下、22.2ポイントの増になっておりますが、これは22年度に行いました戸籍システムの導入の増の様になっております。それから15節の工事請負費23.6ポイント増になっております。これは繰越明許等、後半に国の事業を展開した為に、15節工事請負費が伸びているようです。

それから13頁に入ります。表頭の17節公有財産購入費、これについては一番下ですけれども、△の89.8ポイントとなっております。これは21年度中、温泉の第二源泉の公有財産購入があったようです。隣の備品購入費ですけれども、27.5ポイント△になっております。これは町営バス、それから総務費においても、エコカー等の購入が21年度はあったけど、22年度は無かったということで△になっております。それから20節の扶助費、37ポイント増になっています。大半は制度の変わりました子供手当の増によるものと考えられます。それから22節の補償補填及び賠償金、4757.3ポイントと皆増のような格好になっておりますけれども、これは丁度内山長尾線の繰越明許費の増による様です。それから27節の公課費ですけれども、これは自動車購入、自動車重量税のことですので、39.1ポイント減になっておりますけれども、車検それから自動車購入が無かったが為に、減になったようです。それから14項から19項までは、総務省に町が報告をします、いわゆる決算統計の資料になります。

14頁が収入の状況、これは表側を読みますと決算額、臨時的収入を特定財源と一般財源に割振りを行います。また経常的収入も特定財源と一般財源に分けます。特に町の中では経常的収入の一般財源、経常的収入の一般財源収入額の確保が大切ななと思っています。項目を見て頂くと、経常的収入の一般財源は地方税か



ら地方交付税まで、普通交付税ですけれども、この額最後の下の方になる経常的収入の一般財源合計額24億6,706万3千円、これはここから千円単位になります。

次の頁が15頁ですけれども、これも決算統計の資料で、性質別経費の状況となります。これも表頭の方からいくと、決算額、臨時的経費を特定財源と一般財源に分けた形、それから経常的経費も特定財源と一般財源に分けた形になっております。経常的に支出をする一般財源の合計ですけれども、一番下の方の経常的経費の一般財源の欄ですけど、23億1,428万5千円、これを先程の経常的一般財源収入額を分母にして、この23億1,428万5千円を表したものがよく使われる、経常収支比率ということで、22年度は経常的一般財源表頭の右端になりますけれども、85.8というのが経常収支比率になります。

それから16頁が5ヶ年間における地方交付税の状況となります。17頁が5ヶ年間における主要財政指標の推移。

18頁が地方債現在高の状況ということで表頭が平成21年度の現在高、平成21年度発行額、平成22年度の元利償還額で、元金と利子そして合計、左の財源内訳ということで、特定財源か一般財源、それと平成22年度末現在高という表し方になっています。表側は一般公共事業債から16の臨時財政対策債までになって、合計の欄になります。21年度現在高が43億0,109万9千円、21年度発行額が4億1,010万円、22年度元利償還額が5億3,208万5千円、2つますをとびまして、22年度末の現在高は42億4,270万3千円となっております。

19頁も地方債現在高の状況ですけれども、これは先程は一般会計別、この項が簡易水道事業特別会計、それから農業集落排水事業特別会計、公共下水道事業特別会計の地方債現在高の状況になります。

20頁をお開き下さい。平成22年度最上広域市町村圏事務組合市町村分担金の一覧表となります。これも単位は千円になります。舟形町が表側の中程に出てきます。事務費分担金1,331万9千円から合計しまして1億9,405万7千円が合計で、昨年、広域市町村圏事務組合に支払ったものがこれ位になっています。対前年費では3千万程減になっております。その理由としましては、表頭の広域交流センター費分担金、新庄駅に併設するゆめりあですけれども、建設地方債の償還が終わったが為に、ここは対前年度で約5百万円程減っています。それから消防費分担金も22年度は9,659万円ですけれども、南支署の建設事業が21年度に行われましたことと、それから職員の新陳代謝によって、給料が大分下ったようなので減になっております。

それでは21頁をお開き下さい。ここから特別会計の歳入歳出を表した総括表になります。21頁は国保事業特別会計歳入歳出款別総括ということで、表頭が歳入ということで、款、予算現額、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、その隣が歳出で、同じように款、予算現額、調定額、支出済額、翌年度繰越額、不用額と表されています。表側では歳入によっては、1款の保険税から11款の諸収入、そして歳入合計、それから歳出では、1款の総務費から11款の予備費までとなっております。ここは一番下の歳入合計を横に読んでいきます。予算現計6億7,800万円、調定額が7億3,374万1,322円、収入済額が6億9,821万7,057円、不納欠損額が234万0,800円、収入未済額3,318万3,465円、それでは歳出合計です。予算現額6億7,800万円、支出済額が6億5,336万8,650円、不用額2,463万1,350円。

25頁になります。老人保健特別会計歳入歳出款別総括表ということで、この老人保健特別会計につきましては、22年度で終了になります。というのも、後期高齢者医療制度が始まりまして、2年間の事務処理期間を22年度で迎えるということで、23年度以降は、老人保険特別会計はございません。それでは歳入合計の予算額から朗読します。予算現額147万6千円、調定額107万6,948円、収入済額も同額になります。歳出合計です。予算額は同額、支出済額107万6,948円、不用額39万9,052円。

26頁です。後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出款別総括表、一番下の歳入歳出合計の欄を横に読んでいきます。予算現計6,350万円、調定額6,365万6,561円、収入済額6,365万6,561円、それから歳出合計ですけれども、予算額は歳入と同額になります。支出済額が6,324万5,405円、不用額が25万4,595円。

27頁になります。介護保険事業特別会計歳入歳出款別総括、一番下の歳入合計、歳出合計を朗読します。予算現額6億8,526万円、調定額6億8,279万0,795円、収入済額6億8,231万9,295円、不納欠損額11万2千円、これは2年間の税と違いまして、2年間の消滅事項を迎えたものとなります。収入未済額35万9,500円、歳出です。歳入歳出の予算額は同額になります。支出済額が6億5,320万5,015円、不用額が3,205万4,985円。

28頁が簡易水道事業特別会計歳入歳出款別総括表、これも一番下の欄ですけれども、歳入歳出合計欄を読

んでいきます。予算現額2億4,210万円、調定額が2億5,531万1,976円、収入済額が2億4,918万7,660円、収入未済額612万4,316円、歳出合計ですけれども、予算額は歳入と同額です。支出済額2億3,632万1,630円、不用額が577万8,370円。

29頁になります。農業集落排水事業特別会計歳入歳出款別総括、一番下の歳入歳出合計になります。予算現額2億3,810万円、調定額2億3,971万2,479円、収入済額2億3,843万6,392円、収入未済額127万6,087円、歳出です。予算額については歳入と同額です。支出済額2億3,685万4,187円、不用額が124万5,813円。

30頁です。公共下水道事業特別会計歳入歳出款別総括です。一番下の欄、歳入歳出合計を読んでいます。予算現額1億7,920万円、調定額1億8,122万6,366円、収入済額1億8,044万5,803円、収入未済額78万0,563円、歳出合計です。予算額は歳入と同額です。支出済額1億7,730万5,779円、不用額が189万4,221円以上でございます。以上、22年度の一般会計の特別会計の概要説明ということで、説明申し上げます。宜しく申し上げます。

**議長：** 続きまして監査委員による各会計の決算審査結果報告を林代表監査委員より求めます。

**監査委員：** それでは平成22年度舟形町各会計歳入歳出決算審査の意見を述べさせていただきます。

最初に1頁を開いて頂きたいと思っております。平成22年度舟形町各会計歳入歳出決算審査意見書、審査の概要であります。1. 審査の対象(1)平成22年度舟形町一般会計歳入歳出決算書。(2)から(8)まで特別会計7決算でございます。(9)財産に関する調書の9項目について対象と致しました。2. 審査の期間であります。平成23年7月26日から8月11日まで延べ8日間行いました。3. 審査の手続き、町長から提出された舟形町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況を示す調書について関係法令に準拠して作成されているか。さらに予算が適正かつ効率的に執行されているか等に主眼を置き、証拠書類等を照合するとともに関係職員の出席を求め、慎重に審査検討を行う等の審査手続きにより実施致しました。数字等につきましては先程の会計管理者の数字と重複しますので、重複する点については省略させていただきます。

それでは2頁、審査の結果、各会計の決算書であります。省略させていただきます。

3頁からが一般会計であります。1番決算計数について。町長より提出された決算書及び関係書類に基づき歳入歳出関係諸表及び証拠書類等照合審査した結果、決算計数はいずれも符合し、誤りのないものと認めました。2、財政事情、第1表が収支の推移であります。先程の説明と重複しますので省略致します。(1)歳入の状況、次の頁に各款ごとに比較表を提示しておりますが、先程の説明と重複しておりますので省略致します。

5頁からが構成比の高いものの内容の説明であります。町税だけ申し上げますが、第4表を見て頂きます。収入済額は4億7,695万2千円で、前年度に比べ92万3千円、率にして0.2%増加した。歳入決算額に対する構成比は11.3%で、前年度より0.1ポイント増加している。内容は固定資産税、軽自動車税、町たばこ税が若干増加しているが、町民税が791万円減少している。町民税が減少したのは景気の停滞により個人所得の減少が影響している。法人町民税が増加したものの、個人町民税の落込みが大きい。入湯税が減少したのは東日本大震災に伴う閉館の影響によるものである。収入未済額は現年度分549万5千円、滞納繰越分1,263万1千円、合計で1,812万6千円となり、内、178万5千円を不納欠損処理している。

6頁が地方交付税、これも表を見ますと年々減らされてきた訳であります。平成19年度から増加となっております。町債につきましては省略致します。

7頁朗読致します。歳入全体では前年度より1,236万9千円、率にして0.3%減少した。前年度に比べ国庫支出金が9,524万8千円、繰入金1億4,526万5千円、財産収入2,108万3千円、諸収入1,087万7千円が大きく減少している。一方、増加したのは地方交付税1億0,179万3千円、町債7,280万円、繰越金4,577万3千円、県支出金4,054万4千円である。地方交付税は国の三位一体の改革により、年々減少の傾向にあったが平成19年度より増加に転じている。地方交付税は歳入全体の49.3%を占め、その結果自主財源は9億2,343万7千円で全体の21.8%、依存財源が33億0,833万2千円となり、78.2%の割合となっている。財政調整基金など基金を8,504万6千円取り崩して予算執行したものの最終的には財政調整基金に1億5,582万6千円、公共施設等建築資金に1億11万9千円積み戻す結果になっている。3年目となるふるさと応援寄附金は69件292万8千円の実績があった。当町出身者の思いを大切に有効に活用するとともに、今後も継続して推進されたい。収入未済額が町税264件、1,812万6千円その他、住宅使用料11件149万3千

円、土地建物貸付収入3件22,000円、計278件1,964万5千円となっている。土地建物貸付収入の収入未済については、件数及び金額も少なく、早急な回収を図られたい。収入未済は自主財源の乏しい本町にとって厳しい財政をさらに圧迫する事となっており、税及び使用料等の住民負担の公平性の観点からもその解消にさらなる努力をお願いしたい。また、上記収入未済額のうち、不納欠損として町税29件178万5千円を不納欠損処分しているが、地方税法第15条の7第5項滞納処分の停止の要件によるもの2件、地方税法第18条の1消滅時効によるもの27件である。尚、歳入において国庫支出金等で予算現額と収入現額とに、大きな差額が生じている。次年度への繰越明許費の財源であるが、明確に位置付ける為、調定により未済額とし、備考欄で説明という表記が可能か検討されたい。

8頁からが歳出の状況であります。第7表が款別支出済額比較表であります。説明を省略致します。以下構成比の多いものの内容の説明ですが、省略させていただきます。8頁9頁説明を省略させていただきます。

10頁をご覧ください。歳出全体では前年度より1,309万8千円、率にして0.3%の減少となっている。款別にみると総務費、民生費、衛生費、土木費、災害復旧費が増加し、その他は減少している。節別に決算額構成比をみると人件費19%で最も高く、普通建設事業14.2%、繰出金13.9%、公債費13.2%などとなっている。人件費、平成22年度は前年比金額1,375万8千円1.8%の増となっている。職員給料と職員手当は減少しているが、共済費等が増加した為である。

11頁からが国民健康保険特別会計勘定であります。1番決算計数については誤りのないことを確認致しました。2財政事情の収入であります。第1表これも会計管理者の説明と重複しますので説明を省略致します。

12頁の上の方が構成比の多いものの内容の説明であります。省略致します。第2表が款別の支出額の比較表であります。これも重複しますので省略致します。平成22年度の決算状況は歳入歳出差引額が4,484万8千円で、前年度比32.7%減少した。事業面については被保険者の高齢化や、医療の高度化が進み医療費の増加の原因となっているが、特定健康診査事業の実施や健康づくり運動、健康指導の強化など、諸事業に積極的に取り組んでいることを評価したい。保険税収納未済額が現年度分795万7千円、繰越分2,756万7千円、計3,552万4千円で、前年度より244万7千円増加している。また不納欠損金234万1千円を処分している。保険税滞納者に対しては資格証明書12件（前年14件）、短期被保険者証46件、前年52件を発行している。税徴収率は現年度分95.2%（前年が96.3%）、滞納繰越分14.4%、前年13.1%、合計で82.9%（前年84.9%）、前年と比べると2ポイント減少している。今後も収納率の向上と収納未済額の回収に努められたい。また町民の健康づくり、国保事業の円滑、適正な運営にさらなる努力をお願いしたい。

14頁が老人保健特別会計であります。1決算計数につきましては誤りの無いことを確認しました。2財政事情であります。収入の状況第1表記載のとおりであります。先程の説明と重複しますので省略致します。

15頁、前段の歳出の状況についても先程の説明と重複致します。この会計は後期高齢者医療制度が新設された為、すべてが移行するまでの経過的な会計であり、平成22年度で終了致します。

16頁、後期高齢者医療事業特別会計であります。1決算の計数につきましては、誤り無いこと確認しました。2財政事情の収入であります。表のとおりであります。これも説明を省略させていただきます。

17頁、歳出の状況については、歳出の97.4%6,158万円が広域連合への納付金となっております。この事業については、県内の市町村が組織した山形県後期高齢者医療広域連合が財政運営の主体となっており、町の業務としては保険料の徴収、被保険者の資格管理に関する申請や届け出の受け付け、被保険者証の交付となっている。被保険者数1,285名で前年度より4名減少している。医療給付費は県広域連合より8億2,507万9千円給付されているが、実績割合により一般会計より6,338万8千円負担金として広域連合に支出されている。

18頁が介護保険事業特別会計であります。1決算計数につきましては誤り無いことを確認しました。2財政事情の歳入比較表並びに19頁の歳出比較表は説明が重複しますので省略致します。歳入の主なものは国庫支出金1億5,903万8千円、支払基金交付金1億7,721万8千円、保険料8,499万7千円、県支出金9,104万3千円等で、歳入全体では4.9%の伸びである。歳出の主なものは保険給付費が大半で、前年度比5.6%増の5億7,555万3千円である。また基金は前年度3,639万8千円であったが、141万3千円減少し、年度末残高は3,498万5千円となっている。介護保険料の収入未済額が現年度分28万8千円、滞納繰越分18万4千円、合計47万2千円となっている。うち5世帯18件11万2千円を不納欠損しているが、いずれも

介護保険法第200条による時効（2年）によるものである。包括支援センターによる相談業務や、地域の公民館などを利用した介護予防教室や、認知症予防講演会などを実施し、努力されていることを評価したい。高齢化社会に向け高齢者が支援、介護を安心して受けられ、老後に不安のないよう日常の介護活動と、制度本来の運用が図られるよう期待します。

20頁、簡易水道事業特別会計であります。1 決算計数につきましては誤り無いこと確認致しました。2 番財政事情について収入及び21頁の支出については説明を省略させていただきます。各地区の水道管敷設工事はほぼ終了しており、今年度は小松水源地、原田山排水地、遠方監視設備更新工事と松橋地区等の水道管橋梁添架架替工事と富田、松橋、長者原地区の耐震管への敷設工事、あとは維持管理費と償還金の支出となった。年間有水量は57万3031 $\text{m}^3$ 、有水利数95.8%で前年度より2.6ポイントの増加となっている。これは県下でも上位のランクにある。給水世帯は1,894戸、給水人口6,242人、給水普及率が99.4%と高くなっている。1戸当たりの水道料金は（家庭用）1ヶ月平均4,320円で前年度より65円安くなっている。水道使用料の収入未済額が現年度分で101万3千円、滞納繰越分が511万1千円、合計612万4千円となっている。水道は今更申すまでもなく町民の最も重要なライフラインであり、より安全なものをより安定的を使命に、また企業会計の原則を持って独立採算の確立に向けてなお一層の努力をお願いしたい。

22頁、農業集落排水事業特別会計であります。1 番決算計数については誤りの無いことを確認しました。2 番財政事情の収入、歳入及び23項の歳出については説明を省略させていただきます。歳入の主な構成比は使用料手数料13.5%、県支出金9.1%、繰入金45.6%、町債31.3%である。町債は7,470万円借り入れ、1億0,586万2千円償還し、年度末残高は18億9,424万3千円となった。また基金は21万円増加し、年度末基金残高は820万2千円となっている。歳出の主なものは長者原福寿野地区敷設工事関連費用4,194万2千円と、施設管理費3,488万7千円、長期債元利払い1億4,720万9千円などである。生活排水の垂れ流しは近隣者にも迷惑をかけるばかりでなく、生活環境を悪くし、さらに清流小国川の水質悪化にもつながる為、今後とも計画的に事業を進めるとともに既完了施設の供用率の向上に更なる努力をお願いしたい。供用状況であります。定住人口3,108名、供用人口2,591名、供用率が81.1%となっております。また、使用料の収入未済額が現年度分37万1千円、滞納繰越分90万5千円、合計127万6千円発生しているので回収に努力されたい。

24頁、公共下水道事業特別会計であります。決算計数につきましては誤りの無いことを確認しました。2 番財政事情についての収入第1表25項、支出の第2表の説明は省略致します。歳入の主なものは事業収入3,099万6千円、繰入金8,119万5千円、町債6,580万円であります。町債を6,580万円起こし1億0,519万5千円償還し、年度末残高は17億5,488万8千円となった。歳出の主なものは工事が終了している為、維持管理費4,124万4千円と、公債費1億3,606万2千円だけである。生活排水処理施設の普及状況ということで農業集落排水、下水道、合併浄化槽の普及率を提示致しました。定住戸数1,908戸、接続戸数1,491戸、普及率78.1%です。農業集落排水と合併浄化槽を含む生活排水処理施設の普及率は78.1%となっており、県下35市町村のうち高い位置にあり、他の市町村に先駆けてこの事業に積極的に取り組んできたことを高く評価したい。今後も生活環境の改善、住民の快適な生活と農業用水、特に清流小国川の水質保全のため計画的かつ効率的に事業を推進されたい。また、収入未済額が使用料現年度分68,000円、延滞繰越分36万3千円、新設手数料現年度分5万円、繰越分30万円、合計78万1千円あり、回収に努力されたい。

26頁からが財産に関する調書について。1 公有財産、土地については圃場整備事業に伴う、公園用地、駐車場及び道路整備に伴う用地、町営住宅団地の周辺整備にかかる山林の取得による移動である。建物については主なものとして、1 住宅の新築、青年研修センターの解体に伴う移動と、台帳の見直しに伴う移動である。今後は売却されない分譲宅地や保育所跡地、土地開発基金の土地など未利用地の活用が大きな課題となっている。将来を展望した土地の有効活用についてさらに努力されたい。平成22年の移動については土地、公園、道路、山林で5,876 $\text{m}^2$ の増で、年度末残高は303万8,989 $\text{m}^2$ となった。建物増加分、医師住宅建設3分団6部消防施設、フルーツハウス増築、計220.4 $\text{m}^2$ 増加です。減少分、青年研修センター解体、西堀倉庫売却、堀内母子保健センター、猿羽根山展望台、長沢診療所、長沢診療所居宅、現額で1,134 $\text{m}^2$ 、差し引き913 $\text{m}^2$ の減で年度末残高は53,528 $\text{m}^2$ となった。有価証券は年度内の移動はなく、7機関1,440万5千円の残高となっている。出資出捐金も年度内の移動はなく、年度末残高は33機関1億2,871万1千円となっている。これらは正確適正に管理されていると認める。2 物品、物品については区分変更による自動車は2台減、消防自動車が区分変更も含め3台増、消防ポンプ1台増、パソコンが2台の増加と

なっている。その他は前年同様である。なお、パソコンは他にリースで85台導入されている。3基金、(1)積立基金。平成22年度の一般基金の状況は増加分が9基金で2億7,832万4千円、減少分が4基金で3,943万8千円、差し引き2億3,888万6千円増加し、3月末残高は13基金で13億1,035万8千円となった。特に大きく増加したのが財政調整基金1億5,582万6千円、公共施設等建築基金1億11万9千円、緊急経済対策事業基金1,253万7千円などである。上記の他に、出納整理期間中、公共施設等建築基金に4千万円、舟形若あゆ温泉事業基金に240万円が翌年度に繰り越して積立された。また、大きく減少したのは減債基金3,178万1千円である。(2)定額基金。①土地開発基金。基金での土地は保育所の歩道用地72.92㎡と八畝林業跡地1,074.09㎡の他、新たに道路用地413㎡を取得した。駐車場用地として661.69㎡買収したが、公有財産の買い戻しとなり、現金は114万1千円減少し、年度末基金残高は現金8,567万3千円と土地は413㎡増加し、1560.01㎡となった。道路用地は本来、一般財源に購入すべきものであり、買い戻しをするなど適正に処理されたい。②水田転作家畜導入貸付基金。平成22年度は新規の貸し付けが2頭64万5千円、償還は2頭112万2千円されている。年度末残高は現金で525万7千円、貸付牛が13頭で575万7千円、合計で1,101万4千円となっている。うち232万円が条例で定める5年を経過している。前年度より25,000円減少しているが、回収に努力されたい。③乳牛及び肥育牛導入事業基金。平成22年度中に貸付はなく、年度内の償還3頭現金で25万円となり、年度末残高は現金で214万8千円貸付牛22頭で201万2千円、合計で416万円となっている。うち期限を経過したものが8頭61万2千円となっている。これは前年度より3頭25万円の減となっているが、回収にはもう一段の努力をお願いしたい。④教育振興修学資金貸付金基金。新たに775万8千円増額され、基金残高は1億577万8千円となっている。貸付している総数は124名で、内訳は22年度で貸付したものの46名、以前貸付返済中のもの66名、返済据え置き中の者14名となっている。年度末の貸付残高が1,119万5千円となっている。うち6件各4名分85万8千円が未納となっており、内、固定化しているもの2件15万6千円あるので注意されたい。

結び。平成22年度の一般会計及び特別会計の歳入歳出、財産に関する調書についての決算審査の概要は前に述べたとおりであります。本年度は一般会計特別会計合わせた決算額は、前年度より歳入で2.2%、歳出で2.1%減少している。歳入歳出差引額は2億8,613万9千円となり、翌年度へ繰り越すこととなった。町税は景気の低迷が続く、個人町民税が落ち込んだが、固定資産の増加により、前年比0.2%増加している。頼みの地方交付税は三位一体の改革により、平成13年度から年々減らされてきたが、平成19年度から増加に転じ、平成22年度は前年比5.1%の増となっている。大きな事業としては、町道の改良整備、医師住宅の建設、診療所、保健センター、若あゆ温泉施設、学校施設、簡易水道施設の改修工事が成された。これらは地域の雇用対策創出、景気対策並びに社会資本の整備を目的とする、国、県からの補助金によるものである。また農協や商工会と連携し、農産加工施設設置への助成、プレミアム商品券発行への助成など、地域経済振興対策に取り組んでいる。住民福祉の向上と町民サービス、諸事業の遂行に鋭意努力された執行各層に敬意を表したい。今後の予算執行に特に留意すべき事項については次のとおりである。

1 主な財政指標を見るに経常収支比率85.9、前年90.3、財政力指数0.21、前年0.219、公債費比率7.9(前年9.5)、起債制限比率8.1(前年9.5)、公債負担比率14.9(前年15.9)となっている。ほとんどの比率で前年度より好転しているが、財政に余裕がなくなっている事情には変わりありません。自主財源が少なく、地方交付税に大きく依存している当町にとっては、財政は国の政策に大きく影響されますが、引き続き事務事業の合理化を図り、経費の節減と財政の健全化に向けて、更なる努力をお願いしたい。

2 予算執行に際しては、経費節減の面から努力されていると判断されるが、中には少額ではあるが事業実施せず、全額不用額として決算処理し、翌年度再度予算化しているものが見受けられた。また、予算額に対して相当割合で不用額が発生しているものもあり、財政の厳しいおり、予算編成にあたっては綿密な精査を行い、確度の高い予算措置を講じられたい。予算は議会の承認を得て執行されるものであるから、契約された事業が実施されず、多額の不用額が見込まれる場合は、年度内に減額補正するなど適切に対応されたい。

3 町税及び各使用料等の収入未済額が6,382万2千円となっており、さらに基金運用の延滞金449万5千円を加えると総額で6,831万7千円と多額になっている。内、423万8千円が不納欠損処理されており、極めて憂慮される状況である。対策委員会を組織し戸別訪問を実施し、水道料金は給水停止措置を講ずるなど、それなりの努力をされているのは認められるが、善良なる一般町民との公平平等を欠くことにもなるので、今後はさらに対策を強化して回収に当たられたい。

4 一般会計から上下水道、農業集落排水の3特別会計への繰出金が総額で2億5,941万3千円となっている。特別会計は会計毎に事情があり一様にできない面もあるが、すでに工事が終了している会計は安易に繰出金に依存した運営にならないよう、企業会計的な観点に立って会計内の財源確保に努力されたい。

5 学校、公民館、町営住宅など、公共建物の安全性については、耐震検査や改修工事を行うなど安全管理に努められておりますが、肝心の役場庁舎については、耐震検査は行われたが改修計画などなされていない。建築後相当年数が経過しているの、定期的に基金を造成するなど改修計画を検討されたい。

以上、決算審査の意見を述べましたが、限られた時間内でしかも私どもの経験不足、技量不足もあり、充実した意見書とは言い難い面もあると思っておりますが、ご了承願います。今、国の最大の課題は東日本大震災の復興対策、放射能汚染対策、医療、年金など社会保障関連費用の増加と、その財源をどうするかという問題です。町内でも少子高齢化が進展し、人口減少による町の活力が失われることが心配されます。今こそみんなで知恵を出し合い、町民参加の安全で安心の生活環境づくりに、さらに努力されることを要望して、平成22年度舟形町各会計決算審査の意見と致します。以上であります。

**議長：** 有難うございました。それでは休憩いたします。(14:45)

**議長：** それでは休憩前に復し、再開を致します。(15:06)

只今上程されました8会計決算の調書の審査方法についてお諮り致します。認定第1号から認定第8号まで、計8議案を審議するため、9名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置して、審査する方法ではいかがでしょうか。お諮りします。

(異議無しの声)

異議無しと認めます。9名の委員を持って構成する決算審査特別委員会を、設置して審査することに決定致しました。

次に委員の選任についてお諮りします。只今設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議席番号1番佐藤勇君、2番奥山謙三君、3番斎藤好彦君、4番佐藤広幸君、5番加藤憲彦君、6番大場清之君、7番野尻益夫君、8番叶内富夫君、9番八鍬太君、以上9名の方を指名したいと思っております。ご異議ございませんか。

(異議無しの声)

異議無しと認めます。ただ今指名した9名の方を決算審査特別委員会委員に選任することに決定致しました。続きまして決算審査特別委員会の正副委員長の選任についてお諮り致します。

**8番：** 決算審査特別委員会の委員長には総務振興常任委員長の野尻益夫議員、副委員長には文教民生常任委員長の大場議員を推薦致します。

**議長：** 只今8番議員より、委員長には野尻益夫議員、副委員長には大場清之議員との発言がありました。ご異議ありませんか。

(異議無しの声)

異議無しと認めます。委員長には野尻益夫議員、副委員長には大場清之議員が決定致しました。

決算審査特別委員会に入りますので、本会議を15日まで休会する事にします。ご異議ありませんか。

(異議無しの声)

異議無しと認めます。よって本会議を15日まで休会致します。(15:08)

それでは決算審査特別委員長に推薦されました、野尻益夫議員より開会と決算審査特別委員長のご挨拶をお受けしたいと思います。

平成23年9月15日（木）  
平成23年第3回定例会本会議8日目  
午後2時45分開議 欠席無し

**議長：** ただ今の出席議員数10名です。定足数に達しております。定例会8日目です。本日の会議を開きます。

**日程第1**

**議長：** 日程第1 平成22年度決算の認定について議題と致します。決算審査特別委員会に付託しました、認定第1号 平成22年度舟形町一般会計歳入歳出決算、認定第2号 平成22年度舟形町国民健康保険特別会計事業歳入歳出決算、認定第3号 平成22年度舟形町老人保健事業特別会計歳入歳出決算、認定第4号 平成22年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算、認定第5号 平成22年度舟形町介護保険特別会計事業歳入歳出決算、認定第6号 平成22年度舟形町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算、認定第7号 平成22年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算、認定第8号 平成22年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算。以上8会計並びに財産に関する証書について審査報告を求めます。

**総務振興常任委員長：** 平成23年9月15日舟形町議会議長 信夫正雄様、決算審査特別委員長 野尻益夫。決算審査特別委員会審査報告書平成23年9月定例会において9月12日に設置されました本委員会に付託され審査された。平成22年度舟形町一般会計歳入歳出決算、平成22年度舟形町国民健康保険特別会計事業歳入歳出決算、平成22年度舟形町老人保健事業特別会計歳入歳出決算、平成22年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算、平成22年度舟形町介護保険特別会計事業歳入歳出決算、平成22年度舟形町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算、平成22年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算、平成22年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、以上8会計の決算ならびに財産に関する調査について本委員会は9月12日から15日までの4日間提出された決算書などの内容について町長以下職員の説明を受けてこれらについて慎重に審査した結果認定するべきと決しましたので会議規則第76条の規定により報告致します。

**議長：** ただいまの委員長報告について質疑を致します。質疑ありませんか。

(無しの声)

**議長：** 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結致します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(無しの声)

討論なしと認めます。

これから認定第1号から認定第8号まで8議案について決議致します。認定第1号から認定第8号まで、8議案について議案のとおり決定することに賛成する方は挙手願います。

挙手多数です。よって認定第1号から認定第8号までの8議案について議案のとおり認定されました。

**日程第2**

**議長：** 日程第2 議案第45号 舟形町情報公開審査委員会委員の委嘱について議題と致します。提出者の説明を求めます。

**町長：** ただいま議題に付されました議案第45号 舟形町情報公開審査委員会委員の委嘱につきましては諸般の事情によりまして大変申し訳ありませんが、この議案につきましては全面撤回、そして取り下げをして頂きたいと思っております。なお、この情報公開委員の任期につきましては今月9月30日までとなっておりますので、改めて今月中にこの情報公開委員についてご提案をさせて頂きますので、どうぞ一つよろしくお願い申し上げます。大変皆さんにご迷惑をかけて申し訳ありませんでした。以上であります。

**議長：** ただいま町長より議案第45号について取り下げの申し出がありました。ここで休憩をして全協を開きたいと思っております。若干休憩致します。15分まで休憩をとらせて頂きます。(15:03)

**議長：** それでは休憩前に復し、再開致します。(15:17)

これから議案第45号について採決致します。45号の取り下げに異議の無い方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第45号はこれをもって取り下げと致します。

**日程第3**

**議長：** 日程第3 委員会付託審査の審査報告を議題と致します。最初に請願第3号 地方財政の充実、強化に関する意見書の提出を求める請願について、総務振興常任委員長に報告をお願いします。

**総務振興常任委員長：**平成23年9月15日舟形町議会議長信夫正雄様、総務振興常任委員会野尻益夫、請願審査報告書、本委員会に付託された請願を審査した結果、次の通り決定したので会議規則第93条の規定により報告します。

受理番号、請願第3号。付託年月日平成23年9月8日。件名、地方財政の充実、強化に関する意見書の提出を求める請願。審査結果、採択。以上です。

**議長：**これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(無しの声)

質疑を終結致します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(無しの声)

討論無しと認めます。

これから請願第3号を採決します。請願第3号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって請願第3号は採決することに決定致しました。

陳情第2号 県産牛肉風評被害に関する意見書の提出を求める陳情。陳情第3号 環太平洋戦略的経済連携協定TPP参加反対に関する意見書の提出を求める陳情。陳情第4号 免税軽油制度の継続に関する意見書の提出を求める陳情について総務振興常任委員長、報告をお願いします。

**総務振興常任委員長：**平成23年9月15日舟形町議会議長。信夫正雄様。総務振興常任委員会委員長、野尻益夫。陳情審査報告書、本委員会に付託された陳情を審査した結果、次の通り決定したので会議規則第94条の規定により報告します。

受理番号、陳情第2号 付託年月日平成23年9月8日。県産牛肉風評被害に関する意見書の提出を求める陳情。審査結果採択。陳情第3号 平成23年9月8日。環太平洋戦略的経済連携協定TPP参加反対に関する意見書の提出を求める陳情。採択。陳情第4号 平成23年9月8日。件名、免税軽油制度の継続に関する意見書の提出を求める陳情。採択。以上です。

**議長：**それでは最初の陳情第2号 県産牛肉風評被害に関する意見書の提出を求める陳情について議題と致します。委員長報告は採択であります。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(無しの声)

質疑を終結致します。討論を行います。討論ありませんか。

(無しの声)

討論無しと認めます。

これから陳情第2号を採決します。陳情第2号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。陳情第2号は採択することに決定いたしました。

続きまして陳情第3号 環太平洋戦略的経済連携協定TPP参加反対に関する意見書の提出を求める陳情について議題とします。委員長報告は採択であります。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(無しの声)

質疑無しと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。

(無しの声)

討論無しと認めます。

これから陳情第3号を採決します。陳情第3号を委員長報告の通り、決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって陳情第3号は採択することに決定しました。

陳情第4号 免税軽油制度の継続に関する意見書の提出を求める陳情について議題とします。委員長報告は採択であります。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(無しの声)

質疑無しと致します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(無しの声)

討論無しと認めます。

これから陳情第4号を採決します。陳情第4号を委員長報告の通り決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって陳情第4号は採択することに決定致しました。

#### 日程第4

**議長：**日程第4 閉会中の計測審査について総務振興常任委員長より申し出があります。総務振興常任



委員長。

**総務振興常任委員長：** 平成23年9月15日。舟形町議会議長 信夫正雄様。総務振興常任委員会委員長 野尻益夫。

閉会中の継続審査申し出書。本委員会は定例会で審査付託になった事件について閉会中にもなお継続審査を要するものと決定したので会議規則第74条の規定により申し出致します。請願第2号 生活道路の町道認定及び路線整備について。理由、慎重審議を要するため。以上です。

**議長：** ただいま閉会中の継続審査について総務振興常任委員長より申し出がありました。これに対してご異議ありませんか。

(無しの声)

異議無しと認めます。討論ありませんか。

(無しの声)

討論無しと認めます。よって請願第2号は委員長申し出の通り閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。ここで文書作成配布のため、10分ほどこの場で休憩致します。(15:25)